

## 第1回 総務文教委員会記録

- 1 日 時 令和2年3月18日(水) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 八 木 清 美 | 委 員 | 天 野 京 子 |
| 副 委 員 長 | 霜 鳥 榮 之 | ”   | 高 田 保 則 |
| 委 員     | 佐 藤 栄 一 | ”   | 岩 崎 芳 昭 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- |     |         |
|-----|---------|
| 議 長 | 関 根 正 明 |
|-----|---------|
- 7 説明員 10名
- |         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 入 村 明   | 教 育 長     | 川 上 晃   |
| 総 務 課 長 | 平 出 武   | こども教育課長   | 松 橋 守   |
| 企画政策課長  | 葭 原 利 昌 | 生涯学習課長    | 山 本 毅   |
| 財 務 課 長 | 平 井 智 子 | 妙高高原支所次長  | 岩 銅 健 治 |
| 市民税務課長  | 小 嶋 和 善 | 妙 高 支 所 長 | 高 橋 正 一 |
- 8 事務局員 3名
- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 築 田 和 志 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
| 主 査 | 齊 木 直 樹 |     |         |
- 9 件 名
- |         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 議案第 2 号 | 令和2年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項         |
| 議案第 7 号 | 令和2年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算              |
| 議案第 13号 | 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第10号)のうち当委員会所管事項 |
| 議案第 15号 | 妙高市過疎地域自立促進計画の変更について                 |
| 議案第 16号 | 妙高市職員定数条例の一部を改正する条例議定について            |
| 議案第 17号 | 妙高市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議定について    |
| 議案第 18号 | 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定について      |
| 議案第 19号 | 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について              |

○委員長(八木清美) ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第2号の所管事項及び議案第7号の予算2件、議案第13号の所管事項の補正予算1件、議案第15号の事件議決1件、議案第16号から議案第19号の条例議定4件の合計8件であります。

---

議案第15号 妙高市過疎地域自立促進計画の変更について

○委員長（八木清美） 最初に、議案第15号 妙高市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第15号 妙高市過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

最初に、計画を変更する趣旨についてですが、令和2年度から妙高支所、妙高保健センターの大規模改修工事に係る設計や妙高ふれあいパーク体育館のつり天井の耐震化工事を進めるに当たり、過疎対策事業債を有効活用するため、計画の変更を行うものであります。

次に、具体的な変更内容について御説明いたします。議案第15号参考、妙高市過疎地域自立促進計画新旧対照表を御覧ください。初めに、妙高保健センター等の大規模改修事業に伴う変更内容について申し上げます。

まず、現行計画では妙高保健センターに関する記述がないことから、施策区分5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（4）健康づくりの本文中に、現況として妙高保健センターの老朽化が著しい状況となっていること。その対策として改修を進めることを追記するとともに、事業計画中に新たな施設として、（7）市町村保健センター及び母子健康包括支援センターを追加し、事業内容として、妙高保健センター大規模改修事業を位置づけるものであります。

また、このたびの大規模改修事業では、妙高支所の一部をコミュニティ施設に改修し、新たな地域の拠点とする計画であることから、施策区分7、教育の振興の事業計画中の集会施設に、新たな事業内容として、（仮称）妙高総合コミュニティセンター大規模改修事業を位置づけるものであります。

次に、妙高ふれあいパーク体育館の耐震化工事に伴う変更内容についてですが、同じく施策区分7、教育の振興の事業計画中に、新たな施設として、体育施設を追加し、事業内容として、スポーツ施設整備事業として妙高ふれあいパークの非構造部材耐震化工事、具体的にはつり天井の耐震化工事、これを位置づけるものであります。

以上、妙高市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第15号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今課長より趣旨の説明があったんですけど、正直言ってこの文言の中には、築後30年が経過し老朽化が著しいという文言になっているんですが、なぜ当初計画にこれを入れなかったのか、その辺の理由をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） この計画、5年スパンでつくっております。そういったことでは、これにつきましては、前はですね、平成28年度からという話でございます。27年度のときに作成をしていたものなんですが、なかなかそこまでですね、想定できなかったというような実態がございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この議会で議決しないと、これ終わっちゃうんだよね、この計画の期間というのが。ほんの滑り込みセーフでこれをつけているというのは非常にスリリングだと思うんですが、ある程度これは何年かかけてこういった状況、それから予算規模等を考慮してきたのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） なかなかですね、それはやはり5年の計画のスパンというものがあります。可能な限りですね、向こう5年間にわたって見込めるものについては、幅広に入れていこうというのがやはりその基本だと思っております。今回ですね、このような形で変更をお願いしているわけですが、こちらについてはよその自治体でも多々ありまして、やはり想定し得なかった部分については、その都度随時ですね、県との協議を踏まえながら、こういう計画を変更して、市議会の皆様から御議決をいただいて執行していくということになっておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これが入ることによって、今ほど説明の中でも過疎債の有効活用というのが出てくるわけなんですけど、この場合の過疎債の中身について若干説明願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まず、過疎債でございますけれども、基本的にはですね、事業費の100%に対して充当がされると。そして、70%が交付税の措置があるということから、優良地方債と言われている部分でございます。来年度ではですね、7330万円ですね、過疎債を活用を予定しているものでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そういった過疎債の利用をうまくやっていくというのは、また本体の経費削減にもというか、負担軽減にもなっていくというふうに思いますので、詳しいまた事業内容、予算については、予算のほうでやらせていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第15号 妙高市過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議案第13号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第13号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第13号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

予算書13ページをお開きください。上段の2款3項1目戸籍住民基本台帳整備事業447万9000円は、マイナンバーカード等の普及を図るための国全体の事業費が増加したことに伴い、市の負担金が不足することから増額したいものであります。

戻っていただきまして、予算書11ページをお開きください。歳入について御説明いたします。16款2項1目個人番号カード交付事業費補助金447万9000円は、さきに申し上げました戸籍住民基本台帳整備事業費に対し、国100%の補助を受けるものであります。

以上、議案第13号につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

歳入ですが、10ページ、11ページを御覧ください。21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 続きまして、こども教育課所管事項について御説明を申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正のうち下段の10款教育費、2項小学校費の学校管理事業の288万2000円がこども教育課所管分となります。今回の繰越明許費の補正につきましては、妙高小学校校舎の老朽化に伴い、2階男子児童トイレの修繕を行うものでございます。年度内に完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行いたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（八木清美） これより議案第13号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） マイナンバーカードの関係なんですけど、本会議でも質疑がありましたんで、数字については別にいいんですが、市民の反応といいますかね、当局は一生懸命こうやってやっているんだけど、このマイナンバーカードそのものの市民の反応というのは果たしてどんなものなのかなと、どのように捉えていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 現在14.1%ということで、まだまだ普及が進んでいないということでありまして。ただし近年非常に多くの方がですね、マイナンバーカードの交付申請にお見えになっているということで、徐々に市民の皆さん方からもですね、マイナンバー制度の趣旨等を御理解いただきつつあるのかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 13ページの戸籍住民基本台帳整備の関係のマイナンバーカードの普及の関係で、お聞かせをください。

関連事務費の主な補正要因というのは、もうちょっと詳しく説明をしていただければと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 補正要因につきましては、マイナンバーカードの普及を図るための国の全体事業費が増加をいたしまして、支払い先であります地方公共団体情報システム機構に支払う市の負担金が不足をすること及びこれに伴いまして、マイナンバーカードの交付事務費につきましては、国の法定受託事務に該当いたしまして、全額国の財源措置が必要となり、今般国が補正対応を行ったことを受けまして、妙高市の不足額につきまして、増額補正をしたいということでございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そういう中であればやむを得ないと思うんですが、100%これ補助だと思うんですけども、交

付金で算入されると思うんですが、これまでに要した費用というのはどのくらいの費用をこのマイナンバーカード関係で要しているのか、そこら辺分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） これまでに市民税務課の所管関係の事業費ということでございますが、平成26年から令和元年度、今年度までということで、主にはシステム改修費、カード交付経費ということで、合計で6382万円を支出しております。うち90%、5785円が国の補助ということでございます。市の持ち出し、一般財源につきましては561万円、8.8%ということでございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それでですね、非常にお金がかかっているカードかなというような感じがするんですが、発行されている市民の皆さんの年代層というのは、どういう年代層の方がこのカード申請されているのか、そこら辺分かりましたらお願いします。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 当初カードの交付申請をされた方につきましては、高齢者層の方が比較的多かったというふうに考えておりますが、現在につきましては世代間の差はないというふうに考えております。具体的な例といたしまして、直近ではですね、大学の進学ですとか、確定申告会場での取得など、年代を問わず取得が進んでいるというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 先ほど交付率が14.1%という話がありましたが、いわゆる国が目指している当面の交付率というのはどの程度なのかなというのと、もう一つは妙高市が今計画している交付率、当面何%を目指して取り組んでいるのか、そこら辺は分かりましたらお願いします。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 当面の交付率ということでございますが、国におきましては、マイナンバーカード交付円滑化計画を策定しております。直近の本年度7月末時点におきましては、国の目標といたしましては3193万枚、23.6%ということで、短期目標としては非常に高い目標を設定しております。妙高市におきましては、令和元年度、今年度末の目標値といたしまして、同様に国の要請に基づきまして、マイナンバーカード交付円滑化計画を策定しておるわけですが、その目標値がですね、4972枚、15.2%ということで、残り1か月で387枚、1.2%の増を目指して取り組んでいるわけですが、この2月1か月におきましては、その約3倍の数値を達成しないとですね、目標値に届かないということで、非常に高い数字ではあるんですけども、いろんな機会を捉えながら、目標達成に向けてこれからも努力していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 私の周りの方のちょっと体験をお話すると、特に車の免許を返納してほしい方、高齢の方、障がいの方、そういう方が一生懸命車の免許更新に行っている姿を見て、車に乗らない、車もないのに何で免許更新に行くんですかと聞いたら、身分証明がなくなるという、それが一番大きい理由だったそうで、私たちも多分何かあると免許証をお持ちですかと窓口で言われることが多いんです。それがマイナンバーカードをお持ちですかと言われれば、はっとそうか持っていたほうがいいんだとやっぱり思うと思うので、地域のやっぱりそういうある機関にも積極的にマイナンバーカードはお持ちですかと聞いてもらいたいという、それで免許証がなくても、マイナンバーカードを持っていれば自分の身分証明になるんだということも気づいてもらえるんじゃないかと思うので、そこら辺のPRもぜひお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 令和元年度におきましては、いろんなイベントの際にですね、職員が出向きましてPRを兼ねながらカードの交付申請を行ってきたということです。それから、日々窓口のほうでもカード受付をしているということで、これから国と連携しながらですね、さらに交付推進策が本格的に国のほうでも始まりますので、それらを受けながら、さらに市民の多くの皆様方から制度の理解を深めていただく中でですね、今ほどございましたように、公的身分証明書の機能もついておりますので、積極的な交付申請をお願いしたいなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第13号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第16号 妙高市職員定数条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第16号 妙高市職員定数条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第16号 妙高市職員定数条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年4月に規定した職員定数384名について、現在の職員数332名と大きな差が生じていることから、今後の再任用職員制度の運用及び公務員の定年延長を考慮し、定数の改正を行うものであります。

議案の参考資料を御覧ください。新旧対照表です。職員定数は、常勤職員の総数の上限を条例で定めるものであります。令和元年度から運用を行っておりますフルタイム再任用職員や令和4年度から予定されている公務員の定年引上げ開始に当たり、現在の職員数より一時的に増加することも想定されること、また部局間の職員の異動に対応できるよう、現在の職員数よりも若干多い合計339名を新たな定数として部局ごとに割り振りを行ったものであります。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第16号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 数字の上でいきますとね、トータル45名の削減という形で出てくるんですが、この削減はどのような形でやっていくのかなど、数字の上では簡単にこれ出てくるんですけども、職員対応という形の中では、どのような形で削減を進めていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） トータル45名の削減、表向きそうとなっておりますが、現在の職員数がですね、332名ということで、実際これまでの間にですね、削減が行われてきたものであります。この関係につきましては、例えば様々な業務ですね、給食業務の外部委託、ガス、水道事業等の包括委託、そういったような形でですね、事務の効率化等を図る中で削減を行ってまいりました。今回のものにつきましては、332名をスタートにして、通常定員適正化計画等ですけれども、現在のスタートの年の人数をスタートの上限として、そこからマイナスにしていく計画なんですけれども、今回につきましては、定年延長がされること、フルタイム再任用職員についてですね、職員数としてカウントすることになったことによりまして、一時的にですね、この5年間で増えるということになりますので、そういったものを見越して、現在の339名ということを定数としております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここはこことして計画をつくってという形でのですけども、近隣近在の自治体との定数との比較をどのように見ているかというのを聞かせていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 職員定数ですけども、近隣といいますか、職員数の規模ですね、あと人口規模あるいは産業構造によりましてですね、一概に比較することはできないというふうに考えております。上越市と糸魚川市や妙高市の近隣の比較ということは、なかなかそぐわないというようなことでありまして、総務省で統計を取っております類似団体、妙高市と同規模の人口、産業構造、そして地域の面積等ですね、そういったものを考慮した中での職員定数ということでありまして、それにつきましては、現在総数についてはですね、若干平均を上回る形になっているのが現状であります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 若干といえば若干、それぞれ一概にね、数字でもって比較できないという、これはこれで分かります。しかし、妙高市の場合には、範囲が非常に広いという、地域が広いという、こういうのがあるんですよ。単純になんですが、職員1人当たりの市民の数というのは、妙高市の場合にはこの改正案で見ていって、職員1人98人、糸魚川でいくとね、1人の割合でもって83人なんですよね。同じような山間地を抱えた魚沼市辺りは、ここも72人という、こういうので比較してみたってときに、この広い妙高市の場合にやっぱり1人の割合、負担といいますかね、割合が非常に多いんじゃないかと。産業構造というのがありますけども、産業構造的なことを見ていった場合には、やっぱり山間地を抱えて災害等の多い自治体でもあるという観点で見ていったときに、やっぱりあまり安易にといいますか、計画は計画としてというのはありますけど、実情に合った形での定員定数というのが必要なんだろうというふうに思うんですね。だから、そういう観点で見ていくと、計画は計画なんですけど、実態、実情との絡みで、どのような認識でいるか、お聞かせをいただきたい。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今の御指摘で、市域の面積が広いということでもありますけど、実際人の生命、財産に関わる面積に比べるとどうなのかというのは、非常に微妙なところがあるかと思えます。当市が1つ類似団体に比べて、類似団体の普通会計職員でいうと82.04人ですね、人口1万人当たりの職員数です。妙高市は90.71と若干多いんですけども、これの多い要因につきましては、当市の要因として保育士さんですね、の数が多いと。これは私立の保育園の数が1園しかないということで、特徴的に市立の保育園の数が多いうところ、その分の教育と構成ですか、民生部門のですね、割合が高くなっているというのが特徴的なところでもあります。これにつきましては、政策的にですね、市営保育園で責任を持って子供をお預かりするというような昔からの観点の中でですね、そういう政策になってきておりますので、市の特徴とも言えるところであるというふうに考えています。

それで、今ほどのお話の中で、やたらと人を減らすという、そういう言い方語弊ありますけれども、については現  
在ですね、2040年問題というのが本市職員の中にもありまして、職員の年齢構成がですね、2040年で65歳定年する  
職員の割合がですね、非常に高くなっております。約55%ぐらいあるんですけども、それ以下の職員が全体の45%  
しかいないと。おおむね45歳以上の職員が今年齢1人当たりですね、換算すると9.2人で、それ以下の職員について  
は、年齢当たりですね、大体4人ぐらいしかいないというような、こういう大きな差があります。それに対応する  
に当たって、激変緩和みたいな形の中でですね、少しずつでもですね、ある程度一定規模の職員を採用した中で、  
定数をソフトランディングさせていくというふうな形を考慮しまして、今回定数についてはですね、339名という今  
ままでになく現在の職員より多くしているというふうなことになっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今のね、年齢構成の関係で言われましたけども、それはもともとだと思っています。だから  
そこを調整するのにどうなのかという問題があるんですけども、現状で見ていったときにね、時間外勤務、本年度  
は、災害対応があったんでね、その部分あるいは選挙の関係があったと、だからその部分、それはそれで分かるん  
ですけども、ただそうでないところにあつたにしても、一番多いところでもって、観光商工の218時間という、こ  
ういうのが出てきているわけなんですよね。その他多いところでは観光商工、それから農林の151は災害対応だろうと  
いうふうに、だけど農林の151も建設から見ると倍なんですよね。総務のほうは、選挙絡みも絡んでいるから何かな  
というふうに思うんですけども、こういう形でね、定数を減らしていつてこの残業部分が時間が増えていくという、  
こういう形のものがあつてはならないなというふうに思っているんですけども、この辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 御指摘のとおりだというふうに考えていますけれども、職員につきましては、一度採用しま  
すと、大体20歳から65歳まで45年間、公務員の場合、雇用がですね、法律的にも確保されるといいますか、非常に  
退職、民間のようにですね、リストラとかですね、急な退職等を要求するということは法律的にできないといいま  
すか、そういった権利が保障されているところでありまして。そういった中で、将来を見据えた中でですね、ある一  
定定数の削減というのをしていかななくちゃいけない、そのときに残業手当とかですね、あるいは臨時職員等です  
ね、手当てする中で対応していかなければいけないというふうに思っています。ただ、今おっしゃられたその災  
害対応等も含めてですね、非常に超過勤務が多くなっているという現状がありますので、例えば働き方改革です  
か、あるいは後ほどいろいろ予算等で措置してありますけども、RPAとかですね、そういう最新の技術を使って、  
できるだけ職員の皆さんの負担を軽くするようにですね、今努力しているところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう形でもって負担軽減とはいえ、弾力的にというかね、そういう形を見ていくとい  
うのはそれはそうなんだろうというふうに思うんですけども、例えば今ね、保育園の関係、こども園の関係で見てい  
くと、正規職員に対して臨時職員が非常に多いと。ましてや早朝、延長があつたりするという、この辺もあるん  
ですけども、パート職員数がべらぼうに多い、こういう実態なんです。先ほど課長の説明の中にも、保育関係の職  
員云々という話もありましたけども、だけど、現場はこういう実態だといったときに、それを補っていかなきゃい  
けないというのは、予算のほうでも出てきてはいるんですけども、それぞれの職場によって、所管によって、中身  
は違うというのはそれは分かりますけども、全体を通して見たときに、ただ安易に数字の駆けっこというのは、あ  
まりよろしくないなというふうに思うんですけども、この保育園、こども園の関係については、どのような認識で  
いますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 保育園、こども園の関係につきましてもですね、年齢構成的にいろいろなばらつきもあったりしてですね、現在実数的に正職員でですね、64名ですか、それに対して臨時職員等がですね、300人以上いるというような形になっています、パートも含めてですね。これについてはですね、これでいい姿だというふうなことは認識しておりませんので、今年につきましても、一般職と比較しましてもですね、3名の保育職員を新採用するような形の中で補充といいますか、人員を増強しているような形になっております。あと保育園の特にパート職員さんが多い実態についてはですね、やはり今募集してもですね、1日フルに勤めていただける方がなかなかいらっしゃらないというようなこともあったり、ましてや午前だけ、午後だけというような、そういう形で1日に交代する。あるいはですね、いざというときにですね、採用はしていますけども、ちょっと待機していただいて、急なお休みに対応していただくというふうなこともありますので、そういったことで、二百数名みたいな形でパート職員が多くなっているというふうな実態もございます。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） もう一点だけ。保育園、こども園の関係についてのね、パートの対応というのは、それは今説明あったように、あるいはそのパートそのものも年代によって勤務形態をね、とにかく半日とか午前とかという、そういうことで対応できますという、そういうものもあると思う。だけど、基本的な数そのものをどれだけ補っていくかという、ここがね、必要などころであって、だから臨時雇用もそれなりきにいる、だけどその人たちは果たして正規に繰り上げてどうなんだという、こういう議論もあるところなんですけどね、細かいのをまた後ほどさせていただけます。そういうこともある中で、確認なんですけど、いわゆる定数を減らしていくというのは、極端な減員にしないで弾力的にいくのか、数字は数字だから、そこでもってすぐ追いかけていって、そういう対応を早めにするという、そういう位置づけなのか、そこだけ確認させてください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の数字の算定ですけれども、332名の平成31年の4月1日の数を基準にしまして、339名という形にしておりますけれども、これにつきましては、職員の退職の数、再任用と定年延長で残る数がある一定係数を掛けた数が増要因になりますけれども、増要因とマイナス要因になりますけれども、それプラス、ガス、上下水道局のガス事業の譲渡、包括委託、あるいは今後想定されています給食等ですね、委託等そういった数を勘案した中で、実際にこういうことがあるとこうなりますという具体的な数字のですね、一応裏づけをもってですね、単純にこの数にしましょうという数で出しているものではないということでもあります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点確認をさせてください。定数の関係で、スマート自治体とか、また組織をですね、見直し再生化する、それは私も理解できます。ただですね、限りある人材、それからまたいろんな勤務時間の働き方の工夫とかいうことも考えられるんですが、事業そのものの総量をですね、やっぱりスクラップすることも必要じゃないかなということで、例えば今年予算書見ても、新規事業が相当出ております。そういう中で、令和2年度の予算編成に当たって、スクラップした事業というのはどのくらいあるのか、そこら辺ちょっと分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 手元にですね、今年度の令和2年度の数字というのはございませんけれども、以前ですね、今年まであります行革の中でですね、平成30年度の時点でスクラップ・アンド・ビルドをしたところでもあります。その中で、件数は動いていないんですけども、約7500万円ほどのですね、削減をいたしました。かなり潰すとい

ますか、スクラップするものはスクラップしたという実績は持っております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） これからですね、少子化、またさらにはですね、生産年齢人口がだんだん、だんだん減っていくという中では、いわゆる独自の税財源というものもかなり厳しくなってくるということが想定されます。そんな中で、限られた職員数という中での事業執行となりますと、例えば新しい新規事業1つしたら、1つは事業を見直し、縮小するとか、取りやめするとか、また目的が終わったからやめると。そんな形ですね、やっぱりかなり厳しい見直しをしていかないといけないんじゃないかなということが考えられるのですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） まさにおっしゃるとおりだと思います。毎年ですね、予算編成に当たっては、ゼロベースからスタートしようというふうなことであります。一旦ゼロです。全部全ての事業がないものとして考え、その上で真に必要な事業のみ残していくと。あるいは、新しい事業に取り組んでいくというふうな観点で取り組んでおりますので、今後もそのような形で取り組みたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 単純ではなくいろいろ考察した上で、人をスクラップしていくというお話だったんですが、それをしていった場合、残業がですね、増えるのではないかとちょっと心配がありまして、例えば残業が増えなくても、それがきちんと報酬として自分の身に返ってくるのであれば皆さん喜ばれる方もいるかと思いますが、でも上限の時間もあるでしょうし、人を減らしました、残業増えましたならまだいいんですが、残業が増えていなくて、サービス残業になっているようなことがあってはいけないと思うので、その点しっかり管理されるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） サービス残業という件につきましては、今はそのようなケースというのはですね、ないものというふうに判断しております。各所管課長につきましても、上限等ですね、上限というのはですね、労働基準法等である月45時間とか、そういう法律的な上限等についてを課長等管理職に伝えてですね、その範囲内で課内でバランスよく残業すると、特定の個人が偏って、周りは全員ゼロ時間なのに、1人だけ100時間もやりますとかそういうことのないように、みんなで分散することによってですね、1人10時間ずつで10人で100時間とかですね、そういうふうな形というものを工夫するよという通知といいますか、年度初めにですね、そういう文書等でですね、注意喚起、あるいはそういう配慮をお願いしますというふうなことで出しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほどいろいろな数字を聞かせていただいたんですけども、ここまでの間に非常に私は大幅に職員数が減ってきてしまったのではないかなと逆に思っているんですけどね。急激に減るというのは、非常に残った方の負担がどんどん増えていく、場合によっちゃパートとか、そういった臨時の方々のほうに仕事が回っているのではないかなと思うんですけど、退職される数に対して補充が不足してきたのではないかなと。それから、中途退職も結構ここまでにはあったような気がするんですね。そんな中で、減ってきた要因をどういうふうに分析されているか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 減ってきた要因ですけども、無理やり辞めていただいたということはないわけでありまして、事務事業の見直し、あるいは先ほど言いましたいろんな委託に出す、特に給食関係ですね、学校の給食関係については、直営から民間にということで、技能労務職の皆さんについては退職者不補充みたいな形の中でですね、

対応してきていただく、そういったことの積み上げやですね、あと合併した当時ですね、から比較しますと、合併の効果を早く出すというふうなことの中で、総務だとか、管理部門についてはですね、3つあったところは1つで済むように形、そういったことの積み上げが今回の大幅といいますか、私たちで見るとそれなりの裏づけを持った形の中で目標を達成してきたというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと、今再任職員制度というのが始まってきているわけですけど、今でも既にそういった方々もいらっしゃるという中なんですけど、今後のこの再任用制度活用に対する考え方、基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 再任用制度につきましては、来年、再来年以降ですね、この定年延長という形の中でですね、また制度が変わって、また取扱いがどうなるかというのがですね、非常にまたこれからはっきりしてくるかなと思っています。再任用につきましては去年、おとしですとか、まではフルタイム再任用みたいな形が定数にカウントアップしてくるということについては、あまり認識がなかったんですけども、制度的な捉え方の面で、去年からですね、再任用も定数ですと、職員ですというふうな形で急に増要員として入ってきました。そういったことを踏まえまして、再任用についてはある意味そこで働く人の権利みたいなところも法律等で保障されております。そういった中で、希望ある方については、そういう希望をよほど評価がですね、悪いというかですね、そういった方を除けば、そのまま再任用するという形になります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると退職される方には、皆さん方のほうからは、再任用制度を活用されますかということをお一人お一人確認をされているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 確認といいますか、再任用制度がありますと、希望がある方はお申し出くださいという形で再任用出していただいて、それを私どものほうで許可するしないというふうなことを判断するということであります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それと定員、職員の適正化計画というのが多分31年度で一つ節目に来ていると思うんですけど、これは新しいのできていたんでしたっけ。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 31年度といいますか、今年度今見直しをしまして、来年度からスタートするというふうな形で策定し、その数をこれに反映しているというふうなことであります。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろ議論してきました。状況は状況として分かる、それから年代的に云々と、それも整理していかなきゃならないという、職員の削減というのはね、ひいては市民サービスの後退という、こういう位置づけもあります。財政絡みの問題もあるかもしれませんが、しかし、今ここでどうしても減らさなきゃならないのか、計画は計画でというのはあるんですけども、独り歩きするようなことがあってはならんということでもって、これは注意喚起の意味でもって私は反対しておきます。

○委員長（八木清美） これより起立により採決します。

議案第16号 妙高市職員定数条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔 賛 成 者 起 立 〕

○委員長（八木清美） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議案第17号 妙高市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第17号 妙高市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第17号 妙高市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、4月から制度運用が始まる会計年度任用職員について、任用形態や任用手続が様々であることから、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう改正するものであります。現行条例では、任命権者または任命権者の定める公務員の面前において宣誓書に署名しなければならないとされておりますが、会計年度任用職員については、別に定める妙高市会計年度任用職員の任用等に関する規程において、所属長に対して、記名、押印をした書面を提出することで、地方公務員法に定めたサービスの宣誓を行ったものとみなすことができるよう規定するものであります。

以上、議案第17号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第17号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今ほどの説明ですと、所属長に押印をすればいいという形になっているんですけど、宣誓書の中身自身は全く一般職員と変わらないということでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 宣誓書の中身につきましてはですね、条例あるいは地方公務員法で定められておりますので、中身については全く同じものでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今説明あったところなんですけどね、参考資料の中にもありますが、任命権者は別段の定めをすることができる。この別段の定めというのは、例えばどんなことになるんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 別段の定めにつきましては、今ほど説明の中でも申しました任用職員の任用等に関する規程の中です、サービスの条項を設けまして、新たに採用された者は、宣誓書に署名、押印し、当該宣誓書を所属長等に提出しなければならない。ただし、再任用の場合は本項は適用しないといったですね、任用規程において定めるものであります。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第17号 妙高市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議案第18号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第18号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第18号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、国などへの派遣職員の旅費である移転料や着後手当、扶養親族移転料につきましては、これまで条例に規定がなく、国家公務員の旅費に準じて支給しておりましたが、新たに支給基準や額について、これまでの派遣職員の支給の考え方と同様に、国に準じて条例を定めるものであります。また、日当の支給基準につきましては、日帰り出張の場合、現在午後8時以降の帰庁のみ定額の2分の1を支給しておりますが、新幹線利用などによる早朝出発に対応できるよう、午前8時前の上発についても同様の支給をするよう改正するものであります。

以上、議案第18号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第18号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 改正前で、帰庁時間というふうなことにこれ庁と書いてあるからには、市役所へ帰ってくる時間だということだと思うんですけど、出発時間というのはこれは8時以前、どこの場所を出発というふうなことを考えてこれを見るのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 原則庁舎というふうな形にはなるんですけども、具体的にはそういう形にならないと思います。近隣ですね、駅に着く時間あるいはですね、そういうところについては出発する時間、家を出る時間等ですね、も配慮した中で決めていきたいというふうな、決めていくというか、判断してまいりたいというふうなことを考えております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第18号 妙高市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議案第19号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第19号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第19号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について、御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、当該要領に基づき、成年被後見人においても、意思能力を有する者については、印鑑登録を行うことができるよう改正するものであります。

以上、議案第19号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第19号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考資料の関係になります。2条の2の2ですね、成年被後見人が意思能力を有しない者、前号に掲げる者を除くという、こういうことなんですけども、この辺の確認についてはどのようにやるのか、もう一度説明していただけますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 具体的にはですね、心身の故障の状況を個別に審査をいたしまして、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を設ける中で、適正化を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 略になっている（1）のところではね、15歳未満の者というふうになっているんですね。したがって、子供の関係については保護者の責任というこれ出てくるんですけども、それ以上のところでもって、この意思能力を有しない者については、じゃそれもできないのか。ただ、そのあと成年になっていって、その後そういう証明が必要だという絡みのことだと。ないこともないという感覚で見えていったときに、その対応はじゃなくなるのかということにもなると思うんですね。その辺のところはどういう判断になっていくのかなというはあるんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 具体的にはですね、国が示しております印鑑登録事務処理要綱ということで、今回法改正に合わせまして改正を行っているわけなんですけど、そちらに基づきながら対処するというので、今現在はちょっと具体的な内容につきましては承知をしておりますが、成年被後見人の権利を制限しないようにですね、適切な措置を図っていくというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんなケースがあると思うんでね、一概には言えないというふうに思うんです。例えばこ

れ成年絡みといたしますかね、子供から成長していく過程、それから逆に高齢になってといったときには、その頃になって果たして印鑑登録するのかどうかというのがあるんですけども、証明ですね、登録するほうじゃなくて、印鑑証明をもらうという、これについても今のここも値してくるといふ、こういう形なんですけども、その辺の判断はどうなりますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） こちらの印鑑登録証明事務につきましては、基本的には地方自治法に基づく各市町村の自治事務ということで、市町村の判断に基づいてですね、条例等を根拠に証明書を発行するということになります。ただ、全国各自治体の中でそれぞれの取扱いが異なるとまづいということで、基本的には国の示す処理要綱に基づいて対応するというような形になるわけですが、今ほどお話しも頂戴いたしましたが、個々具体的内容につきましては、やはりそれぞれの状況を適切に判断する中で、各制度を踏まえながらですね、適正化あるいは権利の制限にならないようにですね、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第19号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第2号 令和2年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第2号 令和2年度新潟県妙高市一般会計予算のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第2号 令和2年度新潟県妙高市一般会計予算のうち総務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。予算書の25ページをお開きください。中段のですね、10款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、陸上自衛隊関山演習場施設の固定資産税相当分が国から交付されるものでございます。

少し飛びまして、45ページをお開きください。下段の17款1項4目1節のうち事務移譲交付金は、県から権限移譲を受けました各種事務の処理件数などに応じて交付されるものでございます。

続きまして、53ページをお開きください。中段の17款2項7目2節電源立地地域対策交付金は、水力発電所がある市町村に対し、県を通じて交付されるもので、消火栓や消防車両の整備などの消防施設整備事業に充当しております。

次に、55ページです。上段の17款3項1目4節のうち国勢調査委託金は、5年に1度実施されます国勢調査の事務経費に係る県からの委託金でございます。

少し飛びまして、71ページをお開きください。中段の22款5項3目1節のうち一般コミュニティ事業助成金は、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業におけるコミュニティ活動での備品購入に対する助成金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。79ページをお開きください。下段から次ページにかけての2款1項1目職員能力開発事業では、市民ニーズに応え、期待され、行動のできる職員像を目指し、職員自らの学ぶ意識を醸成するとともに、モチベーションが高く、課題を自分事として捉え、対応できる職員の育成を図るため、新たに大学と連携した政策法務研修や自己啓発意欲を高めるための自主研修グループへの支援のほか、新分野開拓研修の活用を積極的に進めてまいります。

次に、83ページをお開きください。上段の2款1項1目スマート自治体推進事業では、ICTなどの情報関連技術を活用し、地域課題の解決や住民サービスの向上に取り組むとともに、行政事務の効率化を図るため、新たに情報化アドバイザーやヘルプデスクを設置するほか、RPAの本格的な導入など、スマート自治体を目指してまいります。

次に、91ページです。上段の2款1項2目広報・広聴活動推進事業では、市民が生活に必要な情報をいつでも分かりやすく取得できるよう、様々な媒体の特徴を生かした情報発信を行います。また、市報の編集体制を見直し、親しみやすい市報づくりを行うとともに、市長への手紙やパブリックコメントなど、市に対する意見、提案の募集と施策への反映を通じて、市民の市政への理解と参画意識を高めてまいります。

飛びまして、111ページです。中段2款1項13目妙高出会いサポート事業では、婚活イベントの開催や新たにハートマッチにいがたへの入会を支援するなど、独身男女の出会いの機会を提供するとともに、結婚に関する相談業務や情報発信を行ってまいります。

次の2款1項14目地域のこし協力隊活動推進事業につきましては、地域の維持、活性化を目指す意欲ある地域に、地域のこし協力隊を配置するほか、隊員の任期終了後の定住を促進するため、新たに住環境整備に対する支援を行います。

113ページをお開きください。上段の地域づくり応援事業では、持続可能な地域を目指し、住民生活を地域全体で支え合う地域運営組織づくりに合わせ、生活サービスの充実を図るほか、市内で活動する市民団体や高校生などによる地域の魅力づくりや地域課題を解決するための活動への支援を通じて、地域の維持活性化を図ります。

大きく飛びまして、257ページをお開きください。中段の9款1項1目常備消防費では、上越消防事務組合の運営に係る分担金を計上いたしました。

次に、259ページです。中段の9款1項2目コミュニティ防災組織育成事業では、自主防災組織が災害時に十分な機能が発揮できるよう、自主防災組織役員や防災士などを対象とした研修会を開催するほか、地域が整備する防災資機材や防災士の資格取得に対する支援を行います。また、昨年の台風19号災害を踏まえ、地域が主体的に避難所運営できる体制づくりや各地域の実情に即した避難対応などについて、地域と協働で見直しを進めます。

最後に、261ページをお開きください。中段の9款1項3目消防施設整備事業では、消防車両や小型動力ポンプの更新、消火栓の新設改良を行うなど、消防団の装備の充実と消火水利の整備を進めてまいります。

以上で総務課所管の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。予算書の36、37ページを御覧ください。中段の16款2項1目2節地方創生推進交付金は、新たに関係人口創出・拡大事業を推進するに当たり、その財源として活用するものでござ

います。

続きまして、58、59ページを御覧ください。下段の20款1項6目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金は、スポーツやコミュニティ振興に関する施設の管理運営事業に充当するため繰り入れるものでございます。

続きまして、70、71ページを御覧ください。1番下の23款1項1目1節の企画債のえちごトキめき鉄道安定経営支援補助金は、並行在来線への投資支援スキームに基づき、令和元年度にえちごトキめき鉄道が納付した固定資産税と都市計画税に相当する額等を限度として、同社へ補助金を支出するに当たり、市債を活用するものでありますし、関係人口創出・拡大事業は、テレワーク研修交流施設に係る設計等を行うに当たり、市債を活用するものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。96、97ページを御覧ください。2款1項6目企画費の一番下から98、99ページにかけての総合計画評価推進事業は、第3次妙高市総合計画に掲げる施策を着実に展開していくため、総合計画審議会において評価を行うとともに、新たに総合計画・SDGs推進本部を設置し、効果的な施策とSDGsに関する取組を推進するものでございます。

その下の地方創生推進事業は、外部専門家の招聘などにより、時代の潮流を捉えた効果的な事業を創出するとともに、地域人材等に都市部の人材を加えたみょうこうミライ会議を新たに設置し、地域課題の解決に取り組むものでございます。

その下の関係人口創出・拡大事業は、ワーケーションを切り口に、当市への新たな人の流れを創出するため、コーディネート組織の体制づくりをはじめ、ワーケーションプログラムの構築やプロモーションなど、各種取組を行うものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項の主な項目について御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算書22、23ページを御覧ください。上段の2款地方譲与税は、地方揮発油税及び自動車重量税などの各譲与税で、法令に定める配分方法により市町村に譲与されるものです。

その下、3款の利子割交付金から25ページ上段の9款環境性能割交付金までの各交付金については、いずれも都道府県税の一部について、それぞれの交付基準に応じて市町村に交付されるものです。

なお、23ページ下段の6款法人事業税交付金は、令和2年度から新たに交付されるもので、地方法人特別税譲与税制度の廃止に伴い、市の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から交付されるものであります。

25ページに戻りまして、中段の11款1項地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う住民税の減収分と自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収分を補填するために交付されるものです。

その下、12款地方交付税のうち普通交付税は、市町村合併による特例措置終了に伴う段階的削減などを見込み、前年度比約1億8100万円、3.4%の減額と見込んでおります。

少し飛びまして、59ページをお開きください。中段19款1項3目妙高山麓ゆめ基金寄附金は、新たな返礼品の発掘や拡大を図るとともに、引き続きガバメントクラウドファンディングに取り組むなど、歳入確保に努めてまいります。なお、第3次総合計画の策定に伴いまして、4月からは総合計画の5つのまちづくり大綱を柱として寄附金を募集し活用してまいります。

その1つ下、4目地方創生応援税制寄附金は、いわゆる企業版ふるさと納税のことでございます。集まった寄附

金は、観光商工課で実施するトレイルコースの整備、主に草刈りや看板設置などの財源として活用してまいります。

その下、20款1項1目財政調整基金繰入金は、予算の財源調整のため1億4000万円を取り崩し、一般会計に繰り入れるものです。

その3つ下の4目みょうこう山麓ゆめ基金繰入金は、4つのツーリズムに関する各種事業に充当するために4300万円、それから生命地域妙高環境会議が実施するライチョウ調査へ充当するため、ガバメントクラウドファンディングで寄附をいただいた108万4000円、合計4408万4000円を基金から繰り入れるというものであります。

その3つ下の7目公共施設等適正管理基金繰入金は、旧妙高高原支所の解体費用として8500万円を取り崩し、一般会計へ繰り入れるものです。

次に、71ページをお開きください。次ページ以降に続きます下段の23款市債は、対象となる事業の財源確保のため、合併特例債や過疎対策事業債などの借入れを予定しているものです。

73ページ、下段10目臨時財政対策債は、国が地方交付税の財源不足に対処するため、地方自治体に地方債を発行させるもので、後年度にその元利償還金が地方交付税で措置されるものです。

次に、歳出について申し上げます。85ページをお開きください。中段2款1項1目入札制度検討事業は、検討委員会を開催するための経費であります。

続いて、89ページ、下段の一般管理事業（財務課）につきましては、入札に係るシステムの保守委託料、借上料などを計上しております。

91ページをお開きください。下段の2款1項3目財政管理費につきましては、財務諸表を作成するための委託料やシステムサーバーの使用料などを計上しております。

97ページをお開きください。上段の2款1項5目財産管理事業につきましては、遊休市有地の維持管理や売払いに伴う経費などを計上しております。

少し飛びますが、115ページを御覧ください。下段2款1項17目妙高山麓ゆめ基金事業は、寄附金や利子の基金への積立金、寄附者への謝礼や送料などの事務経費でございます。

大きく飛びまして、323ページです。上段12款公債費の1項1目元金は、市債の元金償還金、その下2目利子のうち債利子償還金は、市債に係る利子償還金であります。

以上で財務課所管の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。予算書14ページをお開きください。市税収入総額は、前年度予算比3.1%減の43億7355万9000円を計上いたしました。個人市民税は、給与所得や生産年齢人口が減少することから、対前年度比1%の減を見込みました。また、法人市民税は税制改正に伴う法人税割の税率が3.7%の引下げや決算短信や米中貿易摩擦などを受け、大手企業等の減益見込みなどから、対前年度比28.1%の大幅な減少を見込み、市民税全体では対前年度比6.1%の減といたしました。なお、法人市民税の税率引下げ分は、新たに市の法人事業税交付金などとして、歳入計上しております。

次に、下段から16ページにかけての固定資産税では、一部企業での企業振興条例の課税免除の終了に伴う増収が見込まれるものの、大手企業などでの新たな設備投資が見込めず、資産減耗などによる償却資産の減少や土地の地価下落の継続などから、全体では対前年度比1.3%の減で計上いたしました。

次に、下段から20ページの軽自動車税では、課税台数は減少するものの、新車に適用される軽課税率以外の車両の増加に伴う種別割の増加や昨年10月に自動車取得税の廃止に伴い導入された環境性能割の増加を見込み、対前年

比4.2%の増で計上いたしました。

次に、20ページ中段の市たばこ税は、引き続き健康志向などによる販売本数の減少を見込み、対前年度比8.2%減で計上いたしました。

次に、入湯税は引き続き外国人スキー客等のインバウンド効果などに伴う税収が期待できる一方、旅館の休業や経営不振などによる入湯客数の減少などが見込まれることから、対前年度比5.7%減で計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。109ページをお開きください。下段の行政窓口サービス向上事業では、市民が利用しやすい、親切丁寧な窓口サービスを提供するとともに、多様な市民相談に適切に対応できるよう、引き続き市民総合相談室に消費生活相談員を配置し、市民生活の不安解消、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、その下から111ページにかけての人権啓発活動事業では、市民一人一人の人権意識を高め、差別のない明るい社会を実現するため、当市の第3次人権教育・啓発推進基本指針に基づき、各種人権講演会や県内初となる全国人権同和研究大会を当市も会場に初開催するとともに、人権擁護委員などと連携した人権教育、啓発活動の一層の推進を図ってまいります。

次に、123ページ中段から125ページの市税徴収確保対策事業では、早期催告による初期滞納の解消を図るとともに、新潟県地方税徴収機構と連携した積極的な滞納整理を進めてまいります。また、引き続き長期高額滞納案件に対する積極的な滞納整理を進め、年次的に滞納者数、滞納額の削減に努めてまいります。また、納期内納付を推進するために、納付環境を整備した法人対象の電子納税の拡大や口座振替やコンビニ収納を推進してまいります。

最後に、125ページ中段の戸籍住民基本台帳整備事業では、国によるマイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証への本格利用などの取組を通し、マイナンバーカードの取得率向上に向け、受入れ体制の強化や従来カード交付までに2回の来庁が必要でしたが、申請時1回の来庁のみで交付を可能とする方式の導入など、手続の簡素化等により、より取得しやすい環境整備などを通し、マイナンバーカードのさらなる普及に努めてまいります。

以上で市民税務課所管の説明を終わります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 続きまして、こども教育課所管事項の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の27ページを御覧ください。上段の14款2項1目2節児童福祉費負担金のうち園運営費保護者負担金は、保育園、認定こども園に通っている児童の利用者負担金です。この負担金につきましては、令和元年10月から始まった国の幼児教育無償化に伴い、本来の利用者負担金の額から無償化の影響額を差し引いた額を計上しております。

次に、47ページを御覧ください。下段の17款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援新制度に基づき実施する各種子育て支援事業に対する交付金です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。149ページを御覧ください。上段の早期療育施設「ひばり園」運営事業では、今までひばり園の園長は、教育委員会事務局勤務の園指導主事が兼ねてまいりましたが、来年度新たにひばり園に常駐する専任の療育を専門とする園長を配置し、運営体制の充実を図ります。

次に、151ページを御覧ください。下段の家庭児童相談・子どもの虐待防止事業では、子育て世代包括支援センターや認定こども園、保育園、学校、児童相談所などをはじめとした関係機関と連携を図り、保護者への相談支援による不安感や育児負担などの軽減を図るとともに、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

続いて、153ページを御覧ください。中段の子ども・若者育成支援事業では、不登校、ひきこもりなどにより支援が必要な子供から若者、その家族に寄り添い、若者の自立に向けた支援を行います。

続いて、155ページ上段、認定こども園・保育園運営事業では、豊かな人間性と生きる力を育む教育、保育環境の

充実を図り、引き続き安全で安心な保育サービスの提供に努めます。また、民営化を含めた今後の運営の在り方について調査研究を進めます。

次に、159ページを御覧ください。下段の統合園舎新設事業（第三・斐太南・矢代）では、保育園・幼稚園整備構想に基づき、第三保育園、斐太南保育園、矢代保育園の統合園整備を進めます。今後令和2年度から令和3年度までの2か年で工事を進め、令和4年4月に開園する予定です。

次に、161ページを御覧ください。中段の病児保育室運営事業では、昨年末に改修が完了したけいなん総合病院の3階病棟において、従来の病後児保育に加えて、病気の児童を預かる病児保育を行います。

続いて、教育費について御説明いたします。大きく飛びまして、271ページを御覧ください。上段のいじめ不登校対策推進事業では、適応指導教室の開設やいじめ防止等に向けた関係機関の連携促進などを目的として、いじめ防止連絡協議会の開催などを行います。また、いじめや保護者とのトラブル等に対し、法的な視点からアドバイスを受けるためのスクールロイヤーの活用について、県の制度と調整を図りながら相談体制等の整備を進めます。

次に、273ページ上段を御覧ください。学校給食運営・食育推進事業では、給食調理業務の民間委託実施校を新たに妙高高原地域3校に拡大し、市内の8小・中学校で取り組みます。

次に、275ページから277ページにかけての小学校管理費、こちらの事業につきましては、学校における教職員の働き方改革の一環として、平日の終業時から翌日の始業時の間の電話対応について、モデル校に留守番電話を導入し、多忙化の解消を図ります。なお、283ページ以降の中学校管理費でも同様に取り組みます。

次に、279ページを御覧ください。上段の小学校給食室冷房設備設置事業では、新井地域と妙高地域の小学校4校の給食室の環境改善を図るため、令和2年度と3年度の2か年で、冷房設備の設置工事を実施します。また、中学校費についても同様に取組を行います。

続きまして、281ページを御覧ください。上段の基礎学力向上支援事業では、保育補助員の配置や読み、書き、計算など基礎学力の定着を目標に、全小学校での放課後等学習支援の実施、家庭学習の習慣化に向けた家庭学習ノートの活用などに取り組みます。

下段の特色ある教育活動支援事業では、地域の特徴を生かして、子供たちの郷土に対する愛着や誇りを育成するとともに、小規模特認校の新井南小学校における海外宿泊体験学習の費用の一部を補助します。また、中学校特別支援学校におきましても、同様に特色ある教育支援活動を実施いたします。

最後に、中学校費の主なものになりますが、289ページを御覧ください。下段の英語教育支援事業では、保育園から小中学校まで連続性のある一貫した英語教育を推進するため、ALTを段階的に増員し、生きた実用的な英語教育を推進します。また、民間が実施する聞く、読む、書く、話すの英語4技能検定を小規模特認校である新井南小学校6年生及び市内全中学2年生を対象に実施して、英語力を測定し、英語教育の成果を検証するとともに、指導方法の研究や改善などに活用します。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 続きまして、生涯学習課所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。予算書の41ページをお開きください。下段の16款2項5目3節の社会教育費補助金の遺跡発掘調査等補助金は、旧関山宝蔵院庭園の修復整備事業に対する国からの補助金です。

その下の民生安定施設助成事業補助金は、新井総合公園野球場改修工事に対する国からの補助金です。

次に、53ページをお開きください。下段の17款2項8目4節の電源立地地域対策交付金は、上越火力発電所の立地に伴い、周辺自治体に配分される交付金で、アートステージ妙高推進事業に充当するものであります。

次に、71ページを御覧ください。上段の22款5項3目1節雑入の生涯学習課分ですが、上から8行目、スポーツ振興くじ助成金は、新井テニスコート防球フェンス改修工事などに対する日本スポーツ振興センターからの助成金であります。

続いて、歳出について申し上げます。297ページをお開きください。下段の妙高市民の心推進事業では、市民が家族や地域の絆、思いやりや助け合いの心を大切にして、主体的に行動できるように、挨拶運動やクリーンアップ運動に加え、活動事例の発信や取組の場づくりを継続的に行い、妙高市民の心のより一層の普及、定着を図ります。

次に、299ページを御覧ください。上段の生涯学習推進事業では、人生100年時代を見据え、妙高はねうまカレッジ「まなびの杜」をはじめ、多様な学びの機会を提供するとともに、学びの成果を地域社会に生かす仕組みづくりを進め、持続可能な循環型の生涯学習社会を目指してまいります。

次に、301ページをお開きください。中段のアートステージ妙高推進事業では、今年度開催した国民文化祭を通して深まった関係団体とのつながりを生かし、芸術文化活動の活発化を図るとともに、東京藝術大学との連携により、藝大教授等による指導会を開催するなど、妙高の特色ある芸術文化活動を推進いたします。

次に、303ページをお開きください。下段の関山神社周辺文化財総合調査・整備事業では、旧関山宝蔵院庭園の修復整備工事の最終年度として、寺防跡の遺構表示やあずまや等の整備を行うとともに、地元自治会や文化財関係団体と連携しながら、ガイドサービスや食の提供など、庭園の魅力をさらに高める受入れ体制づくりを進めます。

次に、311ページを御覧ください。下段から313ページにかけてのスポーツタウンづくり推進事業では、総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ教室や大会の開催をはじめ、4年ぶりとなる夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の開催やパラリンピック競技の種目でもあるどなたでも気軽に取り組めるポッチャの普及などを通して、市民のスポーツ実施率の向上を目指してまいります。

次に、中段の競技スポーツ推進事業では、市スポーツ協会や各競技団体と連携しながら、新たに対象種目を指定して、ジュニア層の競技力向上を目的とした強化練習会や指導者育成に取り組み、計画的な競技力の底上げを図ってまいります。

次に、下段のスキーのまち妙高推進事業では、地域のジュニアスキー育成団体への支援やアスリートの育成強化に取り組むとともに、各種スキー大会への支援を通じて、スキーのまち妙高を推進してまいります。

次に、315ページをお開きください。中段の健康保養地づくり推進事業では、市民に対する各種教室や来訪者向けのプログラムを実施し、妙高の地域資源を生かした健康保養地プログラムによる妙高型クアオルトの充実を図り、市民の健康寿命の延伸と交流人口の拡大を推進いたします。なお、本事業についてはこのたびの組織機構及び任務の見直しに伴い、令和2年度から健康保険課と観光商工課へ移管されることとなっております。

最後に、319ページをお開きください。中段のスポーツ施設整備事業では、安全で快適なスポーツ活動の場を提供するため、2年目となる新井総合公園野球場をはじめ、水夢ランドあらい、新井テニスコート、妙高高原スポーツ公園、妙高ふれあいパークについて、それぞれ施設の改修を行ってまいります。

以上で生涯学習課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長（八木清美） 妙高支所長。

○妙高支所長（高橋正一） 続きまして、妙高支所所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。予算書39ページをお開きください。上段の16款2項3目1節保健衛生費補助金の民生安定施設助成事業補助金は、妙高支所・妙高保健センター大規模改修事業に対する国からの補助金であります。

少し飛んで73ページをお開きください。上段の23款1項3目1節保健衛生債の妙高保健センター等大規模改修事

業は、本改修事業に係る過疎債であります。

続きまして、歳出について申し上げます。107ページをお開きください。上段の2款1項8目妙高支所・妙高保健センター大規模改修事業は、建設から30年が経過し、老朽化した妙高支所と妙高保健センターを大規模改修し、施設の長寿命化を図るとともに、新たな地域の拠点となる施設整備を令和2年度から4年度までの3年間で行うもので、令和2年度では基本設計と実施設計を行います。

以上で妙高支所所管事業の説明を終わります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） 議案第2号に対する質疑の前に、質疑の進め方について説明します。

まず、質疑の方法について説明をいたします。歳出の審査については、歳出科目の項単位で事業ごとに質疑を行います。また、歳入の審査については、歳出の事業に関連し質疑を行うか、歳出事業全て行った後、歳入の質疑を行うこととします。

これより議案第2号に対する歳出の質疑から行います。

まず初めに、2款1項総務管理費、職員能力開発事業に対する質疑を行います。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 職員能力開発、非常にいい事業だというふうに思います。国でも相当いわゆるICT革命とか、いろいろありますけども、それに対応するにはやっぱり自治体の職員の能力向上が重要だと思います。その中でですね、新規事業の中で、政策法務研修という新事業がありますけども、大学と連携した政策自治体法務の基礎的知識の取得ということになっておりますけども、これは大学といってもいろいろあるんですが、具体的に決まっておりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 幾つかの大学とですね、先生がグループとなってですね、支援をしていただくというふうな形で進めております。具体的にはですね、中央大学のですね、磯崎教授、全国知事会等でもですね、アドバイザー等を進めている教授を中心としたメンバーで構成をしたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 中央大学の教授ということで、先生云々ということじゃないんですが、具体的にどうやって研修されるんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 年間ですけれども、6回ぐらいですね、シリーズで大学の先生から市のほうに来ていただいて研修を行います。研修内容につきましては、政策法務のですね、基礎的な知識の習得とですね、あと各施策の立案等に関するですね、研修等をその場で行いたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 政策といっても、どの辺の範囲まで、妙高市全般的な政策なのか、ある程度セクションごとに区切った施策なのか、それによって法務も大分違ってくると思うんですが、その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の研修につきましては、単年度で終わる研修というふうには考えておりません。したがって、初めにですね、まず政策法務といいますか、法務関係のですね、基礎的なベース、底力をですね、まずつけるところから始めようというふうなことを考えております。そういった関係で、現在自治体の法務検定というのがありますけれども、そういうテキスト等を活用しながらですね、政策法務の基礎知識、基礎的な部分を底上げ

をして、それプラスですね、各今いろいろな市長会ですとか、知事会とかですね、中央でですね、いろいろ地方行政に対するですね、いろいろな課題、問題等を検討されている中でですね、そういう話題等も妙高市の市役所へ来ていただいてお話をいただく中で、いろんな意識啓発、問題意識の醸成等、職員のですね、意識の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今お聞きしますと、中身の濃い研修だと思うんですが、今ちょっとお話ししましたけれども、政策と法務とは私は別物だと思うんですよ。ですから、その辺例えば一つの施策に対して法務はこうですよというような研修をされていくのか、政策は政策で課題になっている政策課題を政策したり、それに対しての自治法をはじめ、いろんな法務があると思うんですが、私は一度にやるというのはね、なかなか受けるほうは大変だと思うんですよ。その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） これから各企画の企画政策課長のところでもあるんですけども、いろいろな政策に関する政策に特化したですね、研修というのはいろいろまたあります、各課においてですね。そのほかにですね、今回の政策法務という件につきましては、いろんな政策を立案した段階で、それを市民の皆様に提供するときにはどうしても法的な裏づけが必要です。そういったシステムがないと、エビデンスが担保されないといえますか、あるいは説明責任を果たせないという中でですね、どういった観点で法務をつくり上げていくのかと、どういう視点で課題、問題を見つけて、それに対する法的な裏づけをしていくんだというふうなことをですね、基礎から勉強していただくというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今は産・官・学というようなね、連携で今回は大学との提携ということで、非常にいい事業だと思うんですが、これがどんどん進んで、職員のレベルが上がるということになると思うんですが、もう一つは、例えばの話ね、どういう方をこういう研修会に参加させていくのか、どのぐらいの人数か、大体分かりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ターゲットといえますか、対象とする職員の階層といえますか、につきましては主査から係長クラスの中堅のところをターゲットにしようというふうに考えております。大体10名前後の少数精鋭といえますか、そういったメンバーでやりたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 政策法務研修会はじゃそのぐらいにしたいと思います。

それからですね、次にやはり新しい事業の中で、自主研修グループへの支援ということで、それぞれ自主的に行う研修ということで書いてありますけども、これは自主研修ということになると、これあくまでも自主的にやられるのか、それとも企画なり総務課でテーマを与えてやるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） テーマを与える研修につきましては、先ほど政策法務研修のようにですね、総務課主導あるいはそれぞれ担当となる課が主導してやることとなります。今回の自主研修グループにつきましては、以前何年か前まではあったんですけども、職員の主体性を重んじるというところなんです。したがって、自発的に集まった仲間がですね、そういった研修、例えば法務の関係で日常的なですね、業務以外のところでもですね、勉強しようということになれば、そういった人たちがグループになって、自主研修グループになるというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） このように大体人数、例えば階層別研修42名、派遣研修が45名というような形になっておりますけども、これの選抜というのは、どういうふうになっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 階層別研修あるいは派遣研修というものにつきましては、階層別は例えば新採用ですとか、あるいは主査になりました、係長になりました、課長になりましたという、そういった職員の方がですね、初年度において研修、職務とはどうあるべきか、あるいは職務にふさわしい内容のですね、研修を行うということでありまして。派遣研修につきましては、自治研修所とか、いろいろ研修機関ありますけれども、そちらのほうにですね、こういうメニューがありますというふうなことを職員に知らしめてですね、そこで手を挙げていただいた方から参加していただくというふうな形になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 一つ提案なんですけどね、派遣は別として、その前の階層別研修42名ということでありまして、主査研修、係長研修、この中でですね、自主的にやるというんですから、取り上げられるかどうか分かりませんが、私はぜひ今令和2年度の予算でもそうですし、総合計画の中でも非常に重要視されているSDGsの研修、これは私もちょっとかじっただけですけども、今問題になっているのはやはり行政を担う自治体のSDGsの認識といいますか、そのほうが結構いろんな研修などで課題となっていることは確かなんですよね。その辺はですね、やはりそれをやることによって、妙高市の17のあれに沿ってということですから、その辺のSDGsの中身がよく分からないと多分いろんな計画の中では、しかも169のターゲットであるという、そこまでそんなに100%というわけにはいかないですけども、やはりそういう中身のことを分からないと、計画になかなか持ち込めないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） おっしゃるとおりだと思います。まず、SDGsの基礎的、基本的なことを全職員が知ると、これが一番だと思っております。5月の連休明けにですね、全職員を対象にいたしました総合計画、それからSDGsの研修会を開催いたします。また、折々見計らったですね、こういうような研修をやっていきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） じゃ、研修のほうはそのぐらいにしまして、もう一つ最後に、人事評価制度ということで、改めて事業にのっているんですけども、人事評価制度というのは、ここ20年、25年ぐらいですかね、企業の中でも取り入れて、行政でも取り入れしているわけですけども、問題は評価する側の何段階ぐらいで評価されるかちょっと分かりませんが、評価する側の能力が非常にどこの民間でもそうですけど、これが問題なんですね。だから、その辺の研修とか、そういうものはされているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 評価する段階といいますか、AからのEの5段階で各項目評価するんですけども、評価する職員、課長あるいは課長補佐ですけども、のほうでですね、評価者研修を実施しております。外部の研修機関にですね、委託をしまして、実際の評価記録書を使って、実例といいますか、シミュレーションですけども、こういう職員がいます、こういう働き具合です、この場合は例えば勤務態度はAでしょうか、Bでしょうか、今度例えば細かいその服装はどうでしょうかとか、あるいは日々研究する姿はどうでしょうかとか、そういったようなことをですねABCDEというのをですね、そういう判断することとして、課長職で全員みんながどれくらいを評価

するかな、私がBとつけても、Cですという厳しい見方をする人もいれば、逆のAをつける人もいます。そういうのをこういう場合は大体皆さん全部の課長は大体Bぐらいなんだなというような、そういうすり合わせ等の研修を行っているところです。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） この人事評価制度というのは、今評価する人のね、どのぐらい公平性があるか、どのぐらい本人を見ているかというところに非常に課題があるわけですが、これは全部というわけじゃないですけど、人間が人間を評価するわけですから、どうしても好き嫌いというのがあるんですね、どうしても合わないとか、合うとか、それは本人のいわゆる仕事に対する能力とは違う面が大きく働いていくという傾向がどうしてもある。それがその評価する人のどのぐらい公平に評価するかという一つの課題だというふうにこれ人事評価の場合はね、あるんですよ。今お聞きしますと、いろんなシミュレーションというか、使ってということですが、その辺はないと思うんですが、もう一つはですね、人事評価は今5項目ですか、やられるということですが、評価するほうは一方的に評価するわけですよね。何段階で評価するかちょっと分かりませんが、課長、課長補佐、係長というような形ですか、そんなことやるんですが、評価するほうは一方的に評価するんですけども、もう一つは多くの企業で取り上げているのは自己申告制度、これは私はこういう仕事に対してこういうふうにして、これだけ努力しているんだというやっぱ自己申告制度も併せてやるというのが私の経験では普通だったんですが、その辺は採用されますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 自己申告制度のほうからお答えしますが、自己申告を基本としております。まず最初にですね、評価シートですね、を配付しまして、まず本人が自分はこの仕事の取組方、例えばですね、具体的な処理計画を立てて手際よく処理することができたでしょうかというような項目について、自分はBだなとか、Cだなとかというふうな5段階のところでは評価をしてつけていきます。まず丸をつけていく。その集計が出ます。それを今度普通ですと、課長補佐、1次評価者に渡します。課長補佐に渡します。課長補佐は、日頃の勤務状況を見て、いやこの人はAだな、Bだな、Cだなといういろんな項目について評価しております。次に、課長が2次評価者ということでですね、評価をさせていただきます。

先ほど人の好き嫌いというお話の件もあったんですが、それについてはその間においては、課長、課長補佐という2人ですね、目を通して、できるだけ公平性を確保するという、それとあと評価委員会がございまして、各課から上がってきた評価を見た中でですね、さらに評価委員会で、あまりにも各課ごとにですね、点数のばらつきが差があるとか、そういったことを調整したりしてですね、公平性の確保に努めているところであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 公平性の確保ということで努めているということですが、私なぜ自己申告制度が必要かということは、評価する側と申告側と、いいほうの乖離と悪いほうの乖離というのが両方あるんですよ、これ評価ですから。だから、その辺の乖離をどうやって調整するかということも私は問題だと思うんですが、その辺のシステムというのはあるんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 先ほど申しましたけども、評価調整委員会といいますか、評価を全体をですね、最後副市長をですね、筆頭にしていますね、評価の委員会があります。そこんところで各課ごとのですね、バランスが悪いと、片一方の平均点は平均4ぐらいについているのに、片一方は平均2ぐらいだというふうなことで、そういったばらつきがあったりした場合ですね、そういったものを調整したりして公平性を確保したりしますし、逆にですね、その

ように差がある職場の上司と申しますか、管理職については、これこれこういうふうに、こういうところが厳し過ぎるんじゃないですかと、こういう点がちょっと見方を改善したほうがいいんじゃないですかということについては、総務課のほうからですね、お話をさせていただいて、改善を図っているところであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） その結果というのは、本人にもしそういう大きな問題というか、課題があった場合は、本人には伝えるんですか。あなたから来たのはこうだけでも、評価委員会はこうだったということは本人に知らせるシステムになっているんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 本人というのは、申告した職員本人でしょうか、それとも評価した職員ですか。

○高田委員（高田保則） 申告した。

○総務課長（平出 武） 現在ですけれども、申告したその本人へですね、開示というのは制度上執行っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それしないとね、例えば私が職員だとすれば、評価する人がいる。評価を私はBだと自己申告した。評価する人もながらBだとすればいいんですけども、俺はCだと思ったけども、評価する人はAをつけたとか、その逆もあるわけですよ。ただ、その辺はどうしてそういうものがあつたかと、必ずいわゆる評価する人というのは、行政経営の人ですから、職員に対してどこがいいとか、悪いとかとやっぱり指摘すべきだと思うんで、どこがいいとか、どこが悪いとかというやっぱり職員教育に対しても、それはやるべきだと思うんですが、その辺は現在やっていないということですが、もしそういうのがあつた場合は、その評価はしつ放しということになるんですか、どうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 特別悪い、指導が必要な職員については、特別指導職員としてですね、指導したりすることもあります。そのほかにですね、直接あなたは何点ですとかということはいませんが、日常的に年3回ですね、面接シートというのを出示してもらっています。これはマネジメントシステムの中ですね、いろいろなその業務の進行管理を行う上で、各職員が担当している業務をこのように行います。あるいは自己研修どうしますというようなことをですね、書いた年間の取組計画があります。その面接時においてですね、問題、課題がある職員にはそういったことを指導しますし、いいところのある職員については、しっかりとですね、その辺は評価してあげるといふうなことで考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） この評価制度というのは、非常にいいことなんですよ。お互いに皆さんがどういうふうな評価していると。本人のためになりますし、上司のためにもなるんですが、ただそれがうまく共有していかないと、職員が中途退職、あるいはあれが気に食わないから俺は辞めるといふようなことにもなりかねないわけですよ。だから、その辺のシステムをうまくお互いに共有していかないと、不平、不満、退職、またはあまり表沙汰にならないといひますか、マスコミ等に取り上げるような職員にはならないと思いますので、その辺は非常にいい制度なんで、その辺は評価するほうも評価されるほうも、共有してやっていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 同じくなんですが、自主研修グループの関係について支援というふうになっています。今も

説明もありました。しかし、自主グループだから勝手にじゃグループが立ち上がるのか、あるいはそこでのリーダー的な立場でもって誰かが集めるのか、この辺の形態はどのようになりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） まず最初はですね、ぽんところ種といいますか、種になるようなものを投げないで、まず職員の自発性みたいところで集めてみたいなと思っております。ただ、その段においてなかなか俺が中心になっているのはあれだけでもというような形であれば、大体職員の様子事前にもうちょっと把握しているところもあります。そういった面では、核になりそうだな、あるいは核になってやってほしいなという職員にちょっと声をかけて、中心になって集めてもらえないかみたいな話はしてもいいかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 案内とかね、アンケート形式とかね、そんなのも取り入れるのかなというふうに思ったりもしているんですよ。ただ、中心になる人がね、この指止まれというのはこれなかなか大変だろうというふうに思うんですけども、種まくというのはそういうことなんだろうと思うんですけども、人それぞれ得手不得手といいますか、あるいは興味を持つというのがありますんでね、その辺のところは、自主的とはいうもののやっぱり有効に動かしていくというか、そういうのが必要だと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 自主的というところの面で、その辺の積極性も養いたいなという気持ちもあります。ただ、そうはいつでも、個人がですね、この指止まれというのも三百何人も職員いる中で発案するというのもなかなか難しいかなと。ただ、例えば政策というか、法務関係でいえば、もう日頃からそういう研究している人間はぼつぼつと個人でやっている人間も何人かいるのも存じ上げております。そういったところにもどうなんだというふうな話も最終的にあってもいいのかなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 前段のね、政策法務研修といいますかね、その辺のところもきっかけとしてあり得る話だなというふうには思います。この自主グループの研修そのものについては、必要な経費支援とあるんですけども、時間的保障というのは、時間外なんだろうと思うんですけど、時間内でもその辺の保障はあり得る話ですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 原則は時間外ということで考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最後になります。

それで、結局自主的にこうやってくれたよと、その研究成果のいわゆる報告といいますかね、どこかで報告しなかったら、ただやりっ放しという話もないし、それがいかにこう活用できるかという、この辺の問題もあると思うんです。時間的にね、どのくらいでどうなのかというのはちょっと分かりませんが、この報告等については、どのような考え方でいますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 補助金等も出ていますので、大体役所の仕事ですと、補助金というのは実績報告というものが伴うわけでありまして。年間の活動報告というのは最低限つけていただこうと思っています。あまり厳しく報告とか成果を求めると、なかなかこういい動きにつながらないという面も配慮しながら、結果を見てですね、いい提言、いいまとめがあれば、それはもう積極的に職員あるいはここに市長もいますけども、市長にも提言するとか、そういったところに結びついていくのがいいなというか、そういった方向を最終的には目指す積極的な職員が出ること

を望んでいます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それぞれのね、課題といいますか、中では時間的な問題もあると思うんですね。別に時間区切るという、そういう制約があるというものでもないと思うんですけども、それでもやっている中身によっては、短期、長期、やっぱり半年スパンとか1年スパンとか、中には3か月くらいでもって何とかなるとか、いろいろあると思うんですけども、その辺のところはその都度ということでもいいんだらうというふうに思うんですけども、これやったときの報告は、やっぱり総務課長のところに出るんですかね。その辺のところはじゃ次のステップでもって、どういうふうに動いていくかと。やっぱりいいものはというのはあるけども、いいものだけということじゃなくて、それをいかに発展させるかという、この辺も必要だと思うんですけど、その辺の助言も必要だと思うんです。だから、その辺のところを最後にちょっと確認だけさせてください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 制度運用まだこれからでありますので、どういったものがどういう形で出てくるかというのがあります。現在提案制度もあります。職員提案制度の中でもいいものは積極的に所管課において実行に移していただきたいということになっておりますので、そういった面からしまして、こういった自己研修の内容についても、よいものについては政策提言みたいな形の中で企画政策課等もですね、協議しながら、所管課等も含めて、一つの形にしていきたい、そういうふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 時間もありませんので、最後簡潔にお願いします。

職員の意識改革運動、はねうま運動の推進ということで、これは今まででもされていたと思うんですが、簡単でいいですので、内容と今までに見えてきた成果があればお願いします。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） はねうま運動ですけれども、妙高市の職員としての心構えあるいは勤務、あるいは市民の皆さんへの接し方等ですね、基本をみんなです、確認しながら行っているところです。具体的には朝の唱和としてですね、目標を設定し、達するために努力しますとかですね、そういう唱和を行って、確認しながらですね、取り組んでいます。その成果という点につきましては、年に1回、6月と7月にかけてですけれども、市役所利用者アンケートを実施しまして、職員の挨拶、身だしなみ、対応、言葉遣いあるいは説明の仕方等ですね、6項目を調査しまして、よいが5点で、悪いが1点で評価していただいております。その結果ですけれども、今回6項目の平均点で4.6点というふうなことで、高い評価をいただいているところであります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今のお話ですと、職員が市民に対してどうあるべきかということを特にやっていらっしゃるということでしたが、職員同士ですね、例えば働きやすさとか、やりがいとか、人間関係とか、こういうことを改善をしていくという、要はハラスメント教育がしっかり入れられているかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 職員の皆さんにはですね、常々情報共有といいますか、風通しのいい職場づくりということで、働き方改革の中等でも言っております。さらに、ハラスメント教育という面につきましては、今年に入りました、2月に課長、課長補佐研修の中でですね、綱紀肅正と良好なコミュニケーションの確保ということで、一定のハラスメント教育といいますか、研修を初めて実施したところであります。そのほかに令和元年度に、ハラスメント防止の冊子を課長、課長補佐にですね、年度初めに配付しまして、周知を行ったりしてですね、ハラスメントの

防止に対して教育といいますか、啓発を行っているところであります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 勉強はしていらっしゃるし、研修もやっていらっしゃるし、啓発もしていらっしゃると思うんですが、どうせアンケートを市民にするのであれば、職員もハラスメントアンケートをやったらどうか。要は自分の同僚、また自分の上司、またいろんなところでそれを評価しようとする段階で、自分の身も正せると言うんです。そういう意味で、お互いをやっぱり厳しく見る目と、それからこうあるべきだということを植え付けるには、やっぱり自分たち自身もハラスメントがあってはいけないという意識づけの中で、しっかりと部下が上司に対して嫌な思いをしていないのか、また同僚から性別とか、いろんな面で嫌な思いをしていないのか、そういう調査をしたことがあるんなら教えてもらいたいし、したことがないのであれば、御意見をお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ハラスメントの相談とか、苦情等についてはですけども、その調査ですけれども、今年度ですけれども、毎年ですね、人事異動の自己申告書というのがあります。来年度どこへ異動したいとか、異動したくないとかですね、いろいろありますけれども、そういった自己申告書ありますけれども、その中にハラスメントについてのですね、記入できる欄を設けさせていただきました。何件か記入がありましたので、調査の上指導等を行っているところであります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） これしっかりとつまびらかにやったほうがいいんです。何でかという、あまりにも狭い空間の中で、誰かが言ったんじゃないかとか、この人が言ったかもしれないという犯人探しみたいなことになるのが一番言いにくいし、皆さん後味嫌だと思うんです。だから、もう大っぴらにこういう質問をしますよと、こういうことで皆さんに自由にお答えをくださいとあって、市民の目から見て職員の皆さんがそういうことに力を入れてオープンにしてやっているという、そういうパフォーマンスは非常に大事だなと思うんです。これは、自分たちの身を守る一つの術だと思います。自分たちもそういうスキルがあると、人の人権や人の立場を大事にして物を言っている立場を尊重しているんだという、そういう職員の集団であるということも、非常にPRもできますので、ぜひとももっと軽い形で、オープンな形でやっていただければと思います。これは意見ですので、回答は結構です。

○委員長（八木清美） 議事整理のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を進めます。

総務管理費、続きまして、職員管理事業についてです。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 職員管理事業の中で一括して会計年度任用職員制度についてお聞きしたいと思います。

今度新しい制度ということで、12月議会での条例等を制定させてきたところですけど、この令和2年度において、パートタイム会計年度職員とフルタイム会計年度職員というのが発生してくるわけですけど、その人数というのは、例えば現行のパートさんとかいろんな臨時の方々もいらっしゃると思うんですけど、人数的にはどのような人数を今想定されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 総数でお答えさせていただきます。

現在、令和元年度ですけれども、臨時的任用職員とパート職員、合わせて356名登録してございます。令和2年度



○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 分けていった場合に、例えば職務の内容や量に応じていろいろと勤務時間の設定が必要とされてくると思うんですね。今度市のほうの財政的な理由でこの短い時間にしまして、現在の頂いている所得より減るなんていうことは多分ないと思うんですけど、総務省の通達でもこれはそういった面で減額しないようにきちっとやりなさいというのが出ていると思うんですね。その辺はいかがでしょう。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 9月議会でも御説明させていただきましたけれども、同一の仕事をしている場合については原則かなり上がる形になります。今回につきましても、それぞれの臨時職員の方が今度会計年度任用職員のパートタイムになったとしてもですね、同じ時間数を勤めている場合については、単純にですね、今度しっかりと1.3か月分の期末手当が出ますので、増額になるということでもあります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 何か1.3か月で調整され過ぎているのではないか、プラスアルファで1.3なら私は理解できるんですけど、それで調整するにはちょっと本来の意味とは違うんじゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺どうでしょう。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 例えばの話でですね、出したわけでありまして。会計年度任用職員の給与体系につきましても、もともとですね、臨時職員の給与体系については、一般職の例えば何号の相当職というふうな形で定めていますので、今回につきましても、会計年度任用職員においてもですね、今度給料表に基づいて出すことになっております。したがって、同額よりも下がったところの階級には位置づけていないですね、同額相当以上のところですね、会計年度任用職員のベースとなる基本給については設定をさせていただいて、今回の予算要求をさせていただいているところであります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 少なくとも働きやすい、また働くのは元気が出るように、多少なりでも上がる形が必要だと思わんですけど、パートタイムは多分、給料は翌月払い、フルタイムは当月払いというふうになるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） すみません、その辺の認識はちょっと私ないんですけども、原則今のですね、臨時職員の給与の支払い方とですね、同一というふうな考えで認識していただけると結構かと思えます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて12月議会での議案第76号で、私もちょっと質疑させてもらったんですけど、いろんな職種のがこれ表からなくなっていました。これはどうなるんだっていったら、後日規則等で定めるという話でした。よく見ると、月額で予算の範囲内で市長の定める額というものが結構外れていました。そういったものに対して今度これ月額で同じ職種まだ残っているのあるんですけど、月額で来るのか、もしこれがパートタイムになると、時給になっていっちゃうと思うんですけどね、その辺の考え方はどうなんでしょう。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そういうことではなくてですね、算定の仕方として日給月給みたいな形の中で、算定をぐっと積み上げてきて月給のところを持ってくるというような形もありますけれども、原則これまでも月給で支給していた非常勤特別職については、そのままスライドして会計年度任用職員になった場合はですね、月給としますので、そういうのは不利益はないというふうにならないように制度をつくっております。

- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） それが今フルタイムでなくてパートタイムのほうの任用職員でも該当するということによるしいですかね。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） はい、そのとおりであります。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 職員の皆さん、一緒に皆さんと働くということもありますので、できるだけその辺はきちっと制度を活用しながら、この任用職員の皆さんが元気が出るようお願いをしたいと思います。
- 終わります。
- 委員長（八木清美） 次に、スマート自治体推進事業についてです。
- 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 20ページになりますけども、このスマート自治体なんていうところになってくると、大体横文字がいっぱい入ってくると、ついていかんない部分がありましてね、それはそれとしてなんですけど、ここでの情報化アドバイザーの導入というのがありまして、このスマートそのもの、ICTそのもの、それから後ろのほうに横文字ありますけども、こういうものを進めていくという形の中で、やっぱりアドバイザー入れてきちんと研修していく、調整していくという、こういうことなのかどうなのか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思います。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） スマート自治体ということで、基本となるものが情報通信技術というふうな形の中で、非常に進歩が早いということでもあります。そういった中で、職員のレベルではもう専門知識が追いつかない状況にあるんじゃないかということでありまして、ICTに関して豊富な知識と経験を持つ外部の人材を情報化アドバイザーとして活用したいということでもあります。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） それでね、そういう人材をどういう位置づけで、アドバイザーなんだけども、どういう位置づけでもってここに入ってくるのかな、その下にね、ヘルプデスクという関係もあるんですけども、これも併せてちょっとお聞かせをいただいていた方がいいですか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 情報化アドバイザーとヘルプデスクは別物だというふうにちょっと考えていただきたいと思います。ある意味関連はあるんですけども、情報化アドバイザーにつきましては、先ほど申しました情報通信技術、ICT、AIですとか、RPA、5Gなどの先端技術に関する技術的助言ですとか、あと情報システムの関連の経費ですけれども、そういったものを適正化するため、専門家の目から見てこの額が適正なのかということの目利きをしていただくようなこと、あるいは今後大事になります情報のセキュリティーに関するですね、そういったものをしっかりとした体制を取るためにそういった助言をいただくということで、情報化アドバイザーを位置づけております。
- ヘルプデスクにつきましては、現在市役所内にいろんなシステムありますけれども、それに不具合があるとすね、あるいは事務局職員が使っているパソコンに不具合があると、市の職員がそこへ行ってトラブルを解決してくるというふうな状況であります。そうしますと、異動で新しく入ってきた人間が来ると、組織的に一時的にスキルがダウンするわけですけれども、そういったことを防止するというのと、最近の通信技術が張っている中で、い

ろんなシステムが入ってくると、もう職員じゃ対応し切れないだろうということで、専門の業者を1名ないし2名です、将来的には2名とかです、そういったのを入れて、日々のトラブルに対応したいということでもあります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうするとですね、そのアドバイザーが入ってきてやる仕事そのものは、やっぱり職員がマスターしていかなきゃいけない部分、中身がね、なんですよ。その対応する職員がどうなのか、ヘルプデスクのほうは分かりました。専門業者が来て、だけどこの人も常駐しているというパターンになる、こういうことなんですかね。それすみません、時間の関係あるんで併せてお願いします。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ヘルプデスクのほうは常駐していただきます。アドバイザーにつきましては、今度スマートシティ推進室ができるわけですが、そちらの職員あるいはスマートシティを推進するためのプロジェクトチーム等ができるわけですが、そういった職員にいろいろ指導、助言等を行って、プロジェクトの推進に力を注ぐといえますか、支援していくというふうな形です。

○委員長（八木清美） 次に、情報システム運用管理事業についてです。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これ1点だけ。

この事業支出見ますと、特定個人情報の提供の求め等への事務委託ということで618万9000円盛ってあるんですが、具体的にどんな内容なんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） これいかめしい名前についていますけれども、端的に言ってですね、マイナンバーの普及を促進するためにですね、全国の自治体はそのマイナンバーのシステムを共同利用するために、地方公共団体情報システム機構というところでですね、みんなでですね、費用分担をして、その経費を負担していると。その応分の負担額を予算化しているものであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうしますと、個人情報をこちらから求めるということはないんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 特定情報の提供の求め等への事務委任みたいな形の中で、こちらが何か個人情報を出すというのではなくて、そういう要はマイナンバー制度のことをそれは言っているんですけど、マイナンバー制度ためのシステムを運用するにあって、でかい機械があると感じていただければ、その費用分担を妙高市さんは人口割とか何かで326万7000円お支払いくださいというので、そのお金を払うということの意味での予算です。

○委員長（八木清美） 続きまして、入札制度検討事業についてです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 予算書絡みになります。85ページなんですけど、費用弁償が5000円で、謝金が2万4000円、これは検討委員なんですけど、これ人数何人なんですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 入札制度検討委員会は、市民委員が4名、それに市のほうとして、副市長、それから職員3名の合計8名でございます。予算措置されているのは、市民委員の分ということでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 人数分かりました。この検討委員会というのは、年1回なんですか。元年度分で見えて

くと、10月9日に行われていますけども、1回対応ということによろしいですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 例年2回程度実施しております。予算も2回分を見ております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここに盛ってある予算で2回分ということですか。

○財務課長（平井智子） はい。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、元年度の10月9日というのは、これ2回目なんですかね。最初どの辺でやられているんでしょうかね。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今年度につきましては、第1回目が10月9日で、第2回目がこの2月の20日に実施しております。例年このような秋と2月ぐらいに実施するという事です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 分かりました。検討内容そのものがね、かなりの量でもってあって、これだけやっていったらこれは大変だなと思ったんですが、1回で消化できるのかと思ったりしたんですけど、大体事業内容を確認しながらだろうと思うんですけども、その検討委員会の文章の中にね、不正防止に向けた取組については、不正防止を強化していきたいものと、いきたいものというふうにあるんですね。これは、いつもこういう文章になるのか、あるいはこれを基に新年度に向けて新たな取組等の方針はあるのか、その辺のところをお聞かせください。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 長岡市、それからこの間の燕・弥彦総合事務組合の入札価格の漏えい事件がございましたので、そういったことを受けて、当市でもそういった防止対策を実施していかなければならない、強化していかなければならないということで、第1回目の10月の会議には、そういう方向で検討するという事でお話しさせていただいて、今新年度に向けまして、その防止対策として、今パソコン、電子データからの情報漏えい防止対策を強化するという事で、積算システムへのアクセス制限やパスワードの定期的変更、それから入札価格に関する電子ファイルのパスワードの設定と定期的な変更を行うこと、それから紙媒体からの情報漏えい防止対策として、設計書の関係書類の紙出力を最小限化して、不要となった場合については、適切な廃棄処分を行うこと、それから設計、入札書類を鍵付の書庫で管理するという事、それから職員の法令遵守、職員倫理規程の徹底などにつきまして、全職員に向けまして文書で通知したというところでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今課長言われたようなことを新年度はきちんと取り組みしていくと。私もあまりメモ上手じゃないんでね、今ずっといろいろあるんですけども、全部入っていませんけども、いわゆるそういうことをやるということなんです。やっぱりそういう不正があってはならないということの中なんですけども、それの中でね、やっぱり今年度の入札調書の中でね、やっぱりいろいろ見ていくとちょっと疑問点がはてなというのも出てくるんですよ。入札の段階でもって落札パーセントがね、99.8%とか、99.何々とかね、ほぼ100%に近いようなものが幾つかこうあるんですけども、この辺のものについては、結局資料としては検討委員会にも出されるんですけども、その中では、こういう高率なものについて、意見等あったのかどうか。これね、見ていくと入札したときの競争率といいますか、要するにそこに参加した業者の多いところ、少ないときという、こういう中でもって若干のずれもあったりするんですけども、この辺については、委員会の中でも意見交換等あったかどうか、その辺いかがですか。

- 委員長（八木清美） 財務課長。
- 財務課長（平井智子） 委員会におきます委員さんからの意見は特にございませんでした。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 当局としては、これだけの高率というのは、確かに今の計算能力、技術能力というのが上がってきているからあり得る話だ、たまたまということなのか、その辺の評価はどのように受けていますか。
- 委員長（八木清美） 財務課長。
- 財務課長（平井智子） 委員さんおっしゃられるとおり、積算ソフトが市販されて、そういった労務単価とか、資材単価も公表されている部分がありますので、積算技術が向上している結果もございます。それともう一つ、高率となっている入札というのは主に建築関係の建築系の工事に多いように分析しております。それというのも多分建築系の積算ではほかの工種に比べて、標準単価のない材料を多く使うため、見積単価を使用しております。そのため見積りの単価を今度受給の状況などを考えて、市場価格に近づけるということをしておりますので、設計額がより実勢価格に近づいていると。そのため建築系の工事の落札率が100%に近接してしまうんじゃないかなというふうに分析しております。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 一般的に見ていてもね、高率になっているというのは、どうも見積りといいますかね、こっちの計算上の予定価格との絡みでもって、どっちがどうなのかということにもなるんですけども、データがほぼ同じようなデータで計算していくと、そこいってもしかあないのかな、あるいはそれと同時に、実際に業者のほうこそこまでいかなかったら仕事ができないよという、こういうものもあったりすると思うんですよ。ただ、あまりにも近いといいますか、100%に近いという、そこはやっぱり計算上というだけじゃなくて、若干注視する必要あるんじゃないかな、それも競争の激しいときといいますかね、多いときにはそれなりきの競争率が働いてんですけども、少なくなってくると競争原理が働かないでというのがあったりするんで、今後この辺のところは注視していく必要もあるんじゃないかなというふうに思いますけども、先ほど言われた全てデータ化して、それでどうのこうのとやったときに、ここの数字がどうなるかという声も出てくるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところを一言いただきたいと思います。
- 委員長（八木清美） 財務課長。
- 財務課長（平井智子） 私どもも、いろんな入札の結果につきましては、データベース化して、いろんな角度から分析をしております。今後も、そういった意味で入札の傾向ですとか、落札率の状況などについて、分析をしながら改善することがあればしていくといったことで取り組んでまいります。
- 委員長（八木清美） 続きまして、広報・広聴活動推進事業についてです。  
佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） じゃちょっとまたお願いしたいと思います。  
概要の21ページの真ん中にあるんですが、欄見ますと、総務課から企画政策課のほうに移すということになっているんですけど、所管替えの理由は何かちょっと聞かせたいと思います。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 広報広聴の広聴の部分を総務から企画政策課にというふうなことであります。広聴機能につきましては、政策形成あるいは政策判断の中核であります企画政策課にあることですので、市政に反映しやすくなるということを考えて所管がえをしたものであります。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。

- 佐藤委員（佐藤栄一） よく見れば分かるわけですね。私全部企画へやるのかと思って、分かりました。広聴に力を入れてくださるのは非常に結構だと思いますので、頑張っていたきたいと思います、この中に市報みょうこう、市のホームページ、フェイスブックなど、様々な媒体を連動させた行政情報の発信、提供とありますが、全て一元で発信をしていく、これは総務課でじゃ続けてやるということですけど、今と内容的には変わらないということになりますかね。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） システム的なのか、役割分担的には今と変わらないということでもあります。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） あわせてここに新たに広報協力員の協力を得てという、何か懐かしいなど、新井市時代にも広報協力員ありましたんで、この人数と、それから協力内容はどのようなことを想定されているのか、お聞かせ願いたいと思うんですけども。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 今回市民の皆さんからより読んでいただける、あるいは親しんでいただける広報づくりということで、やっぱり市民目線の記事、広報を作る必要があるんじゃないかということですね、今回そういう制度を入れさせていただきました。広報協力員につきましては、市内に在住します、あるいは在学、勤務される方を対象に5名程度ですね、公募をしたいというふうに考えております。任期は1年というふうに考えております。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 昔広報協力員がいらっしゃる頃の市の市報あらいの時代ですね、コンクールで県1位とか、結構いい成績を取った時代もあったんですよ。何かそういったのを見ると、こういった人が入るとまたそのぐらいいいものができてくるのかなという期待をしたいと思いますので、ぜひともそういったもので頑張っていたきたいというふうに思います。
- 予算のほうでちょっとお聞きしたいんですが、昨年度の予算は2700万くらいだったんですけど、今回大きく減額となっています。中身は妙高チャンネルの制作の委託料が減額になっているのが大きいんだと思うんですけど、この考え方と今後の対応の仕方をお聞かせ願いたいと思うんですが。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 委員御指摘のとおり、そういったことで減っているわけですけども、今年度末です、妙高チャンネルが終了いたします。チャンネルの運用に係る経費、総額でいきますと1053万円ほどですね、減額となります。その妙高チャンネルの終了に伴いまして、J C Vのほうです、123チャンネルにつきましては、上越ケーブルビジョンがですね、運営することになります。放送内容についてはですね、一番大きく変わるの、これまでよりも高画質のハイビジョンになるということです。それと内容的にもですね、J C Vのホームページの上越妙高タウン情報が文字情報として流れます。そのところに今まで妙高市のほうです、いろいろ情報提供していた情報をその映像を交えながらですね、お伝えいただけるということ、あと妙高市議会の生放送がライブ中継がされるということ、あと県議会の録画放送なども予定されているということでもあります。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） その関係で妙高チャンネルの放送システム借上料が大幅に上がったということなんですか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 妙高チャンネルのシステム借上料につきましては、リースをしていました。それがですね、必要でなくなったわけですので、チャンネル終了のためリースの残額を精算するということでもあります。

- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） ということは、これは令和2年度だけの計上金額ということになるんですか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） そのとおりであります。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） あわせてちょっと数字が昨年が2万3000円しかなかった通信運搬費が73万5000円と大幅に増額になっています。これらのことを少しお聞かせ願いたいと思うんですが。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） この通信費ですけれども、増額になった理由は、今までですね、災害対策事業にあった通信費をですね、ライブカメラの分を71万2000円ほどですね、こちらの広報広聴のほうに移したものであります。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 災害対応と、ちょっともう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 今までですね、いろいろな場所にですね、河川とかですね、そういったところを撮るような形で、今妙高チャンネル見ていると、ぱっとライブカメラがいろんなところを映します。そのほかに幾つかですね、河川の関係あるいはスキー場のほうですね、そういったところを映しているカメラがパソコンで見るとあります。そういったものについて、非常に今まで防災中心に考えていたんですが、ホームページではですね、それを見てですね、いろんな情報、妙高市の様子を見てくださる方もいらっしゃるんで、そういった意味では広報広聴のほうに移して、災害対応というものを広く市民の皆さん、あるいは日本中といいますかね、市外の方にも知っていただくためのツールとして今後利用していきたいというふうなことで移しております。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） たまに私も見るんですが、J C Vでも道路の状況やったりして、特に冬は助かるという気がしております。あれを見ていると、妙高市、それから上越一円の状況分かってくるんで、それをまたこういったところで、はっきりしていただければ、また余計見やすくなるということで考えてよろしいですかね。そういう形でじゃ利用させていただきたいと思います。
- もう一点、情報提供システム保守委託料、こういうのが出てきているんですが、これはどういった理由でしょう。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 先ほどのですね、ライブカメラを移設してきましたので、そのライブカメラの保守点検といえますか、保守の関係の委託料であります。
- 委員長（八木清美） 続きまして、企画費に移ります。
- 天野委員。
- 天野委員（天野京子） ずっと今までもえちごトキめき鉄道に対して、固定資産税また都市計画税相当額ということで補助していると思いますが、これの使われ方、また今後の見通しはどのようなか教えてください。
- 委員長（八木清美） 企画政策課長。
- 企画政策課長（葭原利昌） こちらにつきましてはですね、具体的にはR2年度ではき電線の張りかえを予定していると。そのき電線というのはですね、電車のパンタグラフと直接接するトロリー線に電力を供給する電線なんですけれども、その張りかえですね、やはり摩耗、消耗ということで入替えをする約3200メートルを予定している。それに使われると聞いております。それから、今後の見通しでございますが、こちらにつきましてはですね、並行在来

線への投資支援スキームというのがあります。その中で、県それから沿線市できちんと責任を持って財政支援をしていくんだといったところでは、今現在現行では30年間についてですね、補助していこうということでございますので、こちらについても開業からその間については、応援、支援をしていくということになっています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 30年間支援、三セク対応でもって地元で支えてきたんですけども、ずっとね、この線路の関係で、今年もまたもろもろ仕事はあるわけなんですけども、妙高高原の駅舎の関係でもって、乗換えの関係ね、今まで特別委員会までつくって折衝してきたけども、結局だめだよでもってだめだよで終わるのかどうなのかね、市民のいわゆるそこでの要望で、エレベーターはだめですよというのはみんな諦めているんだけども、それでもフラットでも乗換えできないは、もう諦めたのかあるいは改めてトキ鉄と話し合いを進めていくのか、その辺基本的にどんな考えでいますか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） 予算質疑とはちょっと遠い御質問かと思われるんですけどもですね、諦めてはおりません。要するにどういうその手段、手法が取れるということは、私どももですね、トキ鉄さんとお話し合いをずっと今もしています。ただ、それは今皆さんになかなか御報告がまだできませんけど、全然まだ相整っておりませんのでね、ということで、今続行中ということでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こちらはね、市民の要望に基づいてこれをあれどうだと出していく、けども、トキ鉄のほうは、金の問題と法的な問題というような形でもって出てくる。実際にね、どうも話聞いていくと、面倒に考え過ぎているんじゃないかなというのもないことはないですよ。細かい話をするつもりはありません。いわゆるその1番線と2番線との絡みの中でもって、もっと気楽に話し合いをすることによって、対応可能な方法もありそうにも伺ってはいるんですよ。だから、もっと当局というかね、トキ鉄との関係の中で、現地でもってここまでだったらどうだ、これならできないかと、極端なことを言って1番線、あれいわゆる信鉄との関係では、向こうから乗り入れできない線路だと。乗り入れできないんだったらそのところを何とかして、平面でもってホームちょっとこう延ばしてやることによって、ちょっと遠回りになっても平面でもって乗換えできるんじゃないかというくらいなのがあり得るように思いますので、そこも具体的に金はできるだけかけないで、対応できるような方策もきちんと検討するというような形も必要だというふうに思いますけども、やめたんじゃないかとやっていますよというけども、もう一步踏み込むような形で続けてほしいなと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） そのようにですね、また検討してまいります。

○委員長（八木清美） 総合計画評価推進事業についてです。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これ推進本部はちょっとやめて、その中で取組の中で、人口減少問題の戦略ということで取り上げてありますけども、これ私前にたしか一般質問でも人口減少の問題で質問しているんですけども、妙高市人口ビジョンの中では、明らかに人口減少は大まかにはこういう原因があるということで、2つないし3つ挙がっていますけども、それを踏まえてこのような戦略をどうするかということなんでしょうか、その辺いかがですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） おっしゃるとおりでございます、やはりその社会減、それから自然減、やはり今分析してみると、共に減っているという状況です。社会減については、いわゆる転出転入の関係、それから自然減につ

いては出生が少なくしてお亡くなりになる方が多いと、こういった関係で人口がいわゆる加速度的に減っているという状況でございます。そういったところで、R3年度から始めます総合計画にもですね、社会減に関する戦略、それから自然減に関する戦略というふうに大別して、社会減に関しては、いわゆるその安定した雇用の創出と人材育成、それから妙高市への人の流れを生む政策、それから自然減については、結婚、出産、子育て、こういったところを推進していこうというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 自然減というのは大体少子化、あえて高齢化も多分そうだと思うんですが、社会減がね、人口ビジョンの中でも非常に大きく取り上げられているわけですよ。就職の問題、それから上級学校への問題、これは恐らくこの総合計画の中で、5年の中で研究はすれども、政策を具体的に立てるということにはならないと思うんで、その辺ですね、あえてここで戦略を立てるといえるものは、どういう形の戦略なのか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まず、安定した雇用の関係ではですね、やはりこれまでですね、企業の立地促進等におきまして、目標値の75人を大きく上回る142人の雇用があったんですけども、その中小企業の関係ではなかなか厳しいものがあるといったところでは、夢をかなえる企業応援補助金の創設ですとか、あるいはカードローンの当座貸越根保証による信用保証料の補填という施策、あるいはですね、いわゆる高校生などへの就職希望者に対する市内企業の見学会ですとか、人材確保をテーマとした起業セミナーといったものをですね、やはりその雇用ですね、確保につながるような施策を充実、強化していくというふうに今考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） その社会減少の中で、たしか人口ビジョンにも書いてあったと思うんですが、新井高校のね、いわゆる市外へ就職、それから上級学校、4大もそうですし、短期もそうですし、専門学校も含めて、たしか85%ぐらいは、卒業生市外へ出ていくわけですね。もちろん卒業生だから、別に妙高市だけということではないんですが、割合としてはそのぐらいの市外への流出があるわけですけども、それは今の地元で就職する企業を優遇するというよりも、はるかにも大きな問題なんですよ。その辺をもう根本的にどうするかということを考えていかないと、私はなかなか解決方法がないんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 同様の御質疑をたしか昨年の10月1日の総合計画の議員様との意見交換会の中で、委員さんからですね、頂戴しておりました、その御意見、御指摘を踏まえて、総合計画の中にもですね、いわゆる高等教育機関の誘致について研究していきますというふうに盛らせてもらったところがございますので、引き続きですね、鋭意検討してまいりたいと思っています。

○委員長（八木清美） 続きまして、地方創生推進事業についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今ほど高田委員からもいろいろ質疑ありましたので、ちょっとはしょった形で対応させていただきますが、いわゆるまち・ひと・しごと創生の5か年計画が終わりました。また新しく取組が始まるわけですが、その中で私も人口減少とか、いろんな面でいろいろ感じるのは、女性がやっぱり地元に残る、そういう施策の展開というのがこれが大事ななど。そこについて今まで取り組んできた中での課題なり、反省点とか、それからまたこれからどう取り組んでいくのか、そこら辺についてお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） 女性の関係でございますけども、これまでですね、女性の移住していらっしゃる方もやっぱり多うございます。その中で、その女性移住者のライフスタイル等をPRして、女性が住みやすい妙高をつくらうということですね、今年度ですね、いろんなその冊子ですとか、あるいはSNSで発信できるようなものを今作ってですね、これをまた引き続き新年度でも対外的にPRをしていきたいと思っています。それから、やはり若い女性の東京圏等へのですね、転出が多いのもこれも事実でございます。そういったことを踏まえて、じゃどういうふうにしていくかというようなお話でございますけれども、やはり働きやすい環境の整備といったところでは、やはり妙高で暮らすことの魅力、これはその移住者の方から、やはり住んでいる方はなかなか分からないんです。ですから、いらした方からですね、これ発信してもらうことが非常に大きな意味があるんじゃないのかなと思っています。

それから、テレワーク、ワーケーションの推進ですね、そういったことで、子育て世帯等も働きやすい環境をつくっていくんだというふうに思っていますし、それからその出生数、出生率がいい自治体はどういう状態かというところをですね、ちょっと分析してみますと、やはりその働き方改革ですとか、それから子育て支援など、若い世代への支援がですね、充実しているというところがやはりそういう状況にあるということです。我々も今男女共同参画の取組をしていますし、子育て支援もしていますけども、やはりそういったものをですね、より充実していくといったことが求められているんだろうなと思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今新幹線が通りますと、来やすくなったけども、逆に出ていきやすくなったと。いわゆるストロー現象みたいな形で、逆に吸い取られてしまう。そんな状況が今起きているのが現状かなと、その中で今課長がおっしゃましたように、やっぱりこれからの中で、いわゆるまちのやっぱり価値というか、魅力を高めていく、それが大事かなと。その中でですね、いわゆる中山間地、それから市街地、非常にいろんな問題抱えていますけども、まちづくりのそういう中で、どんな形で魅力を高めていくか、そこら辺ね、具体的なものがあればですね、お示しをいただければと思います。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） 大きく大別すれば市街地と中山間地ということだと思うんですけど、やはりその市街地でいえば、もうやはりその都市機能誘導区域ですとか、居住誘導区域への誘導、いわゆるコンパクトシティ、それからアンドネットワークといったところをやはりこれが肝だと思っています。そういったところでは、新図書館ありますし、複合施設ですね、こういったものがありますし、それから市街地の関係では循環バスですね、試験運行してまいりますし、あと商業機能の誘導のための補助制度、先ほども言いましたけど、夢をかなえる企業の補助金等々をですね、絡めながら市街地の魅力を高めていくという方策、それからもう一つその中山間地の関係でいえば、これはやはり地域運営組織、何が一番問題かといいましたら、やはりその人口減少、それから過疎化、担い手が不足しているというようなところがございますので、その地域運営組織の下支え、てこ入れ、これはやっぱり大きな課題でもあり、推進していかなくちゃいけないということで、地域共生課を設置してやろうとっているわけですね。そういったところで、来年度2年度では地域住民の生活を地域全体で支えるというところで、妙高地域、それから新井南部地域で、モデル地区としてですね、展開して、その後市内全域に拡大していこうと思っていますし、特色あるその地域づくりというのはやっぱり大事だと思っています。それは、やはりその地域の歴史、文化、特色などを生かした地域づくり、今関山ですとか、あるいはその斐太地区等々もありますけれども、そういったその地域の活性化を図る新たな取組も展開していく必要があるというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 人口減少を止める中には、自然の増減分と社会の増減分があるんですが、自然増というのはなかなか難しい部分もあるのかなという中では、今おっしゃったような社会減になるものをいかに食い止めるかということで、またぜひ尽力いただきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 続きまして、関係人口創出・拡大事業についてです。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この中のテレワーク研修交流施設の整備についてちょっとお伺いしたいと思います。

この事業、どのような経緯で出てきたのか、また施設をしようとする背景をちょっとお聞きしたいと思うんです。今回の新型コロナウイルスの影響で、テレワークというのは非常に脚光を浴びて、結構各企業がやっていると思うんですけど、基本的には企業とそこの従業員というか、職員、あとは関連する企業間でのテレワークがほとんどだと思うんですね。今ちょっとまた問題になってきたのは、そのセキュリティが非常に日本の企業脆弱だと、テレワークやってみるとそういうのが出てきて、結局できなかったという企業も出ているという状況も聞いております。その中で、なぜこういった施設を行政が設置していくのか、整備していくのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 当市のですね、このテレワークの推進、関係人口の創出を目指すに当たってはですね、いわゆる企業の在宅テレワークというよりは、仕事と休暇を組み合わせ、首都圏企業のワーカーがこちらへ来ていただく、そういうワーケーションを推進することとしています。このワーケーションにつきましては、特定の企業等の社員だけでなく、フリーランスですとか、副業人材など多様な方の利用をですね、見込んでいますので、公共施設としての施設整備を行いたいというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 意外とこういうのは、ワーケーションといいますと、どちらかといえばフリーランス系のほうが利用が多くなってしまわないかなというような気もしています。それらについてまた少し私も研究していきたいと思います。

その中で、地質調査委託料、用地測量、地質調査ということで500万計上されております。どこの場所で、これは市有地なのか、民有地なのか、面積的なものとか、その場所の選定理由を少しお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 場所につきましては、池の平地内ですね、いもり池周辺の市有地を予定したいと思っています。敷地の面積が大体あれ2500平米ぐらいだったと思いますが、それぐらいの土地の中で、具体的にそちらを候補にしているという理由なんですけども、やはり転地効果、場所が変わることによって得られるその効果がより高く得られるという観点ですとか、赤倉や杉野沢等の他の観光地域との回遊性も考えたりですとか、あるいはその飲食ですとか、あるいは宿泊面などを勘案しますと、いもり池周辺の市有地が好適地なんではないのかなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 市有地というのは、私でなくて妙高市の……。

○企画政策課長（葭原利昌） 妙高市ですね。

○佐藤委員（佐藤栄一） 分かりました。場所としては、風光明媚で非常にいいとは思いますが、その中で基本詳細設計委託料750万というのがのっていますが、内容的にはこの250平米の土地の中にどのような建物の中のスペース機能を持たせていくのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 機能とすれば、まだ設計これからですんで、私どもの原案とといいますか、イメージでございませけれども、やはりコワーキングスペースですとか、それからコミュニティスペースですね、いろんな方が名のおり交流できるようなスペースですとか、あるいはシェアオフィスですとか、給湯室ですとか、トイレですとか等々のワークできるような場所、あるいはいろんな方が触れ合い、交流できる場所、あるいはその飲食できる場所というものはそろえたいなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今回は、これ新しく建物を建てるという発想ですけど、ちょっと視点を変えれば杉野沢小学校とか、例えば利用がちょっと滞っているというか、市の持っている建物の中でうまく活用ということはお考えになったことはなかったんでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 私どもそういうふうな考え持っておりました。それで、具体的にワーカーの皆さんにお聞きしました。そうしますと、やはり既存施設の場合は、施設の当初目的があつて、幾ら例えばリニューアルされたとしても、なかなか使い勝手が悪かったりですとか、そういったところが実際あるんですわというような話も聞きまして、やはりそのコミュニティスペース、コミュニティの公共スペースですね、公共的なスペースがやっぱりいいですよというような御意見を頂戴したもんですから、新しく新たなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせてテレワークの事業に関しては、妙高高原駅舎の中にもつくられたというか、ちょっと事前にお聞きしたら、4月から本格運用でまだ本格ではないという話なんですけど、実際に今までのこの状況、それから今後のテレワークのこの施設の運用をどう見ていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） こちらにつきましては東京のですね、企業とそれからトキ鉄との間でですね、賃貸借をして展開をするという話です。そして、その事業者は北海道ですとか、千葉にもですね、同様の施設をお持ちになって、いわゆる自分のお客様を例えば妙高、それから北海道、それから千葉、いろいろとございませよと、この四季を通じてお選びくださいというようなことを考えて、こちらにワーケーションをしようというふうに聞いています。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 分かりました。

それから、今回のこれの国との財源内訳なんですけど、見ると地方創生推進交付金が1800万、それから関係人口創出・拡大事業に560万というふうになっているんですけど、総額この建物に係る経費と、それから妙高市の持ち出し分、どのくらいになるのか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まだ建物はですね、事業費がまだ分かりませんので、まだこれから設計して、その設計によってどれぐらいの面積で、それがどれぐらいの事業費と、ちょっと分からないんですけど、まず来年度、2年度だけで申し上げますと、総事業費3800万でございませんで、今、委員さんおっしゃったとおりですね、国の補助金が1801万4000円、それから地方債が560万円、一般財源が1450万8000円なんですけど、この地方債等にですね、この交付税措置があるんです。それらを加味した最終的なといいますか、実質的な市の持ち出しは980万円ぐらいかなと。分母分子の関係でいきますと、大体25%強ぐらいが実質的な市の持ち出しということでございます。

- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） これは、令和2年度に限定した場合ですよ。
- 企画政策課長（葭原利昌） はい。
- 佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、建物建っていった場合の建築した総額分からないというのは、もちろん設計してないんですから分からないんですけど、かかっていった場合の負担割合はどうなっていくんでしょうか。
- 委員長（八木清美） 企画政策課長。
- 委員長（八木清美） 私どものほうであらあらですよ、本当にじゃどれぐらいかかるかなということ仮置きでやってみました。そうした場合の全体事業費もですね、いわゆる交付税云々の措置も入れた実質的な一般財源で、やはり4分の1ぐらいで何とかかなというところですよ。
- 委員長（八木清美） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） かなりではいろんな金を持ってきて頑張ると。自腹のほうは4分の1で済むという、過疎債と変わらないぐらいいいんじゃないかという感じがするんですが、その面で、でもどっちにしても地元経費負担に出てくるわけですけど、これは今度市民にとってこの利用価値、それからこの利点、その辺はどういうふうにお考えになっているのか、市民との関わり方ですね、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。
- 委員長（八木清美） 企画政策課長。
- 企画政策課長（葭原利昌） まずは、ワーケーションによって新たな人の流れをですね、生み出すと。それから、来てもらうことによって、今妙高での課題は冬はいいんだと、いわゆるグリーン期どうなんだといったところで、そのグリーン期ですとか、あるいは平日などの誘客が図られるといったところでは、観光産業の底上げにつながるだろうというふうに思っていますし、それからやはり当市の訪れる首都圏等の企業の皆さんが非常に高いスキルをお持ちでございます。そういった方々と我々はその次にですね、ワーケーションの次に目指したいのは、そういう市内企業の皆様とのビジネスマッチング、そういったものですね、次のステージで考えたいと思っています。そうすることによって、この地域ですね、企業の皆様にとって、新商品の開発ですとか、事業改革といったらいいんじゃないでしょうか、そういったものにつながっていくんじゃないのかなというふうに思っています。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） 関連してちょっとお伺いします。
- ワーケーションにも今お話を聞きましたが、ワーケーションは今お聞きしますと、事業主体は妙高市ではないということに理解してよろしいですか。
- 委員長（八木清美） 企画政策課長。
- 企画政策課長（葭原利昌） まず、こちらのワーケーションを進めるに当たって、首都圏のワーカーの受入れですとか、あるいはそのワークの場所ですとか、バケーションですね、休暇のプログラムの提供といったものについて、これはですね、やはり専門の組織がやっぱり必要だというふうに思っています。それをどこになるのかといたら、それは行政というんじゃないですよ、別なところをお願いしたいというふうに考えています。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） そうしますと、行政というよりも、現状でいえば妙高市観光局、そこがいわゆるバケーションの部分では相当なウエートを占めているわけですよ。その辺の関係と行政が今予算でもワーケーション検証委託料ということで650万ですか、盛っていますけども、行政も傍観しているというわけにはいかないんでしょうから、その辺の関係ですね。だから、ワーケーションというのは今の主催する会社がね、いろんな形でお客さんを誘致してやる場合と妙高市のバケーションのいわゆる候補地としてスキルアップするということも、それやらないと今の

ワーケーションシステムというのは成り立たないわけですよ。だから、そのワーケーションの部分で妙高市は今お聞きしますと専門家に任せてということですけども、それは任すだけでなく、やはり投資する以上は妙高市もそこへ一枚かんでいかななくちゃいけないというふうに思うんですね。だから、そういうものを地元の例えば観光局だとか、観光商工課だとか、一般の観光業者がどういうふうな形で関わっていくのかということをお聞きしたいんですが。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 具体的にはですね、このワーケーションを推進する組織といたしまして、確かに今委員さんおっしゃられた観光局がありますし、それからグリーン・ツーリズム協議会というものもございます。そういったところを今までいろいろと協議した中で、グリーン・ツーリズム協議会さんにですね、部分的に委託をしていくというふうに考えていますし、当然私どもも行政、当課もですね、関わり合いながらですね、やっぴいこうと思っています。

それから、これをやるには観光局、それからうちの観光商工課、それから農林課、あるいは生涯学習課、歴史ですとか、文化、みんなそれぞれ担当していますので、そういった意味では全庁挙げてやっぴいこうと思っています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そういうことでやらないとね、このシステム、業者だけでお得意さん持っているかもしれないけども、それだけでは仕事の利益ないわけじゃない。ですから、業者さんが観光地へ来て、十分4日なり5日なり長期滞在をしてもらってやるというのがこのシステムのメリットだと思うんですね。そういうことで、今の関係人口ということにすれば、今までもいろいろ関係人口やっぴいしていますけども、非常に大きな一つの事業だと思うんですね。ですから、地元のいわゆるワーケーション、観光地へ来てどういうものやっぴいしてもらえるかということをもうちょっと周知といいますか、お願いをしなければこのワーケーションシステムというのはうまくいかないんじゃないかというふうに思うわけです。

それともう一つは、今4月1日から本格的稼働というんですけども、それまではあそこは使わないんでしょうかね。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 私どもちょっと気をもんでいるところでございまして、改修したのはいいんですけども、今現状はですね、なかなか利用許可されていない方は立ち入らないくださいというようなことでですね、貼り紙してあるんです。そういったところで、今鋭意早急にですね、開設できるように、いろいろとまた考えているというふうに聞いていますので、期待したいと思っています。

○委員長（八木清美） 続きまして、妙高支所・妙高保健センター大規模改修事業についてです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 条例のほうでもありました。前段でもありました。具体的にちょっと確認だけさせていただきますというふうに思います。

新年度は、基本設計、実施設計ということでもありますけども、スケジュール的にはどんなになりますか。

○委員長（八木清美） 妙高支所長。

○妙高支所長（高橋正一） 設計の委託でございまして、今補助金の関係で申請等を行っております。それで、国のほうから内示があった段階で入札をかけさせていただきますまして、その後設計の業務に入ると。基本設計、実施設計の順に進めていきたいと考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

- 霜鳥委員（霜鳥榮之） それどの辺からスタートというかね、そういう内示があつてからということなんですけども、おおむねそれどの辺のところを見積もっていますか。
- 委員長（八木清美） 妙高支所長。
- 妙高支所長（高橋正一） 今の予定では、4月の末から5月上旬にかけて内示が行われるというふうにお聞きしております。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 具体的中身についてはね、基本設計ができてからまた議論できるんだろうというふうに思っています。基本設計をつくるに当たってなんですが、その下に概要説明のところにバリアフリー化とエレベーターの更新、その他もろもろあるんですけども、まずバリアフリー化というのは、どの辺のところを見ているのかなというふうに、大まかにこっちの思いだけなんですけど、ちょっと聞かせてもらっていいですか。
- 委員長（八木清美） 妙高支所長。
- 妙高支所長（高橋正一） 施設につきましては、30年以上前の施設ということで、いまだにトイレの多くが和式でございます。それを洋式化に換えたいもの、それからですね、トイレの中に段差がございます、そこにひっかかるような方もいらっしゃるということで、その段差の解消という部分が大きなものでございます。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 入り口のほうはそうっていないのかなと、入り口はいろいろありますんで、トイレの関係、それからエレベーターの更新は、修理云々じゃなくてまるっきり入替えをするという、こういう考え方になりますか。
- 委員長（八木清美） 妙高支所長。
- 妙高支所長（高橋正一） 今予定ではですね、耐震化もされていないということで、地震があつた場合に最寄りの階に止まる機能ですとか、あとドアが閉まらないで動いてしまう可能性があるというふうな指摘もございますので、そういったものも併せて改修できたらと思っております。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 何か今危ないような話したんじゃない。安全装置大丈夫だったのか、現状で。そんなのもありますけども、規模的には変わらないということではよろしいですか。
- 委員長（八木清美） 妙高支所長。
- 妙高支所長（高橋正一） 変わりありません。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） それからですね、この説明書の一番下にね、事務所機能を1階に集約と、こうあるんですよ。あそこの事務所機能をみんな1階にというのは、どういうことなのかなというふうに思っているんですけども、どんな形になるんですか。
- 委員長（八木清美） 妙高支所長。
- 妙高支所長（高橋正一） 今1階に妙高支所、それから社会福祉協議会がございます。そして2階にガス上下水道局がございますが、それを全部1階に集約したいというふうに考えております。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると事務所、要するにガス上下水道局を下に下ろすと。妙高支所も下だよという形なんです。どっちがどっちへ行くのか、広さの関係でちょっとそれは分かりませんが、それは後でもいいのかなと思います。それと併せてですね、そこまでやるとなつたときに、改修工事そのものは3年、4年ということ

もって2か年でやっていくと。そういう形の中です、勤務、業務形態そのものについては、順次回していくんだと思うんですけども、事務所の移動もあつたりするから何も大変だなというふうに思うんです。妙高高原の移動とはちょっと違うなど。

それから、今支所の中ではね、社協の関係も絡んでいるんですけども、この辺のところはどういう位置づけになりますか。

○委員長（八木清美） 妙高支所長。

○妙高支所長（高橋正一） 今想定しておりますのは、社会福祉協議会につきましても、事務所の集約化ということで、支所、ガス上下水道局、それから社会福祉協議会、同じフロアで執務できたらなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何か言葉では簡単に言うけども、大丈夫なかなという、面積的に。これは設計書を見ないとね、分かんないし、それからガス水道局がここへ来るとなると、それなりきのオンラインの絡みもいろいろあつたりするから、そういう点でも大変なんだろうなというふうに思います。そういったときに改修工事と、それから皆さんの業務との関係では、支障を来さないようにやっていくと言われるんだらうけども、どういう形でやっていきますか。

○委員長（八木清美） 妙高支所長。

○妙高支所長（高橋正一） おっしゃるとおりですが、日々の窓口業務につきましては、市民サービスに支障がないように、通常どおり行ってまいりたいと考えております。ただし、貸し館ですとか、先ほど言いそびれたんですが、図書室については2階に上げたいというふうに考えております。ですので、そういった図書室の利用については、使用ができない日が出てくるのが予想されますので、そういった対応が必要になるかと思えます。いずれにしても、今後行います設計業務の中で、工事スケジュール等を確認しながら、利用される皆さんの不利益にならないように配慮してまいりたいと考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 業務に差し支えるということは、市民サービスの窓口がということにもなりますんでね、そこはそれなりきの対応で、恐らく順次回していくんだらうなというふうに思います。図書館も2階に上げますという、どんな形になっていくのかなとあるんですけども、言うなれば今の中そのものはガス水道があつて、こっちは集会施設があつてという形で、その上もつてあるんですけども、関連といいますかね、社協のものとか、それからここにはね、いろいろ調理室の関係とかという、こういうのもあつたりするから、細かくは間仕切りをしてということになるのかな、そうすると大広場そのものは3階にいくのかなと、大体のイメージだけちょっとお聞かせいただいていいですか。

○委員長（八木清美） 妙高支所長。

○妙高支所長（高橋正一） 妙高支所につきましては、玄関入っていただきまして、左側のほうが保健センターになっています。右側のほうが妙高支所という形で位置づけておりますが、ガス上下水道局があります支所の2階部分につきましては、今予定しているのは調理室ですとか、小会議室とか、多目的ホールのような形、それと図書室を設置していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 細かいのは、基本設計ができてからまた議論させていただきます。今日はこれでいいです。

○委員長（八木清美） 続きまして、人権啓発活動事業についてです。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 人権懇話会での検証を踏まえという文章、ここに載っております、まず人権懇話会という体制を取られているということですが、これに参加される方、参加人数、また検証をされた大まかな内容、分かる限りでいいので教えてください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 現在人権懇話会の委員の皆様方につきましては9名の方がおられます。それで、基本的にはですね、それぞれの人権課題をお持ちのですね、女性ですとか、子供、高齢者、障がい者、外国人、同和問題ということで、それぞれ専門家の方をですね、懇話会委員に委嘱をさせていただく中で、直近ですと今年度第3次の人権啓発推進基本計画及び実施計画を策定するというので、そういったことの審議、検討をしていただいたということとですね、今年度の令和元年度の実施内容につきまして、御意見を頂戴する中で、結果を踏まえて次年度に向けた取組内容等を御審議いただいたといったような内容でございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 複雑化、多様化する人権課題の解消に向けというふううたっているんですが、妙高市において複雑化、多様化する人権課題、どのようなことがあると捉えていますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 御承知のように少子高齢化あるいは国際化、情報化の急速な進展及び社会経済情勢の変化に伴いまして、現在もですね、人権課題ということで、皆様方も御承知のとおり児童あるいは高齢者の虐待、あるいは配偶者の暴力、あるいは外国人への偏見、ヘイトスピーチ及びインターネットにおける人権侵害など、新しい人権問題も発生してきておりますので、これらも含めながらですね、さらに市民の皆様方の人権意識の高揚に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 一番下の段です。先ほども説明がありましたが、第72回全国人権という、先ほど妙高市でやるというふうに私の感覚が間違っていなければ聞いたような気がするんですが、会場を上越市、妙高市とあるのは、これ共同開催でまだ会場ははっきり決まっていないということですか、それとももう日程や会場が決まっているのであれば教えてください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、新潟県の初開催ということで、主催につきましては公益財団法人全国人権教育研究協議会がですね、上越地区ということで、上越市を主会場に、妙高市におきましても分科会場ということで、こちらにおられます教育長さんはじめ、教育委員会と市長部局が下支えの事務局になりながらですね、妙高市におきましても分科会が開催されるということで、全国から基本的には7000人の方々をお迎えしようということで、既に実行委員会等組織されて、大枠が決定しているといったような内容でございます。

○委員長（八木清美） 続きまして、妙高出会いサポート事業についてです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 地域のこし協力隊活動推進事業についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今度この4月からですね、新しい地域共生課が発足するわけでございますが、いわゆる高齢化、また移住定住促進とか、地域づくりということで、非常にですね、大きな課題を抱えた課が発足するわけですが、今のところこの事業を引き継ぐ新しい課の職員体制というのは、どのような形で考えているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 職員体制ですけれども、地域協働係と移住定住係の2系の体制です。人事の異動の内示についてまだですので、職員のその人数等の体制までは控えさせていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 2係体制の中で推進するというごさいます、いわゆる執務場所なんですけども、今いわゆる上町の市民活動協働センターですかね、そこに勤務で統合されるのか、それとも本庁と2つに分かれるのか、それとも全部本庁に統合するのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 具体的な勤務場所について、日々移動したりなんかしますけれども、基本的にはですね、本庁に集約となります、市職員についてはですね。移住定住あるいは地域支援員とかですね、そういった方々については主には協働センター、すみません。移住定住は違いますが、地域支援員については、協働センターを主会場に配置しますし、地域支援員だけでセンターを運営するようなことがないように、いろいろローテーション等を考えながらですね、対応するような形になると思います。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） これまで地域のこし協力隊員ということで、いわゆる平丸、水原、それから長沢、瑞穂という形の中で活動を展開されてきたわけですが、その中で瑞穂はこれからまた継続するんですけども、新たに長沢と、それから矢代ですかね、そこが協力隊員の任務としてひとつ位置づけされているんですが、長沢と矢代の今度着任する協力隊員の任務というのはどういうような状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域協力隊の任務ですけれども、長沢につきましては、地域活性化施設であります長沢茶屋の継承ということで、地域内における長沢のそばのですね、後継者の不足から長沢茶屋の後継ぎとしてですね、任務を明確にして募集いたしまして、4月1日からですね、1名の方が着任していただくというふうな形になっております。

矢代地区につきましては、地元の矢代米ですとか、山菜など地域資源を活用しまして、そういった6次産業の販路拡大ですとか、農家民泊、教育体験旅行、インバウンドなどを活用した交流促進のほかにはですね、SNS等で地域の情報発信などを任務として募集しているところであります。昨年11月から12月に募集して1名応募があったんですけども、途中で辞退というふうな話になって、現在もまだ募集中であります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） この活動は、やっぱり目的はあくまでも地域の活性化が目的であって、その協力隊員がやっぱり前面、メインになるというのはちょっと違うのかなという中で私は考えております。その中で、いわゆる行政の職員の皆さんは、あまりくっついてはだめだし、離れてはだめだし、そこら辺はですね、いわゆる後ろからフォローしながらですね、その地域の熱意をいかにまた盛り立てるか、そんな形で取り組んでいただければというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域のこし協力隊の関係ではもう嫌になるほど議論してきました。嫌になったけども、やめていらないという、こういうことで。当初からのどうもその協力隊員の活動の形態が変わってきたなというふうに思っています。基本的には変わったかどうかというのは、当局のほうが変わってきているから、ええ、そうすかという話になるんだろうと思うんですけども、どうも今募集かけるについては、結局地域のニーズを明確にしなかったらというのはありますし、それから当初申し込んできたそういうレベルという怒られるのかな、そういう

人たちと今募集かけたときに申し込んでくるその位置づけが変わってきているのかなというふうに思っています。元来高齢化の進んでいるところでもって、地域の元気づくり、活性化になればということで、いろいろと四苦八苦しながら前任者も活動してきてくれましたけども、どうもいまいちすっきりしないという形で、現状にいます。今それでも1人だけ瑞穂の絡みでね、いて、ただ1人であるもんだから、何がどうなのかというのがあったりする中でね、今回募集かけているのは、地域要望云々とあるけども、結局のところ長沢に関しては、地域のああいう施設云々と、以前に水原もそうだったけども、大滝荘云々という、こういう要望があったりして、そういうのがあるところでないと、じゃ来る当てないのかという、こういう感覚にもなってしまうんですね。実際に今協力隊を募集するに対しては、それに対して結局募集要項見ればもろもろの細かいの書いていますけども、実際に地域の活性化、地域の元気づくりといったときには、どういう結びつきになっているのかな、この辺が当初と変わってきているのかなというふうに思ったりするんですけども、その辺の今のやり方といいますかね、その辺はどういう位置づけになっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

以前地域のこし協力隊ということで、各地域で要望があれば、募集を出して、それに対して応募があると。入っていただきましょうと。従来のパターンですと、大体は途中で退任されたりと、定住に結びついた案件につきましても、現在諸岡さんと、あと前に1名定住したんだけど、不幸なことでちょっと事故でお亡くなりになったというふうなことでなっています。それで、そういう地域と協力隊の思いのミスマッチみたいなこれがあると、やはり協力隊しても非常に不幸な結果になるといいますか、思いがなかなか遂げられないということが一つあったということ。それと現在、協力隊自体が協力隊員のほうで地域を選ぶ、仕事を選ぶというふうな状況になっています。したがって、普通に来てください、ああ、そうですかというような状況でなくなったという、この2つのことを総合的に勘案しまして、やはり地域の方の思い、本当にどういうことが必要なんだということをまず地域の中で確認していただいて、ここの部分なんだということを明確にさせていただく中で、例えば長沢茶屋でいいますと、ミッションを明確にして、長沢茶屋ですというふうにミッションを明確にする。八代地区につきましても、将来的に定住も目的にしておりますので、将来3年間いた後にそこに定住できるためのなりわいをどうつくっていくんだということ、こういったことを明確にして募集をかけているという状況です。そのおかげで、長沢茶屋についてもずっと募集したんですけど、なかなか出てこなかったんですけど、明確にすることによって5名の方が応募されて、先般1名を選んだということでもあります。そういったことで、何よりも地域の思いをまず確認して、その思いに心を動かされた人が来ていただくというふうな形に今後持っていきたいなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） できるだけ地域に入って、地域の元気づくりをしてほしいというのはあります。結局今そういう過疎地域と言えらると思うんですけども、そういう人が来てくれるだけでもって、元気もらっているよという、こういう高齢者の声も十分に聞けるんですね。ただ今その仕事の中身の関係で、ちょっと私も見えないでいるというのは、NPOとの関係の職務内容なんですけども、長沢も瑞穂も、瑞穂の場合には直接そこということじゃないけども、お手伝いという形になっているんかもしないけども、NPOとの関係がどうなんだろうという、この辺のところはね、結局そこでもって協力することに、活動することによって、その後の定住にということになれば、それはそれでなんだけども、例えば長沢の場合に、NPOのそば屋に行っているという、それが中心の仕事みたいになっていて、ほかのやつはついでみたいな形になっている。ただ、そういったときに本人の報酬との絡みというのはどんな位置づけになっているのかな、やっちゃいけないとは言えないんだけども、どうもその辺が外から見え

ていないなというのがあるんですけど、その辺の実態はどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 勤務形態のような形になると思うんですけども、基本パートタイム会計年度任用職員ということになっています。ただ、原則協力隊の配置に対する国の特別交付金制度等がですね、見直されて年間幾ら幾らの範囲内というふうなことがあって、それを12か月で割って払ったりする形の中でですね、ある意味フレックスな形の中でですね、勤務時間を調整したりとかして、月額幾ら幾らというふうな形でですね、やっています。それ以上の報酬というのは、その場で得られた報酬というのではないと、協力隊に支払われるのは、当市から払われる会計年度任用職員の手当のみというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それだけでやられているのかなというのがあったりね、ちょっと見えない部分もあったりしますが、そこはまあまあです。ただ、地域との関わりはやっぱり地域に元気を与えながら、地域と一緒に物事ができるという、これが必要なことなんでね、今のところは、結局協力隊と行政とのつながりはどうなんだ、今のね、これから新たにできる共生課との関係もそうなんですけども、どうもその辺のところもただ私たち今分かっているのは、彼が月1回出してくれるニュースといいますかね、あれでしかとなっているんです。だから、行政とのつながりという形も、支配してという言い方おかしいけども、そこでコントロールしてこうしなさいと、そういうことじゃないんだけど、地域との関わりの中でどうなんだという辺りが非常に大事だというふうに思っています。

そんなことでもって今後もなんですが、今度は共生課との絡みでもって、あるいはその地域支援員との絡みの中で、その辺のところの対応はもっと密になっていくんだろうというふうには思っています。ぜひそうやってほしいというふうに思っています。でなんですが、今回は住環境整備の支援ということでもって予算づけもされておりまして、この中身についてお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回住環境整備に対する予算を設けたわけですがけれども、協力隊制度につきましては、地域の維持活性化、それがメインですがけれども、それに加えまして地域への移住定住という面を次の目的としております。これまで8人の協力隊を配置してきたわけですがけれども、現在協力隊で定住している人がいないという中でですね、ぜひとにかく1名といいますか、さらにそれを核にしながら2名、3名と増やしていきたいという思いを持ちまして、任期後のですね、起業や事業継承のためのですね、支援制度については従来ございますので、それに加えて定住していただくための住居に対する支援を今回ですね、新たに盛り込んだということでもあります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 定住を目指してからそういうことだと。だけど、今すぐ対応するかどうかという、そういうことでもないという認識でいいですか。本人から申込みあったんですよね。あって、今年6月までですか、その後という対応ですかね。そういうのは本人からの申入れでもってその対応をしていくと、こういう認識でよろしいですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 本人からの申出というのも、需要調査じゃないですけども、今回新たに移住定住に結びつくというふうなことで、ただ資金的にはかなり苦しい状況です。そういった中で、確実にここに住んでいただくという意味で、本人の意向調査を確認をしながら、制度化をさせてもらったということです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここに定住するということはね、経済的には非常に大変なことでもあります。ただ、それが

地域に元気を与えながら、その中でもってまた何かを見出していく、それはその人それぞれにね、その人の性格と  
いうか、やりたいことというか、そういう絡みの中でもって、人間性の問題でありますから、いろいろ広がって  
いくだろうと。また、何か商売やりたいというので、商売やってもまあまあ定住ならそれでいいのかというふ  
うな感覚でいますけども、今後長沢のほうについては、4月1日からということで、これは従来どおりの建屋を借  
りてそこに居住するという、そういうことになりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 協力隊につきましては、移住とか報酬のほかに住居手当とかですね、住居に対する支援もし  
ているところですけども、長沢に今度移住される方については、地域内といいますかね、なかなか長沢地区内で  
ちょっと住居が見当たらなかったということでありましたので、長沢というところからはちょっと外れますが、市  
内には住んでいただくということです。

○委員長（八木清美） 続きまして、地域づくり応援事業についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 地域づくりの関係なんですけども、最近地域コミュニティのいわゆる維持活性化という中で、  
少子高齢化とかいろんな形の中でですね、また個人の考え方がやっぱり自己主義とか、利己主義とか、いろんな面  
でですね、なかなか活動に対する役員の担い手が不足しているということを私も感じております。そんな中で、活  
動を縮小しているところも見えてきたなというのが実情じゃないかなと。その中で、各地域づくりの活動ですね、  
やっぱりサポートしていくためというような形の中で、先般総務文教委員会で、生涯学習の関係で、先進的な取組  
をしています。掛川市のほうに行ってきました。その中で、あれだけ進んでいるところでも、やっぱり職員による  
地域担当制というものを取りながら、地域づくりに対するいわゆる活性化の取組の支援、サポートをしている。そ  
の中身がですね、例えば総会に出席するとか、それからいわゆる地域づくりの協議会が年間行事計画を立てるとき  
一緒にそこに参画して、行政の考え方とかいろんなものを伝えたり、意見交換するとか、またさらにはですね、う  
ちの地域づくりの事務局、パソコンのここの部分ちょっと弱いと、ちょっとここのそのチラシづくり手伝ってくれ  
ないかとかというような形の中でのサポートとか、いろんな形です、やっぱり1人の職員が5つとか6つの地  
域を抱えながら取り組んでいるというような実例がありました。そういう中ではですね、妙高市においても、一生  
懸命動いている活動の団体はいいんですけども、やっぱりそういうところ以外も今までよりも低下しないような活  
動をサポートしていくには、そういうその地域担当制というかですね、そういうものを導入すべきだと思うん  
ですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域担当制でありますけども、市職員全体がですね、地域担当制みたいなことも含めて従来  
よりいろいろ検討もしてきているところでもあります。今現在はですね、市全体に地域支援員が2名配置されている  
というふうな形になっているという、そういった認識です。ただですね、今後ですね、地域に支援あるいは地区の  
枠組みですとか、そういったものをどういうユニットというか、単位に捉えるかということも含めてですね、それ  
とあと地域のニーズも考えた上で、いろいろな調査の中では、うちに対してそんな支援は要らないみたいな、そう  
いう自主的なところもいらっしゃるして、そういう支援等を考慮した上でですね、配置する人の形態ですとか、  
配置の単位、地区のくくりなどを検討して、来年度すぐというわけではないんですけども、今後十分検討してい  
く要素だというふうに認識しておりますので、そういった検討を進めていきたいと思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひいわゆる困っているところにはですね、手助けをお願いしたいというふうに思ってい

ます。

それから次に、地域運営組織の関係についてお尋ねをしたいと思います、この組織、いわゆる小さな拠点づくりになっていくのかなという気はするんですが、いわゆるこの運営組織の全国的な動きをちょっとお尋ねをしたいんですが、今全国でどのぐらいの市町村の中でですね、こういう活動をしている団体数というのはあるのか、そこら辺につきまして分かりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地域運営組織、いろんな捉え方あるんですけども、総務省が調査しております28年度とってちょっと古いんですけども、全国で609の市町村に3071の組織があるというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 新潟県内ではどんな状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 県内ですけれども、これは令和元年の12月に調べたんですけども、213組織、妙高市は4組織というふうなことであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 妙高市の4組織というのは、名前がこういう中で地域運営組織と今まで我々は認識していないものもあるのかなという気がしているんですが、もし差し支えなければ紹介していただきたいのですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 妙高市内の4組織ですけれども、いきいき・長沢、みずほっと、ふるさとづくり妙高、ゆめきゃんぱすというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 分かりました。じゃ、既にこの市内でもね、取り組みされているところがあるということですね。それで、ここにありますところのまずは、新井南部地域、それから妙高地域ということで、地域がただ範囲が広いもんですから、計画している地域、どこからどこまでをくくるのか、そこら辺の範囲というのはどのような形で考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 新井南部地域というんで、新井南部地域なんですけれども、理想は南部全体なんですけれども、新井南小学校区と考えていますが、いきなりの事業展開としてですね、そこ全部というのはなかなか難しいかなと思っています。そこを最終ターゲットといいますか、目標として、旧小学校区単位ぐらいからアプローチというか、取り組んでいきたい。妙高地域につきましても、妙高地域、旧妙高村全域で1組織として考えてはいるんですけども、当面地元のNPOはございますけれども、その活動を中心としながら、その活動範囲をエリアに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 先ほどほら妙高市の4団体の活動を見ますと、みんなNPO法人のような形で取り組まれているんですが、例えばこれから皆さんが考えているその地域運営組織の中で、やっぱり経済活動をしていくには、一番いいのは株式会社かなという気もするんですが、それかもしくはNPO法人というか、どちらを皆さんのほうでは考えていらっしゃるんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 形態については、特にこれはというのは考えてはいないんですけども、ただ任意団体より

も法人格のある組織のほうがいろんな補助制度ですとか、いろんな国の支援制度、国県、市もそうですけども、支援制度を考えると、法人格がある組織のほうがいいかなというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 非常にですね、この地域の中で例えばNPO法人にしても、一つにまとまらないとなかなか運営組織うまくいかないというのは私感じるところであります。その中で、やっぱり運営組織、運営していくには、地元の人たちのいわゆる熱意、それからそこをサポートするためのマンパワー、これが必要なと思っておりますが、そこら辺いわゆる地域の要望として、今回例を見ますと、南部地域はコミバス、それから妙高地域は新たな集いの場などの生活サービスの検討ということなんですけども、この1本柱でいくのか、それとも3本柱ぐらいにしていくのか、そこら辺はですね、地域の皆さんとの例えば要望とか、意見とか、例えばアンケート取ったのであれば、どういうものがそこに出てきたのか、そこら辺というのはどんな状況でしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回そこに書いてあることが全てというわけではなくてですね、例えば新井南部地域の移動手段のコミバスの関係ですれば、コミュニティバスを走らせることによって、例えば買い物の支援あるいは病院の通院の支援みたいなことがセットになっていろいろ課題が出てくると思います。そのほかにも妙高地域についても、高齢者を中心とした集いの場というんですけれども、そういった集いの場に、子供たちとかですね、子育てとかですね、そういった機能も付加する、つけ加えるというような形で、今書いてあることを中心にしながら、いろいろ付随する活動を総合的に展開していきたいということで、代表的なものをそこに書かせていただいたものであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる地元とのいわゆるエリアを組むところのユニットのですね、合意形成が一番大事かなというふうに思っております。まずその中で、いわゆる地域運営組織を構成するその地域の住民の皆さんのほうからは、やっぱり行政から押しつけられたという形の受け止め方になっちゃうと、なかなか設置そのものと運営その中でですね、うまくいかない部分が出てくるということも考えられますので、ぜひともその辺は皆さんのいわゆる取組、それからもう一つは地域の取組、そこをうまく融合しながら、ここに住んでいてよかったという地域づくりのためにですね、取組開始して、それがモデルになればほかの地域に全部展開していくのか、そんな気もしますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（八木清美） 続きまして、地域コミュニティ施設管理事業についてです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） コミュニティ施設管理事業で、これは具体的にというか、改めてこの施設そのものを改築、改修するという、こういうことだろうと思うんですけども、補助金制度そのものについては、その面積100万円とかという形と面積と地元負担とという、こういう絡みでやっているんですけども、実はですね、ここに關連してなんですけども、この補助制度そのもの、地域によってはいろいろな形があるんですけども、この補助制度の具体的な見直しというのは考える意思があるかどうか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） この当該制度の見直しにつきましては、従来から市中価格といいますか、建築価格等ですね、いろいろ変化があったりした場合について、その補助の上限額を見直したりですね、あるいはいろいろ従来駐車場等がですね、補助対象に入っていなかったものを入れたいとか、そういう地域の要望等を勘案した中で、制度改正を行ってきたところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実はですね、前段の地域づくり云々という、そういうのもみんなこう絡んでくるんですけども、南部地域あるいは妙高も含めてそうなんですけども、地域のコミュニティ施設、施設の管理は地元という形だったんですけども、集会施設は広間については全部に2階なんですよね。どんどん高齢化が進んできて、福祉関連での事業そのものも集会施設でやるよといっても、2階なもんだから階段大変だ。けども、1階行って1階上がって行って下りてくるくらいならという形なんだけども、やっているときにトイレ、トイレはみんな下なんですよね。下に下りてこなきゃいけない、そうすると上がった下りたりできないから、そういうことがあってもそこへ参加しないと。いわゆる元気づくり云々という、こういう事業もあるんですけどね、したがって、ほとんどの施設が2階には、湯沸かし場くらいなところがあってね、トイレはなくて、トイレは全部下、下には小会議室というぐらいのところですから、会議はできるけども、皆さんから寄ってもらってお楽しみとかね、運動とかというものはできない、こういうのは今後考えていかなきゃならんな。したがってね、改めてこういう実態を把握する中でもって、そういうの限定でもってこの補助金の制度そのものを見直しを図っていただきたいなど。100%対応は、言うほうがちょっと無理かという形があるんですけども、今のこの企画でいくと、そのクラスだと全部地元負担ということになるんですけども、そういうのについては、結局元気100歳ももろもろあつたりするけども、高齢になってきて、せめてそのトイレが2階にあればそこへみんな参加してできるよという、お楽しみができるよ、こういう形なんですけども、その辺の考え方がいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

現段階では、霜鳥委員さんおっしゃるとおり、改修に当たっては地元負担もあって、600万の範囲内といえますが、のところの改築、どこら辺が上限になるかというのは規模によって異なるわけですけども、ございます。ただ、お話の中での施設というのは、昔昭和40年代から始まった圃場整備とか何かいろいろ農林関係の補助事業を通常町場ですとね、100%地元負担で建てるやつを補助金をもらいながら造ると、補助金もらうには市が関わらないともらえないという中で整備してきたようなものがあると思います。その辺のところかというと、ちょうど老朽化してその施設そのものが今後どうなんだろうというタイミングにも来ているんじゃないかなというふうに思っております。

その中で今後についてはですね、地域の意思もありますけれども、施設の存続ですとか、統合、廃止ですとか、そういった機能の集約等も見据えて、必要に応じて考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。地元の管理しないA B施設については、そういったことも今御指摘のようなこともですね、配慮しながら今後の更新だとか、機能を見直す段階では配慮していきたいと思っておりますし、C分類の施設については、地元に対してどうアプローチしたらいいのかなと、例えば今回防災でですね、いろいろな形の中で地域に入って今お話を進めさせていただいています。地域の集会施設というのは、大体第一義的な逃げ場になってくる、避難場所になっています。そういった中で、そういうお話になったときに、どれぐらいの需要があるか、あるいは地域の皆さんがどれぐらいの負担まで頑張れるのかというのは、お話があった時点でまたですね、そういったのをフィードバックといいますか、市のほうに持って帰って考えたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今防災絡みでと、先に課長のほうから言ってもらいましたけども、ほとんどそこは緊急というか、一時的な避難所対応もやっています。そういうのを見たりしていくとね、やっぱり安心、安全という形のものの一時的であったにしても避難所であったりしたときあるから、そういうのはぜひ今課長言われたように、今後地域に入って云々といったときには、ぜひ対応を考えていただきたいと思っております。終わります。

- 委員長（八木清美） 総務管理費についてそのほかありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（八木清美） その次の2款2項の徴税費についてありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（八木清美） なければ、次、3項の戸籍住民基本台帳費についてです。住民票等コンビニ交付サービス事業について。  
岩崎委員。
- 岩崎委員（岩崎芳昭） マイナンバーカードの普及促進という形の中で、コンビニでの交付というのは終日、いつでも、どこでもという感じなんですけど、それで役所の窓口よりも50円安く各種の証明書がいわゆる交付できるということですね、いわゆる市外の在住者も利用できる中では、便利な制度かなと思っていますが、住民票の写しとかですね、また印鑑証明とか、ここら辺の交付の利用実態というのはどのような状況でしょうか。
- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） 現在の利用状況につきましては、ほぼ月30枚程度ということで、横ばいの状況でございます。その中で証明書の種類別ということで、最も多いのが、戸籍謄抄本121枚、34%です。次に住民票の写し118枚、33.1%、その次に印鑑登録証明書95枚、26.7%ということで、この3種類で証明書の94%、ほとんどを占めて、そのほかに税証明というふうな状況になっております。この使い道ということですが、大切な不動産の売買ですとか、婚姻など日常大切な手続の際に市外も含めてマイナンバーカードがあれば、コンビニで簡単に取得可能ということを知っている市内外の人が利用されておられるということで、市も含めまして、国と連携しながらですね、より便利なコンビニの利用に向けて、広く積極的な周知に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。
- 委員長（八木清美） 岩崎委員。
- 岩崎委員（岩崎芳昭） コンビニ関係のサービスを提供するためのですね、システムとしてのかかる費用が、いわゆる国ですかね、システム機構へ納める金も含めると、約800万近くの前年度予算が計上されているんですが、これは今後もずっとこれこういう金額が継続していくのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうか。
- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） 基本的には利用状況にもよりますが、同様にですね、毎年クラウドの使用料あるいは改修、保守委託料、J-L I Sということで地方情報システム機構への負担金等で同様に800万前後の維持管理費が毎年必要になるというふうに考えております。
- 委員長（八木清美） 岩崎委員。
- 岩崎委員（岩崎芳昭） 先般の議長会ですかね、何かで、財政支援というか、いわゆる交付税の措置ですかね、それをまた延長するよという話なんですけども、国で見てくれるのは何年度まで見ていただいて、その後がいわゆる単費になるのか、そこら辺というのは、今のところどんな状況なんですか。
- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはコンビニ交付を入れるに当たりまして、3か年間を限度といたしまして、最高6000万の事業費に対しまして、特別交付税が2分の1支給されるということで、当初ですと令和元年度までで終了する予定だったかと思いますが、適用期間を延長するということと、それから合わせまして独自利用ということで、印鑑登録証明書をマイナンバーカードに証明機能をつけるというような、独自利用につきましては6000万、コンビニ交付を入れる際にかかった以外にまだ残っている場合につきましては、それから新たに独自利用の経費を特別交付税措置に該当するというふうに新しく国のほうから連絡が来ているというふうな状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 負担金のこのシステム機構納付金というのは、これは今後先例えばカードの発行枚数が増えて、利用が増えてもこの金額というのは、増えれば増えるだけまた変動するという、そういうような形なんですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、マイナンバーカードと同様にですね、コンビニ交付につきましても、委託先ということで全国の自治体がですね、こちらの地方公共団体情報システム機構がですね、一括をしてこれらのマイナンバーに伴うコンビニ交付あるいはマイナンバーカードの交付発行の手続、あるいは情報連携の処理を行っております。当然のことながら利用実績が多くなれば、それに伴います必要経費が増えるということで、各市の負担、参画している市の負担が基本的には増えるというふうに受け止めております。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） なければ、2款3項はこれで終了します。

そのほか2款はありませんね、4、5、6項までありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 議事整理のため、3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を進めます。

続きまして、3款2項児童福祉費に入ります。早期療養施設「ひばり園」運営事業についてです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） あまり深入りはしませんが、ここでの実態内容をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

新たにですね、園長をそこに位置づけするというので、前進していただきましたが、専門というふうに言われているんですけども、その専門というのはどういう位置づけなのかなというのをちょっとお聞かせいただいていいですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ひばり園につきましては、療育の必要性のある子供たちに対する支援ということで行っております。今ほど御質疑のありました施設長の専門性というところですが、施設長につきましては、学校教育の中で療育を専門にやられてきた方を今のところ想定しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 職員体制というのは、結局園長が増えて員数が増えたという、そういうことだけなのか、中身見ていくとね、いろいろと何とか士というも書かれているんですけども、組織体制そのものは増になったのでしょうか、その辺どうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ひばり園の中の事業所につきましては、2つの役割があります。1つは、相談支援事業所ということで、最初の入り口の部分で、保護者の方から相談を受け付けして、その方に適切なサービスを提供する計画をつくるというところで、こちらについては今2名の方がいらっしゃいます。そちらについては、そのまま2名の方は、現在のままです。今度はその計画に従ってサービスを提供する、いわゆる発達支援事業所というふ

うな役割があるのですけれども、そちらにつきましては、今現在保育士が5名、それから家庭児童相談員が1名の6名を配置しております。こちらにつきましても今までどおりと変わりはございません。それ以外に今まで事務局職員であります園指導主事が施設長という役割を担っていましたが、この施設につきましては、新たに専属の方をこちらに配置するというような形になります。なものですから、常勤が1名増えるというような体制になります。それ以外の細かい支援につきましては、各教室のたびに御指導いただいているということで、常勤の方ではないというふうなことでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろと役割があつて組織体制、そこに施設長がね、常駐するとしなくてはいけません。全体のコントロール云々というのは、当然違ってくるというのがあると思うんで、相談内容といいますかね、相談も受け付けてといったときに、必要なことでもあるし、ただここでもっていったときに、他の保育園と、あるいは次行く小学校とここの関係プレーをいかにこうやっていくかという、これも非常に大事な仕事でありますんでね、その辺の体制については、どちらから呼びかけてどうするのか、言うなればひばり園のほうから呼びかけてやっていくというのは、大いに必要なことなんだろうと思うし、そこでの一緒に研修的なこともやっていくというのにも必要だ思うんですけども、その辺のところはどういう形で踏み込んでしていくか、今のところは予定がありましたら、ちょっとそれも聞かせておいていただければと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず、保育園の連携の関係ですけれども、こちらにつきましてはひばり園のほうから、巡回相談ということで、実際保育園のほうに出向いて行って、子供たちの様子を見たり、園の保育士のほうから相談をいただいたりして対応する、助言を行うというような体制を以前から取っておりまして、今後もこれについては引き続き継続になります。また、それ以外に当然保育園のほうから相談をいただいた中で、別途確認に何うということもございまして。あと小学校との連携の関係ですけれども、小学校に就学する予定の児童につきましては、いわゆる年長児につきましては、のびのび教室という教室を開設しておりまして、就学予定の小学校の先生方から、時期を見てそちらのほうの参観といいますか、子供たちの様子を見に来ていただいているということをやっておりますので、こちらについても引き続き継続してまいりたいというふうにご考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ひばり園そのものね、ここまで体制としても前進させてもらったし、それがためにもわざわざ教育長を現地視察までしてもらったんですけども、一言感想をお願いしたいなと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） マスク着用で失礼させていただきます。

今、委員さん御指摘したとおり、時間を見つけてひばり園のほうに視察ですね、させていただきました。とても子供たちが生き生きと活動している様子、そしてそれを支援する保育士さんたち、そして医療療法士さんたちのお力というのがすごく大きいなというふうにご改めて感じたところでございます。そしてまた、必要性ということも強く感じたところでございます。より充実させるように頑張っていきたいというふうにご考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 3歳ぐらいから主にひばり園さんのほうでお世話になる子が多いのかなと思いますけど、その時点からお世話になり、先ほどのように保育園、そして小学校に入るときにも、相談の窓口があります。そこから中学校までもひもついでいきますので、市の管轄としては中学校の義務教育が終わるまでは、大体一貫して発達障がいがある子、またトレーニングが必要な子に関しては見ていただいていると思うんですが、その後どのように

成長をしていったかという、この情報がデータでひもづけされると、非常に今後いろんなパターンの中で、こういう子もいるし、こうやることでこういう結果が入れられたということが分かると思うんですね。これからそういう子を育てるお母さん方がこの後自分の子供がどうになってしまうのかなと不安に思ったときに、こうやることでこうなっていったという事例がありますよと言われて、とてもいろんな選択の幅が広がるし、安心もすると思うんですね。それが市を越えて今度高校になると県ということになりますし、またその子がどこに就職したとか、どこへ進んだかということになると、今度個人ということにはなるんですが、このようなことまでデータとしてあると非常に今後の活動がしやすいと思うんですが、それは可能でしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今現在の状況なんですけれども、今天野さんおっしゃったように、ひばり園に通ってきている子供さんの情報ですとか、あと当然保育園にも行っていますので、そういう子供たちの情報につきましては、支援が必要な子供の情報ということで、各学校ごとに取りまとめをいたしまして、学校のほうに情報ということで渡しております。学校のほうで今度その情報をクラス編制に活用したり、子供たちの指導に活用しているというふうな状況で、ひばり園から学校のほうへというふうな情報の受け渡しというのはやっておりますし、また小学校から中学校に上がる時点で、子供たちの情報というものにつきましても、当然引継ぎという形でもって上がっております。ただ、ひばり園に通っている子供さんがですね、全てが全てずっと療育支援が必要かというのと、必ずしもそうではなくて、例えば成長する段階の中で、それまで遅れていた部分がきちんと取り戻せて、特にそういうふうな支援の必要なくなる子供たちもおりますので、情報に関しては、上の段階に行くときに引継ぎはしておりますけれども、それを全てひばり園で管理するかという形は今のところを取っておりませんし、なかなかそのところは難しいなというふうに感じております。総合支援学校に行っている子供さんに限って言えば、高等部卒業後の進路については、学校のほうから情報をいただくことによりまして、ある程度把握はしております。ちなみに生活介護ということで、介護の必要な状態で施設に通っている方もいらっしゃいますし、就労に向けて、就労意向支援というサービスを使っていらっしゃる方もいます。中には一般就労という方で、通常の就労のところに結びついていらっしゃる方もいらっしゃって、そういうようなステップを踏みながら、先につなげているというところなんですけれども、その情報を一元でどこかで管理するというのは、なかなかちょっと困難だというふうに感じております。

○委員長（八木清美） 続きまして、家庭児童相談・子どもの虐待防止事業についてです。

天野委員。

○天野委員（天野京子） すみません、引き続き。先般すくすく親子健康づくり事業のところで確認をさせてもらった中の健診がですね、そのときは4か月、7か月、10か月、それから1歳6か月、3歳というふうに健診をしていきます。今回子供の虐待を防止するというので、1歳児の家庭訪問の実施というのがあります。これ1歳児のときに、当然家庭訪問を今いきなりやるというか、そういうことになると思うんですが、例えばですけど、当然成長の過程で親子の関係だったり、子供の成長の状態とかというのは、逆にすくすく親子健康づくりのほうでしっかり押さえているわけなので、その方のシートが例えば親に対しても、それから子供の成長も、そういう名づけて何とかシートでいいと思うんですけど、親子のすくすくシートでもいいんですけど、それがそちらのすくすく親子健康づくりのほうから1歳のときにスライドして、こちらの子どもの虐待防止事業のほうにスライドしてまた戻ってくる。そして、これが今度福祉介護課の政策で、地域のほうにいくと、児童民生のほうの地域で見守るというほうに今度いくと思うんですけど、地域で見守り、学校で見守り、またそういう福祉の面で見守るという、そういうふうなスライドしていくというようなことがあると、縦割り行政ではあるんですけど、1人の子供が成長していく関係をいろんな目で見えていくことができるので、そのように行き来しながら成長を見守るという体制ができるといいんじゃない

ないかと思うので、そういうことをする連携の仕方というのをお考えいただくことができるかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどのこども教育課と、それから健康保険課の連携というふうな話になるかと思えます。こちらにつきましては、例えば1歳児訪問に出かける際に、健康保険課のほうの乳児健診のデータといますか、記録につきましては、子供の様子ですとか、それから保護者からの聞き取りの内容などにつきまして、あらかじめ情報をいただいております。その情報を持って1歳児訪問には伺いまして、その上で保護者からの聞き取りを行った中で、また気になることですとか、必要な情報があれば、健康保険課のほうに情報を戻しまして、連携を図っているところです。そのように情報を共有しながら、それぞれの立場で保護者の方と関わりながら支援をしているというふうな状況でございます。

○委員長（八木清美） 続きまして、認定こども園・保育園運営事業についてです。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっとやらせていただきます。この文書の中に、今後の園運営の在り方について調査研究を進めるとあるんですが、どこで誰が調査研究して、どのように報告していくのか、お願いします。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 具体的には、今後の民営化の可能性などについて検討するというふうに考えております。まずは担当者、担当係の係員、それから園の職員等が近隣市ですとか、先進地にですね、伺いながら状況を把握して、例えば民営化のですね、メリット、デメリットですとか、事業者の例えば保育教育観、それから例えばその事業者の行っていることが妙高市の保育教育方針と合致するののかというようなことですとか、子育て支援に対する考え方などなどにつきまして、様々な点を検証したいというふうに考えております。そういうような調査研究を通しまして、今後の方針等について、少し内部のほうで検証していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あくまでも民営化が前提というわけじゃないんですね。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 民営化前提ではなくて、民営化のメリット、デメリット、やるかやらないかも含めた上での検討になるかと思えます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常にこの前教育長は妙高の子は妙高でというようなすごくいい言葉を言っていたんですけど、私はもう妙高市自身の体制としては、やっぱり妙高市自身で育てるのが一番いい子になるのではないかなというふうに思っています。どうしても民間というのは競争が激しくなると、どうしてもいろんな面で変わってくるところが出てくると思っています。今のところ1園ですが、1園のところは非常にそれなりのカラーを出してやっているというところは私は非常にいいなと思っていますが、営利目的ばかりの園が来ると、突然狂ってしまいますのでその辺慎重にお願いをしたいと思っています。

あわせて、保育士確保対策補助金の活用というふうにあります。これは金額的にはどのくらいで、どのようにされるのか、お聞きしたいと思っております。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 予算額につきましては、20万円を計上しております。こちらの補助につきましては、対象経費の2分の1の補助ということで、2段階ございまして、1つは通信制の養成校を卒業した場合につきまし

ては15万円を上限として補助をする。もう一つは、保育士の試験によりまず資格取得をした場合につきましては、5万円を上限として補助するというので、現実的にはこの保育士の試験によって資格を取得した場合の5万円を4人分ということで想定しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） こういうのは育てていかないと、今非常に保育士不足して大変だという状況ですので、その辺積極的に人材を集めていただきたいというふうに思っています。その後に保育資格の取得支援、人材確保というふうになっていますが、この支援内容は結局今のことと同じということなんですかね。そうしますと、私も聞くと、結構保育士さん若い方で、寿でおやめになるのはこれ仕方ないと思うんですけど、いろんな形で離職されているというのを聞きします。特にお辞めになった後、意外と上越市のほうに転職されているというのを聞きするんですが、この辺の状況をどういうふうに見ていらっしゃるのか、待遇のほうに問題があるのか、お聞きしたいと思いますが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 若手の保育士につきましては、今ほどお話ありましたように、結婚を機に県外等に行くということで退職される方が一番多い状況になっております。待遇について特に問題はないというふうな認識なんですけれども、ちなみに来年度の予定の人数でいきますと、定年、それから退職勧奨の方が1名ずつ、結婚を機に転出されるという方が2名、あとは健康上の理由という方が1名、合計5名というふうな状況になっております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それとここのところ一生懸命こども園造ったり、また一つ大きいのができてくるわけなんです、非常に大きな園ができてくると。先般とき2年か3年前の決算のときの教育委員会のチェックリストというか、その中で子供のけがが増えていたのをちょっと私も指摘させていただきました。結局大きな園での事故が多いというのが結構あったんですね。結局目が届かなくなるというか、子供の数が増えればそれだけ運動量も違ってくるなというような気がするんですけど、そういった中で増えてくると、職員の方々も大変だと思うんですね。まして今の建て方は廊下がなくなって、いきなり運動場と、教室から出ると運動場みたいな造りになっているのが多いので、そういった面で見ると、出た途端に子供が走ってぶつかるとか、そういったけがの問題と併せて職員同士のコミュニケーションのつくり方が私は大変ではないかなと。特に管理職の方は、たくさんのパートさん入れ替わり立ち替わり来られるわけですし、そういったのに対する管理も大変ではないかと思うんですけど、その辺今のところ問題ないか、お聞かせ願いたいと思いますが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどお話ありました大規模園ということになりますと、よつばこども園、それから和田にじいろこども園、さくらこども園ということになるかと思いますが、こちらのこども園につきましては、園長のほかに教頭、それから園長経験者の再任用の職員ということで、人材について少し手厚く配置をしております。その中で、職員の指導ですとか、育成、あと園運営のサポート等を行う体制を整えていて、確かに扱っている職員も多いですし、当然子供も多いですけども、特にそういう部分での問題というのは、あまり大きくはないというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これからもとにかく人数多いんで、まとめるのは大変だと思うんですね。特に女性ばかりの世界ですので、それなりのまた男性みたいに飲みニケーションというようにいかないと思うんで、その辺はまたうまく皆さん方でコントロールしていただきたいと思いますが、できるだけ課長さん辺りは、各園を回って様子を

見ていただきたい、実際の雰囲気を知っていただくことによって、本当の園の形が見えてくるというふうに思っていますので、よろしくお聞きしたいと思いますが、今ほど会計年度任用職員については、保育士さんが結構多いというような形もお聞きしたんですが、正職とそれからパート、それから任用職員とのバランス、将来的に考えてあまり本採用されていないところもあったんですけど、これからはお辞めになるというか、定年になっていく方もどんどん増える時期ではないかなと思うんですが、そういった面で正職員の方々ととのバランス、そういったものは大丈夫なのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどのバランスというふうな話ですけれども、園長、それから主任、教頭等が中心になりまして、クラス担任と、それから臨時保育士、保育補助パートなど、会計年度任用職員との連携については配慮しながら子供たちの保育に当たっております。会計年度任用職員の人数が本当におっしゃるとおり多いというふうな状況の中では、やはりいろんな個性の方がいらっしゃいますので、それぞれの特性ですとか、あと働く時間についても、短時間で入れ替わりとかあったり、また休暇に対しての代替の手配ということもありまして、そこら辺が非常に事務的にも煩雑になるというふうな課題はございますけれども、園職員からの相談などにつきましては、園長も当然そうなんですけども、必要に応じまして園指導主事が窓口になりまして、かなり丁寧な相談対応しておりますので、そういうような部分で、配慮しながら全体のバランスを取るよう努めております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） よろしくお聞きしたいと思いますが、あわせて今ほど保育士の確保対策補助金等出しているんですけど、今後の保育士の採用ですね、その辺の進め方、今勤めている方も正規のほうに移せることもできるわけなんですけど、そういった正規職員の増やし方というか、そういったものについて、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 保育士の採用につきましては、例えば今年度ですけれども、新採用の実施、新卒といいますか、一般の枠では2名、そのほかにですね、社会人枠として3名採っております。その中で2名は、市のパート職員、臨時職員の中から正職員として採用しております。全体的な年齢バランスを見るとですね、今65名いますけれども、一般職と比較すると、割と凸凹していないような状況になってはいますが、それでも人数的にですね、不足しているところについてですね、今回臨時職員の採用をしたりする中で、補充してできるだけこう波がないような形に採用しているという状況です。今後もそういった年齢のバランスを見ながら、それで年齢ごとのですね、新規採用を確保しながらその穴を埋めながらという、両方のバランスを見ながら対応したいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 次に、放課後児童クラブ事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 放課後児童クラブで、現在長期休業期間、要するに夏休みとかですね、そういうときに、学習支援や食事支援の取組を行っているとお聞きしているんですが、この食事支援の取組はどのような内容を行っているのか、教えていただけますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 食事支援につきましては、今ほどお話ありましたように長期休業時ですとか、例えば土曜日、それから学校の休業、学校行事のための代休日など、1日子供がいるようなときに合わせましてクラブごとに頻度ですとか、やり方は違うんですけれども、大体年間3回から5回程度、昼食の提供を行っているところで、メニューにつきましても、当然それぞれのクラブがですね、考えて、例えば旬の食材、野菜や何かが使われた

りとか、あと以前にはハウス食品さんからカレーとかシチューのルーを頂きまして、それを活用したり、あとクラブによっては夏に流しそうめんを出しているというクラブもあつたりして、それぞれのクラブが考えて個性を出しながら行っているところです。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 保護者の負担軽減、児童の自立促進のためという前置きがあつたので、提供するだけでいいのかなと思つたんです。といいますのは、例えば保護者の負担軽減、要は働いているからこそ子供を預けている、忙しいから子供を夕方迎えに行かれない時間帯を預けている、そういう方が多いと思うんですね。そういう中で、せっかくなので子供さんを預かって食事を提供するだけではなく、ここは子供さんが自分で作る、子供たちの役割をしっかりと与えて、そして家に帰ったら、お母さん目玉焼きが自分で作れたよとか、半熟卵は何分でできるんだねとか、こういう生きるための支援とか、生きるための自立促進のために、せっかくこの夏休みの1日預かるときがあるので、ちょっとこれは支援する大人の皆さんが御苦労かもしれませんが、その子供の力量に合った役割をきちんと与えて一緒に作るというような、設備がないとできないのかもしれないんですが、これはやられたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） おっしゃるとおりかと思つます。現在例えば学校ですとか、開設している施設の調理場を借りまして、各クラブで調理を行っておりますけれども、子供たちにつきましても、ただ眺めて待っているだけではなくて、どこまで作らすかというのは、また程度問題なんですけれども、盛りつけをしたりとか、配膳をしたり、あと後片づけをしたりということで、子供たちができることをやらせたり、クラブによっては調理にも参加しているという部分も聞いておりますので、ただ保護者の負担軽減だけではなくて、その子供たちに少しでも自分たちでできることをやらせて、自立するための力をつけてあげるということを目的にやっておりますので、今後につきましても、そのような形でもってやっていきたいというふうには考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、病児保育室運営事業についてです。

天野委員。

○天野委員（天野京子） まず最初に教えてください。今回まだ数か月しか事業は展開していないと思つますが、病児の預かつた数、それから病後児の預かつた数、分かりましたら教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 2月末の状態なんですけれども、病後児が4月から2月末で54名、病児がこれは6月から始めたんですけれども、6月から2月末で65名、合計で119名というふうになっております。これは今までで最も多い人数であります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 病後児だけではなく病児も加つたというのは、それだけニーズがあるということで、よろしいことじゃないかなと思つます。それでですね、このその他の部分で、利用料金免除の実施とあるんですが、この利用料金免除の実施は、その上に書いてある生活保護世帯であつたり、市民税非課税世帯であつたりという条件はあると思うんですが、どのくらいの免除の仕方を実施されているのか教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 利用料は2000円ですけれども、生活保護世帯につきましては全額免除、いわゆる無料としております。こちらの右側の非課税世帯、それから児童扶養手当の受給世帯につきましては、2分の1の減免ということで1000円というふうになっております。

○委員長（八木清美） 続きまして、母子・寡婦福祉対策費についてです。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 引き続きすみません。ここに書いてあります自立支援教育訓練給付金の給付ということで、非常になかなか受けようと思ってもハードルが高いような講座なのかなという感じがしたり、あと2つ目に書いてあります高等職業訓練促進給付金もですね、国家資格取得のためにということで、しかも養成機関で1年以上就業した際にと、なかなか寡婦でありながら、ここまでやるというのは、よっぽどのモチベーションの高い人じゃないとなかなか頑張れないような感じがするんですが、実際この給付金を受けて頑張っていられる方はどのくらいおられるか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 前段の自立支援教育訓練給付金につきましては、29、30、それから本年度いずれも1名ずつとなっております。高等職業訓練の促進給付金につきましては、こちらにつきましては平成30年度から同じ方が利用されております。これは国家資格を取得するために1年以上を養成機関で就業する際に生活費を支給するというふうな制度になっておりまして、こちらは同じ方、1名の方が給付金を受給しているというような状況です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） これは、市の取組というよりは、国の取組ということになりますか、そうすると条件がさっき私が言ったように、よっぽどモチベーションがないとなかなかどうかと思ったとおりの感覚でした。もうちょっと軽いもので、市で援助して、例えばですけど、大型免許を取るとか、例えばですけど、調理師免許を取るとか、もうちょっと軽い感じの政策が市としてやられないと、これなかなかせつかく予算260万円もあるのに使ってもらえていないんじゃないかなという気がします。今後国の取組とはまた別枠で、市としてこのような就労を助けるような母子の手当てという、そういうお考えはないでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 前段の自立支援の教育訓練給付金につきましては、全ての資格ちょっと私把握はしておらないんですけども、今まで受けた方の状況を見ますと、登録販売者の指導講座ですとか、介護職員の初任者研修ですとか、あと車両系の建設機械の運転技能講習ということで、すごくハードルの高い資格ではなくて、比較的に受講しやすい資格を受けていらっしゃる方もいらっしゃいますので、なものでこちらの支援制度につきましては、現時点のまま継続したいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 児童福祉費については、ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次の4款保健衛生費についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 5款労働諸費についてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 9款消防費に移ります。コミュニティ防災組織育成推進事業についてです。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 何回もやっていますんで、簡単をお願いします。

まず、このコミュニティ防災の関係なんですけど、最近組織はあるけれども、活動はどうなんだという、この辺のところもあります。しかし、昨年19号台風の中でもって各地域ごとじゃどうなんだというこの辺の見直し、これも関わってきているんだろうというふうに思います。ここには各項目でもって掲げてありますけども、台風の影響

を受けてその後地域の自主防の活動を再開云々と地域と絡んで云々というのがあります。まとめて伺いますが、64ページの上のほうに台風19号云々というこの問題、それからその下にあります実践的な防災訓練の実施を支援しますと。それから防災費への活動支援をしますとありますが、具体的にお聞かせをいただけますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 台風19号を踏まえてということで、職員ですね、基本的には全地域に対してですね、回って、もう一度避難の在り方について見直しましょうということでですね、少しずつ今取り組んでいるところであります。地域に全ての自主防災組織に対してですね、訓練をお願いしたいということで、これから地域を訪問する中で、地域の課題確認とか、訓練実施に向けたアドバイス、あるいは地域の皆さんのいろいろな課題の共有を行った中で、地域と協働でですね、実情に即した災害時のルールづくりをまず行い、それに即した訓練等を実践していただくというふうな流れでいきたいというふうに考えております。

防災士の状況等なんですけども、現在防災士に登録していただいている方については174名です。今年度資格を取得された方が2名いまして、今年度末で176名ということであります。ただ防災士ですね、不在地区というのが全体で126地区のうち23地区あるんです。こういったところについてはですね、防災士資格を取得するための補助事業ですとか、補助制度を周知したりしてですね、人選を依頼したりして、取得していただくようお願いしているところがあります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 現地に行かなきゃできない仕事、それから例えばね、防災訓練の実施、避難訓練の実施、市のね、防災訓練の中でもそうなんですけども、避難訓練を合わせてやるけども、イベント化しているというかね、そういうパターンがあって、市の場合にはちょっと大がかりだから、なかなか細かいところまでとあるけども、地域でやったときには、本当に避難してほしいとか、避難訓練に参加してほしいような人たちがなかなか出てもらえないという、こういう実態がありましてね、ここのところをどうやってクリアするかというのは、私たちも苦慮しているところなんです。したがって、そういうものを例えば消防とセットでなくたって、話を聞くということだけじゃなくて、その中でもって実際にこの何かやってみるといふ、こういうのだって自主防との絡みの中でもって対応していけるんじゃないかと。それをやることによって、皆さんの認識が変わってくると。これふだんなかなかそういう人は出てこないから、いざといったときにいれっこないよということなっちゃうんです。そういう人が一番出てほしいそうだという形の中で、そういうところはじゃ誰がどうやって話していくかというのがあったりします。それとの絡みの中で、自主防もそうなんですけども、防災士の仕事をそういう点では大事になってくるなと。あわせて、民生委員だって絡んでくるな、いろいろ横のつながりがあるもんですから、そういうのも含めた中でもって、広くということで、避難してかけてこなきゃいけないという、こういう話じゃなくて、ゆっくりでも、そのために避難準備情報が出されたりとあるわけですからね、だからそういうのがきちんと位置づけられるような形をぜひつくってほしいなど。地元の自主防の人たちだけで話しても、地域の皆さんは地元の皆さんでね、何となく合意的なものもあったりしていてはじめがつかないという部分があったりするんですよ。その辺のところも今後配慮した形でもって組み込みしていったらいいというふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回台風19号以来、地域のルールづくりみたいところで入っているという話をさせていただきましたが、その際には地域の自主防の町内会長さんとか、区長さんとか、防災士さんとかも入っていただくのはもちろんなんですけども、民生委員の方とかですね、そういった方も入れて、さらに民生委員の方の中でも、女性の方も特に入っていて、女性目線の中でもですね、ルールをつくってとといったことに配慮しているところであ

ります。

それと今いつも同じメンバーだと何かというお話だったんですけども、それについては令和2年度において、今年度は、避難所運営の職員のいろいろな研修会とか訓練については、総合体育館等を利用してですね、まとめてやったんですけども、今度は実際の各避難所の運営の段についてはですね、特定の日に限ってやるというんじゃなくて、地域に出向いて行ってそこの避難所の担当職員とうちの防災の担当、あるいは地域行政課の担当職員とかですね、いろいろ行って、地域の皆さんといろいろ話をするといいことをちょっと想定しています。そういった中で、新しい顔も、市の職員もですね、今まで1人か2人だったのが3人か4人か5人ぐらいになって入っていくと刺激にもなるのかなと思って、新しい展開を期待したいなと思っています。

○委員長（八木清美） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは次に、10款の教育総務費に入ります。いじめ・不登校対策推進事業についてです。岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆるいじめ不登校問題、これはですね、家族の問題でもあり、また子供たちにとっても将来不安とか、そういう面では非常に重大な問題だなというふうに私も思っていますし、これからの学校生活の中でやっぱり学校へ通うのがですね、楽しい、それからまた居心地のよい、それから安心して通える学校、これがですね、やっぱり子供たちにとっても、また学校現場の先生方にとってもですね、大きな課題の一つだというふうに私は思っておりますし、また今現場ではですね、校長先生、教頭先生、また学年主任とか、いろんな先生方が一生懸命取り組んでいるのがこの問題かなというふうに理解しております。その中で、いわゆるその市内の小・中学校におきまして、今年度のいじめとか、不登校、認知した件数というのはどのくらいあるのか、お聞かせてをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどのいじめの認知件数ですけども、12月末の集計になりますけれども、小学校で72件、中学校で44件、合計で116件となります。ちなみに前年度全体では、小学校で85件、中学校で14件、合計で95件でした。ということで、比較をしますとやはり中学校での認知件数は増加傾向にあるというふうに捉えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） この認知件数の中で、いわゆる年度内というか、今までの中で、いわゆる解消した件数とかというものはどんな状況でしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今年度の解消の状況ですけども、小学校につきましては43件、率にして59.7%、中学校につきましては38件、こちら率につきまして86.3%となっております。ただ、この解消の考え方なんですけれども、少なくとも発生して、確認をして、対応してから3か月以上いじめの状態がないことがいじめ解消の要件の一つになっています。なもんですから、年度内にどうしても2月とか3月に発生した場合につきましては、年度内で100の解消にならないというような状況になっておりますけれども、ただ前年度の比較で見ますと、ほぼ同様の解消率になっているというような状況です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 発生認知の件数、それからまた解消の件数等を見ると、ある程度は毎年毎年同じような事案が出てくるのかなというふうに思っております。その中で、いわゆる家庭訪問とか、また相談活動の体制充実と

いう中で、学校としてですね、今後やっぱり支援をしていくその目指す方向性というのは、どのような形で考えていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 不登校の児童・生徒に寄り添うこと、とても大事だと思っておりますけれども、ただ学びの場というものにつきましては、学校だけというような捉えはしませんで、文科省のほうからも通知も出ておりますけれども、学校への登校だけが目標ではなくて、その子供たち児童・生徒が進路を主体的に捉えまして、最終的には社会的に自立することを目指す必要があるというふうに考えておりますので、学校の登校が一つのゴールではなくて、子供の自立に向けた支援ということで考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 平成30年からですかね、小学校に特別教科の道徳、それからまた中学校にも元年度から導入されたんですが、いわゆるいじめの認知件数とか、解消件数から見ると、道徳教育の評価というのはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 道徳につきましては、これまで国内で発生しましたいじめに関する痛ましい事件について、それを繰り返さないようにということで、現実のいじめ問題に十分対応できなかった反省の上に立って、特別の教科へ移行したというふうな背景があるというふうに聞いております。その結果、考える道徳、議論する道徳ということで今取り組んでいるところでございますけれども、内容の項目につきましても、礼儀ですとか、家族愛、自然愛護など22項目ありますけれども、それらをバランスよく指導することが求められております。それらを踏まえて、いじめへの対応につきましても、各教科や特別活動などを含めた道徳教育全体で行われておりまして、保護者の理解ですとか協力を得ながら、教員が一丸となって進めているというふうに認識をしております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともまたその中ですね、少しでも教科が役立つような形の中の取組をお願いしたいなと思っておりますし、それから今年の新規事業の中で、スクールロイヤー制度ということで、2年前のとき3月議会で一般質問させていただいた中で、これが予算づけされたというのは非常に評価させていただきたいと思っております。そんな中で、この配置検討の中身なんですが、どのような形でスクールロイヤーを導入するのか、その辺についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には常勤ではありません。いじめが発生した場合など学校で問題が発生した際に、法律的な相談を受けたいとき、それからいじめの予防教育など必要に応じまして、その都度相談できる環境を整える、職員ですとか、児童生徒、それらに具体的に指導してもらうことを想定しておりまして、そのためにはどのような雇用体制が効果的かということも含めて今検討しているところでございますけれども、市のほうでも予算措置をしておりますし、また県の教育事務所にもスクールロイヤーが配置をされますので、そちらのほうと相互に運用していくということを考えているというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それでですね、スクールロイヤーに、相談するときなんですけれども、いわゆる行政のこの予算の中から執行するわけなんですけど、その手続としてできればですね、あまり先生方に負担のかからないような形の手続、私が考えられるのは、その所管している例えば小学校とか、中学校の担当の先生か、それとも学年主任の先生から教頭、校長まで行って、そしてそこから今度市のこども教育課のところへ来て、そして最終的には教育長

の決裁というような形で、普通は手続をされるのかなと思うんですけども、やっぱりタイムリーな形とかいろんなことを考えるとできればですね、もう学校長の段階でそういうスクールロイヤーに電話相談とかできる形であれば、一番相談しやすいのかなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 今のお話のような形になっています、実際。そんな手間なんて取ってはいられませんので、緊急事態が発生した場合は、即校長のところへ相談来ますし、校長は即市教委に相談来ますので、ほとんどタイムラグなしに対応できると思います。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともですね、やっぱりこれは時間がかかればかかっただけまた後で厄介な問題になりますんで、その点よろしくをお願いします。

それで、最後にちょっと教育長に考え方なり意気込みを聞きたいんですけども、いじめとか不登校、特にですね、これを完全になくすということは無理かなど。私らのときもいじめもありましたし、それがまた子供の成長過程の一端だったかもしれません。その中で、法の解決するような策というのは見つからないと思うんですけども、教育長として、このいじめとか、また不登校に対して、防止もしくはその解決の取組について、今後令和2年度どのような形で展開していくのか、その辺のお考えをお聞かせください。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） まず、いじめについてですけども、これはですね、法律が変わって、どこの学校でもいじめはあり得るといふ、そういう感覚の中で、職員が本当に一生懸命見ていますし、対応しています。これは本当私がそういう立場にあったときも、職員を見ていて涙が出るぐらい一生懸命やってくれる。それでも発生するのは発生します。いかに早く見つけて、いかに早く対応するか、これにかかっているんですね。一番いいのは発生させないというのが一番いいわけですけども、それはどうでしょう、簡単なことではないというふうに思っています。いかに早く見つけ、いかに対応するかということが1つだと思います。

それから、もう一つはですね、やはりですね、家庭教育とても大切だと実は思っていて、ここに書いてありますよね、妙高市インターネットの利用等に関することも宣言、これ半年以上かかって子供、小学生と中学生が一生懸命議論してつくった宣言なんです。これの宣言の中に、家庭に持って帰って、家庭で一緒に考えましょうと。子供が自分で決める、ルールを。人の悪口をネットで流さないとか、具体的に言ったらそういうことでしょうか、そういったものを含めて、家庭で話し合う、家庭で話し合うということは、買い与えた親御さんの責任を問うているわけです。一緒に考えましょうよ。親御さんの責任はどうですかといったようなところの部分もやっぱり考えてもらわなきゃいけない。人の悪口を大人が言っている、親だけじゃないですね、大人が我々だってそうです、人の悪口を平気で言っていれば、それを見ている子供が悪くなるのは当たり前というふうに思いますので、大人も変わっていかなくちゃいけないというふうに私は思っています。

それから不登校でございますが、これひきこもりにつながってしまう大きな問題だと思います。これはですね、以前はですね、以前はこうだったんです。最終目的を学校に再登校させる、これが最終目的だったんです。ですがですね、今はちょっと考え方を考えなくちゃいけない。学校が全てではない。つまりみんなが同じペースで、みんなが同じ空間で、みんなが同じことをやる、そこにすごく違和感を感じてしまうお子さんも実は出てきているんですね。そうなる学校だけに戻すというふうにとらわれてしまうと、その子にとっては非常に苦痛になってしまうし、だめなんですね。何が必要かと思ったら、やっぱり対話だと思います。これは説得ではありません。叱責ではありません。対話です。対話ができる環境を子供とつくってあげる、保護者とつくってあげる、これが何より大切な

だろうと思います。実は、子ども若者相談員というのは、こども教育課にいますが、スクールソーシャルワーカーと一緒に中学校の生徒指導部会、毎月行っている生徒指導部会に参加しています。そして、できるだけ線を、学校と保護者、学校と生徒だけじゃなくて、教育委員会や医療機関や児童相談所やいろんな線を家庭、保護者や本人と結ぶことがとても大切なんだよという話をしています。今実際そうやってやってくれています。そうすることによって、どこかで対話が生まれるんです。これは時間かかるかもしれませんが、ですが、いろんな窓口、切り口を設けることがそのお子さんやその保護者にとって、とても大切なところかなというふうに思っています。そんな方向で進めていきたいというふうに思っていますが。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） おおむね岩崎さんがいろいろと質疑し、明快なお答えだったので、私からはお願いということになるかと思うんですが、いじめ予防というのは、確かにスクールロイヤー、弁護士ですので、解決をするための弁護士ということで、専門知識もお持ちだと思うんですが、防止と早期発見は違うと思うんです。早期発見、早く発見したからよかったわけではなくて、一番大事なのは実はさせない、そのためにスクールロイヤーを使ってほしいなと思います。なぜかという、スクールロイヤーは弁護士ですので、そういう方がいじめを防止するためにいろんな知識やノウハウやいろんな経験値やいろんなその判例持っていらっしゃると思うんです。そういうことが抑止力になるならば、未然の防止の手前のそういう心にさせないという教育をぜひスクールロイヤーを使って、お金もかかりますのでもしかしたら妙高市でとか、上越市でということにならなければ、県と連携してとか、そういう地域と連携してだと思うんですが、何かあったら即対応というのは、あくまでもそれは早期発見、早期対応であって、何もなしの防止のほうが私は大事だと思っておりますので、ぜひその点でスクールロイヤーの活躍が早期に始まるといいと思っておりますので、要望として訴えさせていただきます。

以上です。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ありがとうございます。スクールロイヤーの活用方法の一つとしまして、子供たちに対する今おっしゃったような研修会ということもございまして、そのいじめという行為が法的にどのような罪になるか、単なるいざこざではなくて、法的に刑事罰の対象になり得るんだということを具体的に判例などを示しながら、生徒たちに分かりやすく伝えるというふうな取組もございまして、またそういうところも先ほどおっしゃられたように、県のほうと相談しながら、可能であれば行っていきたいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 1点だけ。本冊の265ページの学校教育管理・指導体制強化事業、非常にすごい題名がついているんですが、これは具体的にどんな内容でしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） こちらにつきましては、教育委員会のほうに今教員が3人入っておりますけども、指導主事が学校に対して授業の改善ですとか、授業内容についての指導を行うというような事業に要する費用という事業になっております。具体的にはですね、春の学校訪問ですとか、全国学力・学習状況調査の後に評価とか、改善計画、それから年度末の学校評価に基づいて学校訪問をして、内容を確認しながら指導を行うというふうな事業でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それは、いわゆる文科省の指導要領の中の課題の指導ということでよろしいんですかね。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には文科省の指導要領、それから市の考え方を合わせた中で指導するような形になっているかと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そこで、ちょっと私教育管理、指導ということだったんで、今課長がおっしゃった文科省の指導要領はともかく当然でしょうけども、市の教育に対する考え方を伝えるという方法も取り入れていったほうがより地域性といいますかね、これは小学校も中学校もなんですよ。そういうことで、地域性、妙高市の特色、そういうものに関して教育ができるんじゃないかなというふうに思うわけなんです、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には特色ある教育活動支援ということもやっておりますので、今おっしゃられたような地域性ですとか、学校の特性というものを加味した中での指導も当然行っているというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは10款の小学校費に入ります。小学校管理費について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 小学校管理ということで、小学校全般について考え方をお聞きしたいと思います。

今現在ですね、コロナウイルスの関係でしゃばじゅう騒いではいるんですけども、年前頃だったと思うんですけども、インフルでもって休学、クラスでもってね、休校しますとあったんだけど、ここほとんど出ていないんですよ。これは今は休校しているからなんですよけれども、コロナの対応でもってもろもろの指導があったんで、そういうインフルも防止というかね、防げているのかなというふうに思ったりしているんですけども、この辺の実態どのように捉えていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今おっしゃられたように1月ぐらまで結構件数は上がっておったんですけども、その後件数が少なくなっておりまして、大体例年と比較しますと、半分以下4割ぐらいの発生件数になっております。基本的にはですね、インフルエンザの予防につきましては、せきエチケット、いわゆるマスクの着用、それから手洗いの励行等、教室内等の換気、あとは十分な栄養、睡眠を取る、規則正しい生活を送ることが基本になっておりまして、その対策そのものにつきましては、コロナウイルスも一般的に言われているものと内容が一緒ということで、やはりコロナウイルスの脅威といいますか、少し怖いというところがすごくやはり保護者も含めまして、皆さん感じ取られた中で、日頃のインフルエンザ対応以上に丁寧な対応された結果、インフルエンザの発症については、このような形でもって少なかったというふうに捉えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 皆さんみんなそうだと思うんですね。インフルエンザのときには、また出たかというくらいな感覚なんだけど、新型コロナウイルスの場合には、また出たかじゃなくて、来てもらっちゃ困るよという、それにはどうするかというこの辺の指導の絡みでね、きちんとした対応している。マスクの関係とか、手洗いの関係とか、特に手洗いのほうがということだと思えます。こういうことが子供たちにとってきちんと習慣づけられる。非常に大事なことだと思うんですね。インフルエンザの場合には、その時期に暖かくなればなくなるよという、しかし今そういうことでもってなじんだこの習慣を今後もきちんと位置づけしていくという、これが非常に大事なということだと思えます。例えばこうやってみたときに、今石けんでの手洗い、それからアルコール消毒、恐

らくね、保育園クラスはみんな手洗い場にはお湯が出るような形になっていると思うんですよ。中学生になればまたちょっと違うんだけど、小学生くらいのところでもって、今お湯出るところはないというふうに思うんですけどね、手洗い場の関係ではね。やっぱり石けんで手を洗って、それを洗い流して、私の認識は20秒だと、こう言われていたんだけど、20秒水につけているという意味じゃなくてね、石けんで洗っているのが20秒で、それから洗い流してという形なんだけど、この洗い流すときに、やっぱり石けんをきれいに落とす、あるいは順番にこうやっていったりしたときに、水で果たしてどうなのかというこの辺もあると思うんですよ。

ところが、最近なんか聞いたら、いや、20秒じゃないで30秒だよという、こういう話もあったりしていてね、それはさておいてなんですけども、やっぱり小学校もせめて低学年のところはやっぱりそういう施設が必要じゃないかと。どのくらいかかってどうのこうのとありますけども、やり方によってはという問題もあると思うんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 平成30年の9月の議会だったかと思いますが、同様内容のお話をいただいております。その際にもお答えしたんですけども、ぬるま湯と水による効果の違いというところは、これは検証もされていないので分かりませんが、ただ手洗いにつきましては、先ほども申し上げたような形でもって指導のほうはやっております。確かにお湯であれば丁寧に洗うかもしれませんが、水だと冷たいから、手早になるかもしれないんですけども、ただ学校施設におきましては御存じのとおり、かなりどの学校につきましても、老朽化が進んでいるという中で、今後長寿命化の改修などということで、費用のかかるもの多うございます。そんなことを考えながら、優先順位を考慮した中で、環境のほうを整えていきたいと思っておりますので、申し訳ございませんが、お湯についてはまた優先順位を考えた中でというような形になるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 優先順位の問題もある。小学の低学年クラスはね、どうなんだというのがあります。ただ、その学校施設によってね、条件がいろいろなものですから、一律でどうだといったときには、ちょっとというのがあるんですね。例えば実際にインフルじゃないんだけど、風邪を引いてとかという、そういう人たちだって、じゃ休校、学級閉鎖になってなくなつてそこへ行っている。その辺のところの手洗いくらいはということでもってね、せめて低学年のところ1か所でも、そこへ行って混み合ってもどうなるかという問題もあるかもしれないけども、その辺のところは、ちゃんと視野に入れて考慮していくという、こういうものも必要なんだろうというふうに思います。この辺は、せっかく手洗いが身についたという形の中でね、この習慣はきちんと継続はぜひしていただきたいなと。逆にね、今学校できちんとやって、それをうちへ帰ってさっきの家族で話してどうのこうのじゃないけども、うちへ帰って、大体大人というのはね、さっささとやった片づくのが多い、けども、やっぱりそういうのは、一緒にやるよという、そういうところに反映するぐらいな形を取ってもらえればというふうに思います。これはずっと続く問題であります。

それで関連でちょっと確認しておきますけども、実は私たち管内視察でもって、新井南小学校へ行ったときに、小学校の入り口、言うなれば入り口というのは、国道から入るところ、バスが出入りするのに狭いから危険だというのがあるね、結局これは便利に云々じゃなくて、あそこはマイクロバスじゃなくて、普通のバスが入るという形で危険だと。だからここは何とかしてよという話があって、それからもう全然関係なしに1年過ぎていたという形ではあるんです。それと併せてね、保護者会等とか、一般の人とかが来たときにということで、駐車場が不足しているんで、簡単にできるからということで、プールのほうへ行つたところね、校舎の脇なんですけども、ここも

そんなに大げさな考えじゃなくて、ちょっと手を加えてもらえば車数台入るからという、こういうのもあったんですけども、あえて私は追及しなかったけども、その後何の変化もないというか、ここに見えてくる形になってくるものがないけども、この辺の考え方はどうなっていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まず入り口の関係ですけれども、おっしゃるとおり狭くなっているところがあるんですけども、学校のほうですとか、あとスクールバスの運転手等にも話を確認をしまして、その中でそれほど支障がないというふうな話もございまして、今時点では特に改修等は考えておらないというような状況でございます。

あとそのプールの横の砂利をひいてあるところの関係なんですけれども、基本的に学校職員につきましては、ピロティーといいますか、地下、あとそれでも止め切れないものにつきましては、玄関前に今駐車をしておりますけれども、今委員さんおっしゃったように、イベントといいますか、人が集まるときになると不足するというような状況は確かに見られております。ただ、行事の際に混雑するというので、今そのおっしゃられたその砂利のところにつきましても、止めづらいことは止めづらいんですけども、今の状態でも止められなくはない状態なんです。ただ見ていると、そちらのほうはあまり活用されているふうな状況が見られないものですから、なもんで、その安全対策ですとか、その運行上の危険性を考えた中で、ちょっと舗装のほうまでは今手はつけられないんですけども、例えば矢印等で一方通行のような方向表示をするなりして、安全対策については何か対応考えたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 入り口のほうもね、そういうふうに言われてしまうと、学校はしようがないがと、こう言ってしまうんだよね。金がないし、直接自分の運転じゃないし、バスだし、しかし安全面を考えたときにどうなのかという、ここがね、一番大事なところだと思うんですよ。小学校の入り口と言っているけども、保育園の入り口でもあるんですよ。だから、そういう立場で見たときに、これからどんどん子供減っていくんだし、いいやということになっちゃえばそれはそれで終わっちゃう。しかし、安全という形で見たときは人数の問題じゃないよと。保育園があって、保育園の子供だってあのくらいだからみんな言うこと聞いてというかもしれないけども、だけでも、いつ何どき何がどうなるかというのは想定できない部分もある。だから、そこを見たときにね、そんな冷たい言葉じゃなくて、ちゃんと対応して安全対策を講じるということは、私は必要だと思います。

あわせてね、駐車場の関係ですけれども、砂利ひいてあるからとりあえず使えるんですけども、あそこは段差があって乗り入れしなきゃいけない、段差があって乗り入れして、そういうところでどうのこうのというのは、あそこを使うのは高齢者でないからいいかもしれないけども、それでもって高齢者の事故が起きているというのがあったり、それから同時に、碎石の場合には、石が飛ぶというのはあるんですね。こういうのもやっぱり視野に入れた形の中で、改めて今後検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、コミュニティ・スクール推進事業についてです。

高田委員。

○高田委員（高田保則） コミュニティ・スクールについては、これ小学校、中学校多分共通の問題だと思うんで、一括でお願いしたいと思います。

このコミュニティ・スクールつくるときに、前々教育長からこういうことだということでお聞きしたんですが、ちょっとその定義がよく分からないんですが、その辺ちょっとお話しいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 先日議員さんの御質問にあったので、お答えをしたのですが、コミュニティ・スクール、要は地域の方々、親御さん含めて学校運営に参画をするというのが1つ、それから学校運営について評価をする。みんなで参画したのですから、当然その評価をする。そして、学校運営に対してチェックを入れる。さらに、一番大切な部分とすれば、学校の支援事業に参画をするという大きく分けるとその4つだというふうに考えていただければいいと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それで、今地域の人たちとということ、地域支援員各学校に何名かいらっしゃるんですが、その辺の選任方法とといいますか、選抜方法とといいますか、どのような基準でやられているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には小学校、中学校とも同じ方法になりますけれども、選出の方法、それから役割、各活動に対する考え方についても共通で行っておりまして、その選出の方法ですけれども、幾つかの要件というものがございまして。その要件に該当する方の中から、校長先生が推薦をしまして、教育委員会が委嘱をするということで、その要件なんですけれども、まず1つは、対象学校の児童または生徒の保護者であるというのがまず1つになります。それから地域住民、対象学校の学区に住所を有する者であるということ。3つ目が対象学校の運営に協力する活動を行うもの、例えばPTAとかになります。4番目は、学校の職員ということで、校長及び教職員、5番目が学識経験者、6番目は関係行政機関の職員ということで、最後7番目はその他教育委員会が必要と認める者というふうな、このような要件がありまして、その中から校長先生のほうで選任をするというふうになっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 各学校にいろんな課題等、住民から見ても学校はどうなっているんだねというようなこともあるんですが、その辺のいわゆるコミュニティ・スクールとしての活動だとか、支援員の皆さん、もちろんこれ見ますと、住民の皆さんだとか、PTAの皆さんだとかという関係がね、直接学校に関係ある人たちが入っているんで、その辺からの学校運営に対する情報がほとんど今ないんですね、多分ね。私もあまりコミュニティ・スクールニュースみたいなこと見たことないんですけども、その辺はですね、必要ではないかというふうに思うわけです。例えば一例を挙げますと、私前にこのコミュニティ・スクールできる前に、前々教育長に学校の統合問題を提案したことがあったんです。そうしたら教育長は、いや、コミュニティ・スクールこれから始まるから、その中で検討していきたいというような答弁だったんですが、その辺がこういう今の特に妙高高原地区、妙高地区もそうですけれども、児童・生徒が少なくなったという問題で、何か薄々は聞いているんですが、コミュニティ・スクールとして、そういう問題にどう取り組んでいるかというのは、地域が結構関心持っているんですよね、学校ということになるとね。その辺の情報がないもんですから、それは必要ではないかというふうに考えるわけです。これはいかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） コミュニティ・スクールのこの間もちょっとお話をしたように、早くから始めたモデル校、それからそれに追隨した学校、そしてあと遅れて実践した学校、若干の差異は出てきているのは事実なんです。その中で、先進校はコミュニティ・スクールだよりというようなプリントを作って出している学校もあるんです。そこまで至らなくても、例えば学校だよりだとかといったところの部分に、コミュニティ・スクールの運営協議会、

運営協議会を今日開きました。こんなこと話し合いましたというふうに出している学校もあるんです。委員さん御指摘の妙高高原地区については、今模索しながら一生懸命こう盛り上げている最中でございますので、その記事の部分まではまだ至っていないのかなというふうに思っておりますが、調査しますと、非常に前向きにいろんな取組をやるというふうな動きが出てきておりますので、また議員さん御指摘のところの部分、広く地域住民にお知らせをすればいいところの部分も必要だということもまた話をしていきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それと最近学校一斉休校ということで、コロナウイルスの問題で、何で学校が一斉休校するのかというような、いろんな新聞紙上、マスコミでも取り上げられていますし、また最近は学校ごとに開校するというような雰囲気も出ていますけども、その辺をですね、今私はこのコミュニティ・スクールということで、いろいろこの階層の人たちが学校運営に携わっていらっしやると。学校運営に対しては非常に強い組織だと思うんですよ。ですから、その辺の検討を私はすべきじゃないかと思いましたが、今どこでもそうですけども、児童・生徒をお持ちの御家庭は、非常に実は困っているわけですよ。どうすればいいんだと、その辺のやっぱり教育委員会の方針もないし、学校としてどうするんだという情報もないもんですから、皆さんこれで困っているという現実があるもんですから、今ちょっとお話聞いたんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） コミュニティ・スクール運営協議会が学校運営に参画をするという視点からすると、学校長の判断の中で、運営協議会を招集をし、開き、そして、この救難をどう対応していくかといったようなところの部分を学校独自で話し合いをする、地域と一緒に話合いをするということは、とても大切なことだというふうに思っています。今回につきましては、教育委員会がある程度各学校の意見を聞きながら、主導で動いておりますので、各学校はそれを受けながら動いている状況でございますが、そこに地域、保護者、そしてその運営協議会が絡んでくるのが今後いろんなところの部分では大切になってくるかなというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ぜひ私は期待しております。

もう一つはですね、前に教育長に郷土愛というものはどうお考えですかとお聞きしたことがあって、なかなか統合学校については、教育の中で難しいというお話をいただいたんですが、私はこのコミュニティ・スクールというのは、各保護者の皆さんも各地区から出ていらっしやるんだから、やっぱり今ここにある妙高市歴史基本構想、この目的にも書いてありますけども、直接指導要領の中ではなかなか難しいけども、そのほかにこういうコミュニティ・スクール体制を通じて郷土愛というものをぜひやったらいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 実は今副読本、副教材で「わたしたちの妙高市」だったかな、というのがあるんです。今回、改訂の年でございまして、歴史この基本構想をふんだんに活用して、その冊子が今年度末にでき上がってきます。それを活用して、子供たちにいろんなところの部分をもろもろ自分の学校区だけではなくて、妙高市全体を視野に入れながら、こんなすばらしいところたくさんあるんだよといったようなところの部分をしっかり学んでもらおうというふうに思っていますし、実はまなびの杜の生涯学習管轄になりますけども、そこにも夏休みを通して、親子と一緒に親子学習会というのがあって、それも歴史を含めたいろんな地域を学ぼうというのは、今年度もありました。来年度もそういう予定をしているようですので、そういったところの部分で、親子共々郷土を知るといったところの部分の部分が大切なんだろうというふうに思っています。意外と大人が知らないというところがあるので、子供と一緒に大人も学ぶという機会も必要かなというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 次に、フレンドスクール事業についてです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、小学校費ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） なければ、次に中学校費に移ります。中学校教育振興事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 中学校教育振興の関係で、1つは平和学習の問題です。これは予算書の287ページなんですけれども、実は昨年広島平和式典派遣事業の絡みの中で、市長のほうからね、少な過ぎるよ、もっと大勢行ったほうがいいんだよと言ったんだけど、予算書見たらなかなか増えていないな。今年はどういう体制、対応でいくのかな、やっぱりこういうのも大事なんですけども、言ったすぐそうならんよと、この次にはちゃんと入れるという、そういうことなのか、その辺の実態はどうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今年度までこちらの事業につきましては、各中学校から2名の参加ということで、合計6名の生徒を広島の方に派遣しておりました。来年度につきましては、高原中とそれから妙高中につきましては、今年度同様2名なんですけれども、ただ新井中につきましては、学年のクラス数ということで5名、合わせまして9名の派遣を今のところ計画しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、妙高、妙高高原はそれぞれ2人ずつ、新井中学校は5名、クラスの云々というのは、それはね、余計なこと言わないでお任せです。9名行くと、3名増えたと。大いにこういう学習を進めていって、市長の口から増やせとって教育長も増やしてほしいとって、そうなるって当然かなと思いますけども、また改めてその辺のところは有効な活動をしていってほしいなと思います。

あともう一点はね、ちょっと考え方を聞いておきたいなという思いがあります。実は、小学校もそうなんですけれども、中学校も教員の皆さんのね、研修がかなり多いよと、本当に忙しいようです。必要があるのかなのか、それは誰が選ぶのか。あるいはちゃんと校長に指名されて指示されて行ってこんけりゃいけんという研修もあれば、自主的にいきたいという研修もあれば、かなりそれも県があつて、上越関係があつて、市があつてという、そういうのがあつたりするんですけども、例えばこういうの交通整理というのは誰がやっているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 県教委です。基本的には県教委です。市独自で教員研修を組んでいる。私どももそうなんですけども、私どもの場合は極力それを減らしていますので、ほぼ妙高市の教職員については、県教委主催、県立教育センターも含めてですが、の研修というふうに考えていただければいいと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 県教委の研修でといったときに、そこに参加するのは、例えばなんですけど、自主的に参加する部分、それから教育委員会に指示された、校長に指示されたと、それで参加するという、その辺のところはどういう位置づけになりますか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 校長から行きなさいという指名を受けるということは余りないんです。例えば年層ごと、中堅、ベテランといったような枠組みの中で、悉皆研修という名前という形でついてくる研修があります。それはその年層の中で誰か、その年層に達した人は行きましようという研修ですね、そういった研修、あとは自主研修みたいの

もあります。自由応募というんでしょうかね、この研修を見て、この研修僕は力足りないで行ってみたいと手を挙げると、そういう研修もあります。あまり悉皆研修というのが以前に比べて多くはなくなって絞られてきたように思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その辺の中身はね、私もよう分からないですけども、自主研修は自主研修として、本人の意思で、だけど、いわゆる年代層でどうのこうの、経験の中でどうのこうのと言われると、一応決められた形の中でもって行ってこななきゃいけないよと、このときですね、そういう研修に出るときの時間とか、経費とか、そういうのの保障というのは、どういう位置づけになっていますか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 県の研修でございますので、出張旅費は当然出ます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、それは県のやつはいいけども、あとはみんなほとんど自主だから、自分で、ただ時間はあれですよ、例えば平日対応ということになれば、自費でもって出たにしたらって、時間的保障というのはどういう位置づけかなと思うんですけども。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） すみません、説明不足で。日中に出る、自分が手を挙げて出る研修、これも定員がありますので、その定員内であれば当然出張旅費は出ます。お金は自腹を切ることはありません。

○委員長（八木清美） 次に、コミュニティ・スクール推進事業、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、英語教育支援事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 69ページなんですけどね、先ほど説明ありました。中学校の2年生と新井南小学校の6年生が検定を受けるという形での特別なこともやるんだよということで、特徴ある学校教育という位置づけだろうと思うんですけども、これ小学校の南小の子供たちをここへ入れたときに、ほかの小学校との兼ね合いというのは、そんなに問題ないだろうと思うんですけども、イメージ的にどうなんでしょうかね。その辺のところをちょっと聞かしていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 英語教育そのものが来年度から本格実施になりますけども、ただ新井南小学校につきましては、もう既に素地があります。というところで、そういうふうな意味があるところから、南小学校の生徒については先行して、持っている力、どのぐらいの英語力が身につけているかということをはかりたいということで、今回はこの新井南小学校6年生を対象に行うというふうな考え方です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） その部分は分かるんですよ。ただ、ほかの学校との兼ね合いで、ほかの学校でもってどうのこうのと、その辺の見方がどうなるかな。逆に、南小を入れることによって、特認校の複式解消のためにとかという、そういうのがあればそれはそれでいいんですけども、ただその辺のところはちょっと心配でね、あるんですけども、ただこれやっていって、結局先ほどの何かもあったけども、成績結果報告という形の中で、小学生よりも中学生が劣っていたなんていう結果が出ると、これもうまくないなと思ったりもするんですけども、発表はどうするか、その辺の考え方だけちょっと聞かせください。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） ここの検査の中身はですね、当然小学生用と中学生用と中身は違いますし、レベルも違いますので、一律同じものをやって差がついちゃったということはありませんので、大丈夫でございます。

○委員長（八木清美） 次に、特色ある教育活動支援事業について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 中学校費よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次に、特別支援学校費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次に、10款の社会教育費に入ります。生涯学習推進事業について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 生涯学習という言葉ですが、いわゆる学校教育、それから社会教育、また家庭教育、これらが何か一括包含された形で使われているのが一般的かなというふうには思っています。そんな中で、生涯学習という言葉からしてですね、いわゆる字のとおり自ら主体的に学ぶということなんですが、いわゆる、今妙高市においての個人の学び、それからもう一つはともに学び合う、そこら辺のですね、現状どのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 生涯学習に関する学びの現状ということでございますけれども、なかなか難しい御質問なんですが、市民の皆さんの生涯学習活動の現状等、あるいはその生涯学習に関するどんな意識を持っているかというようなことでお答えをしたいと思うんですが、昨年市民の皆さん対象に生涯学習に関する意識調査を実施いたしました。その結果ですね、1年間に取り組んだ生涯学習活動として、健康スポーツ活動というのが35%で一番多く、次いで趣味的なものが28%、以下職業や家庭生活に役立つ知識や技能、あるいは自然体験や生活体験などの体験活動、またボランティア活動のための必要な知識や技能といったことがその後が続くということです。そういった生涯学習活動をやっている方に対して、それらを地域社会で生かしたいですかということをお聞きしましたところ、生かしたい、どちらかといえば役立てていきたいという回答者が67.4%、約7割の方がそうお答えになっているということで、じゃどんどこでそれを生かしたいですかという問いに対しては、地域での奉仕活動の支援や学習活動に関する指導、助言、子育て、育児を支援する活動、地域での伝統行事やスポーツの指導といったことが上位を占めておまして、これらの回答が全体のやはり約7割を占めているということで、やはり学習活動されている方は、地域でそれを役立てたいという気持ちをお持ちの方が多いですし、また地域活動やあるいは学校、自治会等の活動の中で、それを役立てていきたいというお気持ちを持った方が多いんだなというふうに考えております。

ただ、一方ではですね、全くやっていないという方が実は37%いらっしゃってですね、もちろんこれは現役世代の方も含まれておりますので、回答の中には学業や仕事が忙しくてそういう時間が取れないという方もいらっしゃるわけですが、やはりこの全く学びの活動をされていない人に生涯学習に関心を持っていただいて取り組んでいたたく、そういう取組というのが非常にこれから大事なかなというふうに感じております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 数的にはですね、もうちょっと取り組んでいないという人が少ないのかなと思ったんですが、いろんな自分の仕事とかいろんな中では、これからまたさらにそれを縮めていくという工夫が必要かなという、

その中で今いろんなカルチャー教室というか、そういう学習講座が結構人気もあると思うんですが、そういう中でその教室の分野の中にですね、やっぱり一つの教室の中に、まちづくりとか、それから地域づくりみたいなそういう活動の中で地域の担い手となるような部分というものをちょっと組み合わせて、いわゆるサンドイッチみたいに組み合わせてやるような講座の組み方とかですね、カリキュラムの組み方、そんな形もですね、展開すれば、さらにちょっとそのうちまちづくり、地域づくりの参画とか、それからまた教育的な中で、全く取り組んでない人たちも違った分野の角度から切り口変えると、参加率が上がってくるのかなという気がするんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 現在もまなびの杜の中でですね、地域の担い手となる人材育成につなげていきたいということで、ひと・まちコースというものを設けておまして、この中で地域の課題や地域づくりの手法を学ぶという講座を設けております。次年度は、地域の課題解決に向けた取組の際ですね、地域での話し合い等行われると思いますが、そういった場面で地域の皆さんを巻き込みながら具体的な取組につなげるファシリテーターの養成講座といったものも開催したいというふうに考えております。また、新たに設置される地域共生課のほうで取り組まれることになるのではないかと思います。現在の地域づくり協働センターのほうでも、自治会等ですね、いわゆるその事務局業務を担う方々が不足しているということで、そういう地域の事務力向上を図る講座を計画しているというふうにも聞いておりますので、やはりそういう地域づくり部門と私ども生涯学習部門と連携しながら、そういう講座等、あるいは人材育成等を図っていくことで、地域の担い手づくりにもつながっていくのではないかなというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる今地域づくり、コミュニティーとか、またまちづくりといういろいろな面で、その担い手不足というのがやっぱり切実な問題になっているわけで、ぜひですね、そのような形の取組を進めていながら、地域活動の活発化、活性化に取り組んでいただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 1つ、まなびの杜修了者たくさんいらっしゃいますし、大きく言えば地域貢献したいという方も70%いらっしゃる。非常にすばらしいことだと思うんですが、それはどうして実際活動できないかということも私も考えておるんですが、それはやっぱりですね、制度がないからだと思うんです。1つは、私前に地域通訳案内士制度提案しましたが、これはね、そういう妙高市の歴史とか、自然とかという、案内するちゃんと制度があれば、そこに所属して、観光客なりに案内できると、地域の皆さんにも案内できるというふうになるんですが、ボランティアで、この前ちょっと私聞いたんですが、ちょっと場所が違うんですが、関山神社のところへ行ったら、2人お願いしていたら、1人は来たけども、1人は都合悪くて来られないという、それはやっぱり個人的というか、組織がしっかりしていないし、その制度がやっぱりしっかりしていないということもあるんじゃないかというふうには私思うんです。その辺のやっぱり制度づくりというのは、せっかくまなびの杜で、毎年修了者が出て、十分知識が豊富な人が自分で外へそれを発揮する制度がないというか、機会がないというのが私はちょっと問題があると思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 学習者がですね、活躍する制度がないんじゃないかということなんですが、私どもまなびの杜等で一応3年間を一つのサイクルとして講座展開しているわけですが、その3年分の学習プログラムを修了した方にははねうま賞というものを授与して表彰しております。そういった3年間の過程を通じて、地域の魅力と

か、妙高市の特性とか、地域の課題、そういったものを理解を深めていただいた方には、学校や地域での学習活動をサポートする地域活動人材制度というものがありますが、こちらの人材バンクに登録をさせていただいて、コーディネーターさんによるコーディネートに従って、地域や学校へ人材を派遣して、そこで活躍してもらっているというようなことに取り組んでおりますし、まなびの杜の講師の補佐役としても、活躍していただくようなことで働きかけをしているところです。今委員さんからお話あった歴史系のガイドボランティアに関しては、関山もそうですし、斐太、それから関川あるいは北国街道といったことで、それぞれの団体の中で、ボランティアガイドの養成に取り組まれていて、ある一定の登録ガイドがもういらっしやると、自主的な運営をされているということですので、それはそれで非常にいいことですし、これからもそういう活動を継続していただきたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 続きまして、アートステージ妙高推進事業についてです。

高田委員。

○高田委員（高田保則） これもそんなに詳しく、細かくはやらないつもりなんですけど、夏の芸術学校、これも非常にもう何年も続いている行事ですけども、ちょっと最近私見ているんですけども、参加者、ただ一番いもり池周辺だとか、あそこに大体参加者が集まる、今まではそうだったんですけども、最近あそこを見てもあまりあれですよ、期間参加している方というのは少ないですよ。それと、前は若い人も、中学生も、小学生もいたんですけど、最近何かほとんどベテラン、熟年の方ばっかというふうな感じを受けるんですけども、その辺どうですか、ちょっと夏の芸術学校、せっかく東京藝大の先生がね、来ていただいているんですけども、もうちょっとにぎわってもいいような気もしないでもないんですけども、いかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 夏の芸術学校ですけども、委員さんおっしゃるとおりですね、これまでも東京藝大の皆さんの協力とかアドバイスをいただきながら、内容の見直し等、あるいはPRの強化等にも努めてきたんですけど、残念ながら、年々参加者は減少傾向にあるというのは事実でございます。藝大の関係者等にお聞きすると、やはり全国的にこういう芸術に親しむ方というのは減少傾向にあるようで、特に若い皆さんの関心というのが低くなっているというふうなお話もお聞きします。そんなことで今年度はですね、その長期滞在型の芸術学校という基本の部分は大切にしながらもですね、もう少し参加しやすい1泊2日のコースを設けたり、あるいは若い方の関心が下がっているというふうなことも受けて、子供たちに関心を持ってもらうということで、親子や小学生を対象としたワークショップを実施したりといったことの結果ですね、令和元年度は前年に比べて二十数名参加者が増えたということで、来年度もですね、そういった部分のでこ入れをして、さらに大勢の方から参加いただくような工夫をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） いろいろ参加者の増員に努力をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、四季彩芸術展10月後半から始まるんですけども、これも前にもちょっと申し上げたんですけど、出展数がどうもちょっと少ないような気がします。それからもう一つは、作品のテーマといいますかね、ちょっと妙高山を中心としたテーマで、本当はそういうテーマだと思うんですけども、どうも違った角度の作品も出ているやと思います。うまい下手は別としてね、それは別です。テーマをやはりもう少しはっきりしたテーマで作品を募集するというにやったほうがいいんじゃないかと。これ妙高原町時代からね、目的はそういうことで、芸術学校も四季彩展もやってきたわけですから、何かそこが最近薄れているような気がするんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 四季彩芸術展のほうですけども、出品数はここ5年ぐらいを見ますと、大体写真、絵画合わせて100点程度ということで、これはもう横ばい傾向でございます。それでテーマですが、テーマはこれは今までずっとずっと変わらずにですね、妙高をテーマとした写真なり絵画ということで、もちろんその作者がどこでそれを描いているかとか、どういう角度で見ているかという部分はありますけども、テーマは変わってございません。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それともう一つ、私前にもお話したことあるんですが、夏の芸術学校、それから四季彩展、これは岡倉天心ゆかりの地ということで、あれ何年ぐらい前ですかね、藝大と当時の顕彰会との話合いで始まったものですが、そういう関係からですね、やっぱり歴史というものはね、もうちょっとはつきりされたほうがいいんじゃないかと。今はもう岡倉天心という存在は、この2つの行事の中で全く注目されていないというか、ないですよ。そういうものをやっぱり妙高の芸術の歴史といえ、やはり岡倉天心から始まっているわけですから、その辺は強調すべきでありますし、最近また注目されています上越市の小林古径さんなんか、一応岡倉天心の門下生ですのでね、そういうことも含めて、もうちょっと岡倉天心というものをクローズアップして、行事をされたほうがいいんじゃないかというふうに思いますし、岡倉天心というのは、前にも申し上げましたが、国内よりも国際的に非常に哲学者としてすばらしい存在だということで評価されている先生ですので、そういう方がね、妙高市にゆかりがあるということは、非常に名誉なことだと思うんですよ。そういうことをやっぱりもう少し強調した中で、事業を進めるべきだと私は考えますが、いかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 四季彩芸術展につきましては、実は来年度ですね、少し会期を前倒したり、あるいは会場の展示のレイアウトもですね、もう少し写真にしろ、絵画にしろ、見やすいような回廊のような動線を設けたりということで、少し会場の見直し等もしたいと思っております。その中で、今委員さんおっしゃるようになりますね、岡倉天心とのつながりですとか、それからこの催物の歴史みたいなのを御来場いただいた方にちゃんと伝えるような展示をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ぜひそういう歴史的なものもやっぱりいろんな歴史があやふやなものもありますし、言い伝えということもありますけども、岡倉天心はもう確実にこのまち、妙高市にかかわった年代から全て亡くなるまでの歴史はきちっと残っているわけですので、そういう中でやはりそれを伝えていくと、それも踏まえた芸術展であるということも皆さんにお知らせする必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、関山神社周辺文化財総合調査・整備事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 関山神社、最終年度となるということになってはいますが、もろもろやって御苦労さまでしたというのがあるんですけど、この整備事業、最終的にはどの時点を目指して完了、どの時期月頃ですかね、目指しているのかなというの、予定はどうですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 旧関山宝蔵院庭園の修復整備工事でございますけども、令和2年度が一応最終年度ということで、事業内容としてはですね、寺坊のあった遺構の表示ですとか、あるいはお庭の復元が全部終わるということで、それを御覧いただくためのあずまやですとか、ベンチの設置ですとか、あとは宝蔵院日記に出てくる史実

に基づいて、もう少し植栽を施さなければいけない部分もありますので、そういった部分をメインに工事をするということで、工事が終了するのは、恐らく11月ごろになってしまうのではないかと考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 工事そのものがその時期までということでございますね、もっと早い時期だったら、現地確認して思っていたんですけども、あとそれでもってですね、ここでは地元文化財の関係団体の活動支援ということで、今ほどガイドの関係もね、既に高田委員の話の中でも出てきていますけども、ここではガイドの養成講座等を行ってガイドを増やしてきちんと取組をしていくと。私はここと併せてね、今までいろんなところを売り出したというとおかしいんですけども、それぞれのところでもって、地元のガイドさんが頑張っているという、そういうのがあったりしますんでね、そういうほかの関係も含めた中でもって、そのガイドの皆さん、ボランティア活動をどのような形でもって続けておられるのかなという、その辺もお聞かせ願えますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） ガイドボランティアの皆さんの活動状況ですけども、私どものほうで、今把握しているのは、関山をはじめ、斐太、それから関川、北国街道の皆さん、そして最近是世界かんがい施設遺産ですか、それに指定をされた上江用水の関係で、川上の皆さんもガイド活動を行われておりますけども、令和元年度の実績で申し上げますと、その5団体で合計89回にわたってガイド活動を受けられて、延べ1669人の方を御案内しているというような実績でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今あれですか、ガイドはこういうことでもって皆さんそれぞれに地域のPRも含めたり、地域を守ってという形でいったりですけども、笹ヶ峰の関係はもうないですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 所管のほうが観光商工になろうかと思っておりますので、私のほうで正確な数字かどうかは分かりませんが、今夢見平と池の平のほうでガイドの取組をされていらっしゃる、2団体が活動しているということで、夢見平では今年度約1000人のガイド利用があったということですし、池の平のほうでは、延べ182名のガイド利用があったというふうに確認しております。

以上です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ありがとうございます。それぞれね、いつか結構セラピーロードの関係なんかも含めた中でもって、地元のボランティアによるガイドがあって、その研修もやってという、こういうことがありました。笹ヶ峰というのは、夢見平の関係ではね、これだけの希望があってと、実際に来ているのはこれ以上かなりだと思うんですよ。あそこの関係はじゃ観光商工課だということになると、あそこのコースの中のトイレはどうなんだと、それも観光商工課へいっちゃうのかね、かもしれないな。分かりました。それはそれでいいです。皆さんそれぞれ地域、地元で頑張っているよとあるんですが、この関山のね、宝蔵院庭園の保存管理、これは直接的には守っていきますと、こうなるんですけども、これ直接的にはどなたがやってくれるのでしょうか。この保存会の皆さんということになるのでしょうか、どうですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 日常的な維持管理といいますかね、そういったものは地元の保存会のほうに委託して、お願いしていくということになります。植栽した木の囲いですとか、あるいは滝のですね、養生とかですね、そういったものは、私どものほうでやっていく必要があるというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、生涯学習の場では、この関係についてはずっと引き継いで管理の関係もつながって行くよということですね。それで、ここでもって結構PRをしてというのはおかしいんだけど、宣伝して、宣伝物も地元でつくったりという、こういう形でやっているんですか、その中にね、ゆかりの食の商品化というのがあるんだけど、何か非常に興味を持って見たんですけども、これはどういうことで、これをどのように活用していくのかなという、もしその辺のところ分かりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 食の関係ですけども、今地元の皆さんがですね、中心になって関山宝蔵院で供された食の文化を研究する会というのが組織されておりまして、その皆さんがですね、これをぜひ商品化をしたいということで今取組を進めていらっしゃる。具体的にはそばですとか、山菜などをはじめ、宝蔵院日記の中に記述のあるそういう地元の食材を使った御膳料理を復元して、そしてそれをお客様に提供しようということで今試行錯誤しながら取組を進めているということです。将来的にはこれをですね、関山周辺の文化財を御覧になり訪れた観光客等の皆さんに提供していきたいと、そこまで持っていきたいというようなことで今取組を進めていらっしゃるという状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） せっかく食まで提供して、PRして呼び込みをといたときに、あのかいわいにそれでも何か休憩施設でも造りますか、その辺どうです。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今関山地区ではですね、その歴史文化資源を今後どうやって保存して地域の活性化に活用していこうかということで、保存活用計画というものの策定を進めているんですが、その中で地域の皆さんとやっぱりお話しする中では、宝蔵院庭園をはじめ、関山神社とその文化財的な資源を活用して人を呼び込んで、にぎわいをつくっていくための一つとして、その食も提供したいということで、そういったことでぜひガイドにしる、食の提供にしるですね、その活動の拠点となるやっぱり施設が必要だということで、その整備、地元の中では、新たなものを造ってほしいというのがありますけども、空き家等を活用してそういうことできないのかとかですね、そういった議論も今行われているということで、いずれにしても私どももその拠点施設というのは必要ではないかというふうに思っておりますし、地域の皆さんとのそういう協議を通じて、最終的にどんな手法で、それをやっていくかということを考えていきたいなというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今の霜鳥委員の関連の食の関係なんですが、いわゆる中途半端な食というような形よりも、かえって私は、狙うターゲットだったら、ハイエンド層というか、収入の高いところの人たちを狙うと、そこからシャワー効果があるんですね。低いところを狙っていると、そこから下はもうシャワー効果がないんで、そういう例えば冗談だけでもね、昼飯何とかで1万円とかさ、そういうようないわゆるちょっとした発想の転換をしていかないと、ほかには勝てないのかなということで、そこら辺はどこまで取組んでいるのか分からないんですけども、ぜひそういうものも入れながら、話題性と、それから観光につながるようにぜひ取り組んでいただきたいなと、頑張ってくださいありがとうございますと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） まだ具体的にですね、どういった客層というようなことまで絞り込みが行われていない状況ですけども、いずれにしても、宝蔵院庭園なり、地域の魅力をさらに高めるアイテムとして、やっぱり提供で

きるように、また地元の皆さんと取組を進めていきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） スロヴェニ・グラデツ高校交流事業。

天野委員。

○天野委員（天野京子） この状況の中で、非常にイタリアにも近いという、この状況で夏ぐらいにはもうメンバーを募集しなければいけないと思うんです。万が一今年これを開催しないことがあるかもしれないというようなことをお考えでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 新型コロナウイルスの関係なんですけれども、今私どもも非常に対応について、ちょっと迷っているといえますか、苦慮しているところです。過去の状況を申し上げますと、以前新型インフルエンザが世界的に流行した際には、実はその派遣を中止したという経緯もありますので、明日ですか、政府の国の専門家会議からまた情報が出るようなんですけれども、今後の状況に応じては、そういった残念ながら中止ということも視野に入れて検討する必要があるのかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 社会教育費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 議事整理のため、5分休憩いたします。

休憩 午後 5時14分

再開 午後 5時20分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を進めます。

次に、10款の保健体育費に入ります。スポーツタウンづくり推進事業について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 新型コロナウイルス関係で、非常に見通しが立たずですね、見えない敵にやられているというのが現状なんですけど、指定管理者ということで、その総合型地域スポーツクラブは市の体育施設と指定管理を受けているわけなんですけども、行政からの使用自粛とか、そういう形の中で使用制限が加わっています。そんな中で、市の各種講座とか、また自主開設講座とか、いろんな面で通常の利用収入から比べたらかなり減収、またそういう影響が大きいのかな、これからまた先考えますと、夏のスポーツ合宿とか、そこら辺にも影響が出てこないかなという心配をしております。その中で、今回の利用自粛については、結局は指定管理者側の瑕疵であれば、これはやむを得ないという部分も考えられますけども、いわゆる自粛を要請されて、それに従った形の中で、いわゆる事業を止めているという中ではですね、いわゆる資金繰りとか、いろんな面で指定管理者側のほうの経営にも影響してくるのかなというふうに私は思っています。そんな中で、今後さらに長期化した場合、非常に新年度の運営にも支障してくるんだろうなと。そこら辺考えますと、ある程度の対策を講じていかなきゃならないじゃないかというふうに考えておるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 新型コロナウイルスによる影響の関係ですけれども、おっしゃるようになりますね、施設の利用制限による利用料収入の減とか、大会や教室を自粛要請しているということで、それらの参加料とかですね、もろもろ収入減につながる状況が発生しておりますので、やはり指定管理者の適正なこの運営基盤を維持していく意味で、やはり何らかの対応が必要だというふうに考えておまして、今その影響について調査をしているところでございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともですね、盤石な財政基盤であればいいですけども、NPO法人とか、そういう形の中で取り組んでいますので、ぜひともその辺の体制の構築をいただいて、市民のスポーツ、健康づくりという面で支障ないような形で取組をお願いしたいと思っています。

以上です。

○委員長（八木清美） 市長。

○市長（入村 明） ただいまの質疑にちょっとお答え申し上げたいと思いますが、今の全国市長会、それから県市長会です、特に公共施設の閉館、イベントの自粛ということで、大変な動きを今余儀なくされております。そういう意味におきましてですね、休止イベントキャンセル等についてですね、指定管理者の事業収入の減少あるいは非常勤職員ですね、そういう皆さんの賃金の補填ということ、あるいは会場を使用しないからとかいろいろで返金せいとか、いろんなあれがあるわけです。これに伴いましてですね、市町村の負担について、これは今国のほうにですね、財政措置を講ずるということを緊急要望で今一斉にですね、動いているということだけ申し添えさせていただきます。

○委員長（八木清美） 次に、健康保養地づくり推進事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先ほど説明ありました。最初にお聞きしておきたいのは、また元へ戻るのかなというのがあるんですけども、元じゃなくて生涯学習から健康保険課と観光商工課に行く、これセットでというか、健康保健とこれとセットなんか、これ分かれていくのか、その辺の流れはどうなりますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今回の業務の一環なんです、端的に申し上げれば、市民の健康づくりに関わる部分は健康保険課、この健康保養地プログラムを活用した市外からの来訪者を呼び込んだ交流人口の拡大という部分については、観光商工課のほうにその業務を移管するという考え方です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そうすると、このポッチ2つ目の妙高ツーリズムマネジメント連携した市外来訪者の民間企業による健康ツアーの受入れというのは、これは双方でもって連携してやるということなんですか、これどっちかが受けてやるということなんですか、どうなりますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 市外からの来訪者の受入れの関係ですけども、平成30年度から生涯学習課にこの業務が移管されて、この事業の根幹をなすのは、先ほど申し上げた健康保養地プログラムの提供ということでございます。その活動拠点になるのが妙高高原体育館ということで、どうしてもその指定管理者との連携が欠かせないということから、私どもがハード、ソフト一体となって推進に取り組んできたということです。その中で、この市外来訪者向けのプログラムの提供については、指定管理者、そして妙高ツーリズムマネジメント、私ども3者が連携しながら、その受入れ体制づくりというものを進めてまいりまして、2年かけてですね、基本的に来訪者に提供するための窓口は、妙高ツーリズムマネジメントが担うという仕組みができ上がりましたので、それを所管する観光商工課のほうに業務を移管するという、実際の受入れの窓口は、この妙高ツーリズムマネジメントが行うという仕組みでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なるほどと思うんですけども、かなり複雑になるなと思っています。今までね、そうやって2年間かけて形づくりをしてきたよということでもありますけども、端的に言ってこのプログラム、市民向けの教室、

どのくらいの利用者があったのか。あと今言った市外からの受入れ、この実績はどのようなか、併せてお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） プログラムの受入れ状況でございますが、今年度、令和元年度においては、市民向けの教室として延べ1069名、それから来訪者向けは256名でございます。実は、来訪者向けについては、当初もう少し予約を見込んでいたんですが、10月の台風の影響で140名ほどのキャンセルが出てしまったということで、結果して前年度をちょっと下回る結果になってしまったという状況でございます。

○委員長（八木清美） 保健体育費についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次に、公債費に移ります。公債費の市債利子償還金について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） さっきちょっと説明はあったんですけども、予算書の322、23になります。この利子償還金なんですけども、いっぱいあるというのは感想です。その前にですね、元金そのものも全て借換債でもって賄って換金を償還している。それに対して利子償還金という形になってきております。この借換債の位置づけと、この後対応がどうなるのか、そこのところお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回借換えをする事業債というのは、4事業債ございます。それは予算書の73ページを御覧ください。この節の部分ですね、庁舎建設事業債の一般補助施設整備事業、これは（借換債）と書いてありますが、この借換債と括弧についているのが借換債の方でございます。それにつきましては、それぞれ庁舎建設事業債の一般補助施設整備事業は、平成22年度に借り入れたもので、利率が0.93%でございました。そして、そのずっと下の道路橋梁整備事業債の合併特例事業5082万とありますけれども、これが0.88%、そしてその下の都市計画事業債の合併特例事業の386万円というのが0.88%、教育施設整備事業債の合併特例事業1513万4000円、これは2本入っております。スポーツ施設整備事業分が0.88%、新井総合コミセン改修事業分が0.93%ということでございました。借換えにつきましては、毎年3月に実施しております、その際金融機関から提示される利率をもって借換えをするということになっております。ちなみに令和元年度の借換えのときの利率は0.30%ということでございましたので、かなり利率は低くなるということでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 最後に、その辺の利率はどうかと聞こうと思ったんですけども、非常に安いところに借り換えしてもらっているということで、了解です。

○委員長（八木清美） ほかに公債費ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 次の予備費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） その次ですね、歳入に入ります。

自動車取得税交付金について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この取得税、この制度そのものはもう既になくなって、その行き先についてはどうなのかということで、先ほど財務課長からも説明のあったところなんです。しかし、正直言って、この取得税そのものの行

き先がなかなか見えないと。あっち行ってこっち行って、そのうちのあれがこれでこれがこれでというのがあるんですけども、かいつまんだところでもって、そのいきさつで行った先がどこだよという形をちょっと説明していただくとありがたいなと思うんですけど、時間の関係がありますので細かい話はさておいて、例えば今までの自動車取得税そのものは、どういう流れになってここへ来ているという、その流れだけちょっとお聞かせいただくとありがたいなというところですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 令和元年の10月1日に消費税が10%に引き上げられました。そのときに、自動車取得税が廃止されまして、代わりに自動車税に環境性能割というのが創設されました。その環境性能割というのは、燃費のよしあしで税率が変わるというもので、従来の自動車取得税と同様に、車両を購入したときに発生する税金ということで、県が徴収義務者となっております。そのため普通自動車の分というのは、県が徴収したときにかかった費用を差引いて市に環境性能割交付金として入ってきますし、軽自動車に係る分によりましては、県から市税の1款3項1目軽自動車税環境性能割に入ってくるというものでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなかね、ここに書いてあるこの数字だけはふんふんなんですけど、流れはよく分からないので、また後で勉強させてもらいます。なんせこれ見ても分からないんだということで終わります。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろ議論させていただきましてありがとうございました。

私もいろいろ動く中で、市民の声を聞いて、いつも自問自答しているのが実態です。市政に対していろいろ聞かされております。新たな夢も大事ですけども、やっぱり足元を見直すことも大事だというふうに思っております。新たな事業と市民負担との関係を見たときに、一部の課題ではあるにしても、市民の立場としては賛成できないということを表明しておきます。

○委員長（八木清美） これより起立により採決します。

議案第2号 令和2年度新潟県妙高市一般会計会計予算のうち当委員会所管事項については、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[ 賛 成 者 起 立 ]

○委員長（八木清美） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって議案第2号のうち当委員会所管事項については、原案のとおり可決されました。

---

議案第7号 令和2年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算

○委員長（八木清美） 次に、議案第7号 令和2年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） ただいま議題となりました議案第7号 令和2年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。予算書特120、121ページを御覧ください。1款財産収入617万2000円のうち

616万8000円は、土地貸付料で貸付けは26の相手方に対して35件を見込んでおります。

中段の2款繰越金は、前年度からの繰越金であり、歳入予算総額は737万3000円になっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。特122、123ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費の上段の一般管理事業は、管理会委員の報酬が主なもので161万4000円を計上しました。その下の管理会委員選挙費は、現職の管理会委員の任期が令和2年12月22日で満了となることから、選挙費用として103万4000円を計上しました。なお、管理会委員の任期は4年となります。

2目財産管理費では、笹ヶ峰地区を中心とした財産区有地の維持管理や景観向上のための草刈り等の管理委託料が主なもので、154万7000円を計上しております。

次ページとなりますが、2款1項1目地区環境整備費では、杉野沢区民の福祉の充実を図るために行う地区環境整備事業に対し、負担金を前年度と同額の300万円計上したものであり、歳出予算総額は737万3000円となっております。

以上、議案第7号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第7号に対する質疑を行います。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 令和2年度で管理委員の選挙があるということですが、定数は何名ですか。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） 定数は7名でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 選挙実施日はいつになりますか。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） 選挙につきましては、12月8日告示、12月13日投票と予定しております。

○委員長（八木清美） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第7号 令和2年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計予算は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

---

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（八木清美） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

初めに、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出がないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出ないことに決定されました。

---

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しましたので、これもちまして総務文教委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 5時42分